

電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について
答申(案)への意見及びこれに対する考え方

第1章 総論

意 見	考 え 方
<p>意見1 電気通信市場における接続ルールの在り方については、今回の答申(案)の整理にて各種議論を停滞させることのないよう、より本質的な議論の場の設定等、関係者による真摯な取り組みにつなげるべき。</p>	<p>考え方1</p>
<p>○ 【総論】</p> <p>電気通信市場における接続ルールの在り方については、国民生活や経済産業活動にとって必要不可欠な通信サービスの円滑な接続環境の確保を図るべきものとして、「①公正競争の促進」と「②利用者利便の増進」という二つの目的に資するよう、これまで各種見直しの議論がなされてきました。</p> <p>このうち、「①公正競争の促進」の視点に立てば、相対的に、活発な料金競争やサービス競争が進展している移動体通信市場ではなく、独占事業者として出発した歴史的経緯を有し、ボトルネック設備を保有する事業者が存在するFTTH サービスや次世代ネットワーク等の固定ブロードバンド市場こそ、優先的なルール整備が求められる領域であり、今回の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の議論においても、IP 化・ブロードバンド化等の市場における環境変化に伴うルール整備の必要性が示されていることを踏まえれば、固定ブロードバンド市場に係る新たな課題解決に向けた先進的な取組みが期待されていたことは明らかです。</p> <p>しかしながら、現実には、今回の議論の中では、携帯電話事業者の接続料算定の在り方や旧来から論点とされていた既存のレガシー系ネットワークに係る一部の問題に関する議論が先行し、追加的ルールの必要性について結論が示されている一方、今後の主要サービスたるブロードバンド市場に係る課題や、IP 化の移行に際して上昇傾向が見込まれるレガシー系の各種接続料等、昨今の環境変化に伴い生じるであろう本質的問題に関しては、実質的にほとんど進展が見られない結果となっています。</p> <p>他方、市場において現に進行するFTTH 市場の独占傾向の高まりについては、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、合わせて「NTT 東西」という。)によるアクセス網を始めとするボトルネック設備の保有や、日本電</p>	<p>答申(案)においては、IP化・ブロードバンド化やモバイル化の進展、それに伴う上位レイヤー市場の伸長や固定通信と移動通信の融合といった電気通信市場における環境変化を踏まえて、一種指定制度・二種指定制度を中心とした接続制度の在り方について検討を行ったものである。他方、今後固定通信市場、移動通信市場において更にダイナミックに環境が変化することが想定されている。このため、総務省においては、まずは答申(案)を踏まえた所要の対応を速やかに行なうことが必要であるが、接続ルールの在り方については、3年後の2012年度を目途に、関係事業者の意見等を踏まえつつ、改めて検討を行うことが適当であるとした上で、当該時期にとらわれず、接続ルールに見直すべき点が生じた場合には、適時適切に見直すことが必要である。</p>

信電話株式会社殿を中心とした NTT グループの一体経営等、グループドミナントの高まりに起因するものであり、これら喫緊の課題について十分な議論を行わなければ、早晚、固定ブロードバンド市場を始めとする電気通信市場の健全な競争は完全に機能不全に陥ることは間違ひありません。

2010 年における「NTT 組織の見直し議論」を目前に控えた現時点において、これら緊急性を有する競争上の諸課題に対する議論を深めていくことが非常に重要な意味を持つことも踏まえ、既定の枠組みを超えた包括的な議論により、今後の第一種指定電気通信設備制度の在り方等に係る検討を開始することが必要と考えます。

また、「②利用者利便の増進」の視点に立てば、例えば、移動体通信市場に係るルール整備に関し、携帯電話事業者の接続料の低減が利用者料金の低廉化に寄与するといった誤った前提に基づく議論が展開され、事業者間の料金精算等の利害関係に重きが置かれた消費者不在の議論が一部なされていましたことを否定できません。

本来、利用者利便の増進という目的のためには、利用者料金の低廉化に直結するモバイルネットワークの設備効率化方策や、デジタルデバイドの解消の在り方、あるいは実効的な MNP 制度の障壁の排除による顧客流動性の確保等が優先して議論すべき課題と考えられますが、本答申案ではこれらについて解決に向けた踏み込んだ措置を打ち出すには至っていません。

従って、総務省殿においては、真の利用者利便向上に向け、これら課題について、実質的議論の先送りや事業者間の協議状況の注視にとどまらず、研究会等の立ち上げ等積極的な関与を明確化して頂くべきと考えます。

以上見てきたとおり、今回の議論及び本答申案の結論においては、「①公正競争の促進」、「②利用者利便の増進」双方に資する十分な議論が尽くされ、効果的な政策を打ち出すに至っているとは言えないことから、本整理にて、各種議論を停滞させることのないよう、より本質的な議論の場の設定等、関係者による真摯な取り組みにつなげて頂くことを強く要望します。
(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ 【はじめに】

接続ルールの在り方の見直しの検討については、固定ブロードバンド市場における公正競争環境の整備をはじめとして、多岐にわたる内容について、電気通信市場において設備競争とサービス競争を更に促進する観点で、有意義な提言が行われたものと評価しています。

ユーザー利便を確保する観点では、PSTN等のレガシー系サービスの接

続料上昇やユニバーサルサービス制度の在り方といった課題について、IP網への移行をどのように進めていくべきか十分に議論して整理を進め、速やかに政策を実行する必要があります。

更に、NTT東・西がNGNをFTTHと一緒に構築し、アクセス回線におけるボトルネック性を梃子に事業領域を拡大するなど、NTTグループが一体となってあらゆる分野で市場支配力の強化を図っている現状においては、今回FTTHの屋内配線のルール整備が進展することは一つの成果ですが、シェアドアクセスの接続料の在り方やNGNのアンバンドル等、残された課題についても早期に検討を深め、オープン化を進めることができます。

特に、NGNについて、接続ルールを整備する前にNTT東・西が活用業務として申請し、総務省が認可したことは公正競争環境を確保する観点からは極めて問題です。本来は、NTT東・西が第一種指定電気通信設備を用いて新しいサービスを提供する場合には事前に接続ルールを整理しておくべきです。一方、審議会においても、行政による政策の進め方の妥当性について、引き続き十分にチェックすることが強く求められます。

上記の課題を解決し、利用者利便を向上させるためには、如何にして公正な競争環境を確保・促進していくのかという視点で、競争政策の在り方を国民的議論として行うことが不可欠です。そのためには、まずNTTグループが、日本の電気通信市場を今後どのように発展させていくのか、自らの考えを示すことが重要であり、リーディングカンパニーとしての責務であると考えます。

なお、行政における公正な競争環境を確保するための政策的な取り組みは、市場が発展段階にある時期にタイミングよく行われることが重要であり、今回の答申をもって暫く状況を注視するのではなく、即時に検討に着手することが必要です。

(KDDI)

- 今回の接続ルールの見直しは、2001年7月の電気通信審議会答申『IT時代の接続ルールの在り方について』以来となる、日本の通信市場における接続ルールの全般的な見直しとなります。その中でも特に、その契約件数が1億を超え、固定電話市場と比較しても巨大な市場へと成長し、また国民にとっても生活必需品として日常生活において不可欠なものとなったモバイルサービスに関して、第二種指定制度設立以来の各接続ルールの適正化策が多数提言されたことは、今後の公正競争の確保及び利用者利便性の向上に大きく寄与するものと評価します。

更に今回の検討では、固定・携帯事業者のみならず、MVNOやコンテンツ

プロバイダを含めた多数の関係事業者に対しても、公開ヒアリング等におけるルール提案の場が設けられたことによって、現在の携帯事業者との接続で生じている様々な問題が、日本の通信市場全体の抱える問題として浮き彫りとなり広く検討が進められたことは、非常に有意義な取り組みであったと考えております。このような接続ルールのレビューについては、今後の研究会開催等でも継続して頂きたいと考えております。

また、当社としましては、今回の接続ルールの見直しにおいては、以下に述べる観点が特に重要と考えており、これらの観点をふまえ各項目について意見を述べさせて頂きます。

①モバイルの接続料問題とドミナント規制の抜本的な見直しについて

モバイルについては、前述の通り、巨大な市場へと成長し、国民にとっても生活必需品として日常生活において不可欠なものとなっています。しかしながら第二種指定制度に関しては 2001 年の制度設立以来、見直し検討の対象にならなかったことはなく、例えばモバイル接続料算定では、算定内容の適正性・透明性を欠き、高止まりの状態が長く続いた一方、自社内通話という限定的な範囲での定額制料金導入の営業戦略が採られるようになり、公正競争上の問題点が指摘されてきたところです。

このような中で、今回、制度設立以来はじめて第二種指定制度の検証・見直しの検討が行われ、主に接続料算定方法やアンバンドル制度等に関する「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」の作成が提言されています。本ガイドラインの作成は、現在の市場環境に応じて、第二種指定制度の実効性及び有効性を高める非常に重要な取り組みと考えます。接続料の算定方法等の明確化は、高止まりが続く接続料の引き下げを図ることによって、利用者料金競争の活性化をはじめ利用者利便の向上につなげることであると考えられ、ガイドラインの一刻も早い実施が望まれていると考えます。また、本ガイドラインに今回規定される各内容については、次回の接続ルール見直し時期（2012 年度）に拘ることなく、運用状況を定期的に検証し、問題点があれば隨時改善を行うといったPDCAサイクルを確立することが、本ガイドラインの有効性を今後も担保していく上で重要なことと考えます。

他方、第二種指定制度自体の見直しの検討については、今回は先送りとなっています。しかしながら、前述のガイドラインの作成は、まさに現行の第二種指定制度だけでは賄い切れない部分を補うために作成されたものと考えます。その他にも、日本通信殿・NTTドコモ殿間の接続協議不調が原因となった裁判申請、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関する

ガイドライン」及び「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」等の措置が今まで行われたことを踏まえれば、現在の第二種指定制度自体が有効に機能しているかは疑問であると考えます。したがって第二種指定制度自体の見直しの検討は今後も行われていく必要があり、その際には、その規制根柢である第二種指定事業者の市場支配力に着目した制度の在り方が検討される必要があると考えます。今後のブロードバンドサービスの更なる高速化等に伴う固定市場との融合やコンテンツ配信市場等の周辺市場への影響力の拡大、そして現在のモバイル市場においてすでに50%以上のシェアを有する巨大なドミナント事業者の存在を考えれば、その市場支配力に応じた制度構築が検討されることは必然と考えます。

②固定ブロードバンドの現状の課題と将来展望について

固定ブロードバンド市場に関しては、以下の喫緊の課題があると考えます。

- ・FTTH市場におけるNTT独占化と純増数の漸減
- ・ドライカッパ料金を始めとするPSTNに係る接続料の上昇基調

FTTH市場においては、新たな事業者による参入が見込まれないまま、NTT東西殿シェアが、2009年3月末時点で74.1%まで上昇しNTT東西殿による独占化傾向が更に強まっている状況です。また、NTT東西殿の独占化傾向と相俟って、FTTH純増数は鈍化しており、更に日本における固定ブロードバンド全体の市場については3,000万を越えたものの天井を打つ様相となっています。

一方、ドライカッパ接続料は上昇基調にあるなど、PSTNに係る接続料についても、今後の動向を予見することが極めて困難な環境にあります。

当社は、これまでの関連する意見書等において、NTT殿による「PSTNからIPネットワークへの移行に係る概括的展望」の早期公表の重要性を繰り返し申し述べてきましたが、固定ブロードバンドにおける課題は喫緊のものであり概括的展望の公表を検討ターゲットとして時機を逸することを強く懸念します。

したがいまして、NTT殿による「PSTNからIPネットワークへの移行に係る概括的展望」の公表を待つまでもなく、固定ブロードバンドの将来的な展望として、利用者がより低廉な料金で多様な事業者のサービスから選択可能となる環境を目指し、あらためてサービス競争を軸足に据えた競争施策の早期整備が行われるべきと考えます。

また、あわせて、PSTNとIPネットワークが並存する期間においては、利用者料金への影響を勘案し、PSTNに係る接続料の算定方法について、セーフティネットとしての接続料設定の考え方も検討する必要があると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)	
<p>意見2 通信プラットフォーム機能について、本答申(案)に基づいて行政による「注視」が継続・強化され、協議会における協議の状況に応じてタイムリーかつ適切な措置が取られることを期待する。</p> <p>○ 当コンソーシアムは、モバイル業界の発展と利用者利便の増進を目的としてオープンで公正なモバイル環境を整備するための提言や制度設計を行うべく、モバイルインターネットにおける広告主、コンテンツプロバイダー(CP)、課金事業者などを主な構成員として設立された団体です。その活動の一環として、総務省の「通信プラットフォーム研究会」の報告書に基づいて設置された「モバイルプラットフォーム協議会」にも参加させていただき、本件答申案の第4章でも取り扱われている各課題を含む通信プラットフォームの諸課題について、携帯事業者との間で具体的な協議を行って参りました。</p> <p>モバイルプラットフォーム協議会における協議の構造は、通信プラットフォームの所有者であり強大な市場支配力を背景に通信プラットフォームに関するあらゆる意思決定を自由に行うことのできる携帯事業者とその携帯事業者の了解や承認を得ない限り通信プラットフォームを利用したエンドユーザー(携帯利用者)向けのサービスを提供することのできないCPや課金事業者との間の協議であり、当初は、一方的な展開となることが懸念されておりました。しかしながら、これまでの協議については、CP等から提出された意見・要望に対し携帯事業者側でも大変真摯な取組みをしていただいたことに加え、総務省からも協議会にオブザーバー参加をいただいたことや学識経験者による中立的な立場からの取りまとめがなされたことなど関係者の多大なるご努力の結果、携帯事業者とCP等との間には一定の相互理解が芽生えるなど、協議を行っていく上の環境整備ができた点で一定の評価をできるものと考えております。</p> <p>ただし、各課題に関する具体的協議については一定の方向性が見出されたものもある一方で、大部分の項目については今後の協議に問題解決を委ねることになっており、今後とも引き続き関係者によるさらなる努力が必要な状況であると認識しております。この点、本件答申案にて通信プラットフォーム機能を「注視すべき機能」に位置づけた上で、事業者間協議の進展状況を注視し必要に応じて適切な対応を行うことが提言されていますが、当該提言に基づいて行政による「注視」が継続・強化され、協議会における協議の状況に応じてタイムリーかつ適切な措置が取られることに大いに期待されるものであり、また、今後の協議の成功に必要不可欠な要素であると考えます。特に、協議</p>	<p>考え方2</p> <p>答申(案)に示したとおり、総務省においては、課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能などの通信プラットフォーム機能を「注視すべき機能」に位置づけた上で、事業者間の進展状況を注視し、必要に応じて適切な対応をとることが適当である。</p> <p>なお、意見にある「認証課金機能」についての考え方は第4章に示したとおりであり、その他の項目については今後の検討に当たっての参考とさせていただきたい。</p>

の一方の当事者であるCP等は、携帯事業者に比べて経営体力が極めて小さい企業体が中心である上、協議の相手であり、かつ、サービスによっては競合相手でもある携帯事業者との間で通信プラットフォームを介した接続をしなければエンドユーザー(携帯利用者)へのサービス提供ができないという特殊な構造下にあり、行政においてもこうしたCP等の状況や協議構造を十分に考慮に入れた対応を取ることが望まれるところであります。

モバイルプラットフォーム協議会における具体的な協議事項と協議状況は以下のとおりであり、こうした協議の実態を踏まえ、当コンソーシアム認証課金分科会として本件答申案に対して、下記2「具体的内容」に示すとおり意見を述べさせていただきます。

*モバイルプラットフォーム協議会における協議事項と協議状況(詳細は、
http://www.yougolab.jp/mpc/pfkyo-report_0807.pdf 参照)

1. 公式サイトにおけるコンテンツ掲載基準の透明性向上

【内容】

いわゆる公式サイトにおけるコンテンツ掲載基準の一層の透明化やコンテンツ作成・改変などの際のさらなる機動的な対応の可能性につき協議を行った。

【協議結果】

- ① 掲載不可能なネガティブリストの一層の具現化、課金を伴わないコンテンツ掲載基準を別建てにする案等について協議がなされたが、現状においては新たな措置を講じるべきとの結論には至らず、今後状況に応じた協議を行うこととする。
- ② また、本件に関する実態上の問題の多くが、2.のリンクアウトが今後円滑に運用されることによって解決される可能性もあるため、本件については2.についての今後の協議と併せてあらためて必要な協議を行うこととする。

2. リンクアウトの運用方針の明確化・柔軟性の確保

【内容】

ユーザーの安全性を確保しつつ公式サイトから一般サイトへのリンクアウトについてのニーズにより適切に対応する観点から、運用方針の明確化や柔軟性の確保等について協議を行った。

【協議結果】

- ① 従来のリンクアウトのほか、協議の中で「ブリッジ・ページ」により公式サイトとそれ以外での責任分界を明確にする方法の提案がなされ、一部事業者が7月から取扱いを開始、またはその導入の検討を開始した。
- ② このため、本年秋を目途として、ブリッジ・ページを経由するものを含めリンクアウト全般の運用実態等を踏まえた課題のレビューを改めて行い、当該レビューを踏まえた協議を実施することとする。

3. 認証課金機能の開放と多様化

【内容】

これまで、公式サイトにおけるデジタルコンテンツへの認証課金手段は、携帯事業者による情報料回収代行に限定されており、また、一般サイトに対し当該機能は提供されていないが、認証課金機能の多様化によるビジネス拡大、ビジネスモデルの多様化、ひいては利用者利便の向上を図るため、「一般サイトに対する携帯事業者による課金機能の提供」及び「公式サイトの認証課金手段の多様化」の実現について協議を行った。

【協議結果】

- ① 「一般サイトに対する携帯事業者による課金機能の提供」については、ユーザー・CP・携帯事業者間の責任関係が明確化され、消費者保護のための要件が確保されることを前提として、実現に向けた検討を進める。
- ② 「公式サイトの認証課金手段の多様化」についても、上記と同様、ユーザー・CP・携帯事業者・課金事業者間の責任関係が明確化され、消費者保護のための要件が確保されることが前提となるほか、携帯事業者、課金事業者、CP の間の個別協議によりビジネスベースの課題解決が図られることが必要であり、これらを前提として実現に向けた検討を進める。
- ③ 上記①②で言及している、ユーザー・CP・携帯事業者・課金事業者間の責任関係や消費者保護のための要件を明確にしていくことは、関係事業者に共通する課題であるため、本年中を目途として、それらを規定する標準的な枠組みとして「認証課金標準ガイドライン」(仮称)を策定し、またその運用の枠組みについての検討を行うこととする。
- ④ 上記標準ガイドラインの策定や運用の枠組み等の検討を行うため、モバイルプラットフォーム協議会の下に、各携帯事業者、各 CP 関係団体の代表者から構成される起草委員会を設け、早期に具体的な作業に着手する。
- ⑤ 標準ガイドラインで規定するものとして検討を行う項目としては、ユーザー・CP・携帯事業者・課金事業者間の責任関係、未成年者保護等消費者

<p>保護のための要件、一般サイトの CP や外部課金事業者としての適格性その他決済の安全性・信頼性に関する事項等が想定されるが、具体的には起草委員会において、必要に応じて有識者や関係行政機関の意見も踏まえ検討を行う。</p> <p>⑥ 標準ガイドラインに沿った個別事業者間のビジネスベースの協議についても、上記検討の進捗に応じて順次進める。</p> <p>4. その他(14 項目):</p> <p>【協議結果】</p> <p>今後とも、個別の項目ごとに関係者による必要な対応が進められることが期待されるが、関係事業者共通の問題として協議すべき新たな検討課題が生じた場合には、本協議会においても必要な対応を行っていくこととする。</p> <p>(オープンモバイルコンソーシアム)</p>	
<p>意見3 固定ブロードバンド市場の公正競争環境整備はすでに進んでおり、NTTに対して新たな規制を設ける必要はない。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 事業者間の取引関係が双方向的になっていることを踏まえ、取引のバランスを確保するための措置が必要</p> <p>指定電気通信設備制度が導入された当時は、他事業者が当社と同等のネットワークを自ら構築し、市場参入することは実質的に困難であったため、当社の固定電話網を開放して、その接続条件を整備することにより競争を促進してきました。そのため、事業者間の接続料のやりとりは、当社が中継事業者から接続料を受け取る形態が中心でした。</p> <p>その後、固定電話市場で、ドライカッパを利用したOAB～J電話サービス、O50IP電話サービスやひかり電話サービス等が現れ、携帯電話市場でも、携帯電話サービスが急速に普及し、また、固定発携帯着の通話について、携帯電話事業者に代わって固定電話事業者が利用者料金を設定することが認められるようになってくると、当社と他事業者間の接続料のやりとりも、事業者同士が相互にネットワークを利用し合って接続料を支払い合う双方向の関係に変化してきました。</p> <p>このように事業者間の関係が変化していく中、従来は、ひかり電話網が指定対象外となっていたため、「固定－固定」間の通信においては、事業者間の協議により、ひかり電話網の接続料を接続事業者が設定する接続料と同額とすることで、事業者間取引のバランスを確保することが可能でしたが、昨年3</p>	<p>第一種指定電気通信設備制度は、電気通信事業分野の公正競争を図る観点から、固定通信事業において加入者回線総数の50%を超える加入者回線を有する者に対し、当該設備をボトルネック設備に指定した上で各種の接続関連規制を課すものである。</p> <p>一種指定制度は、当初は固定電話を中心に、その後はブロードバンドサービスの重要性の高まりに対応して接続ルールの見直しが随時行われてきた。</p> <p>電気通信市場では、IP化・ブロードバンド化やモバイル化の進展による環境変化が生じており、急速に変化する市場環境の中で、接続制度の趣旨・意義である公正競争の促進・利用者利便の増進を十分に確保するためには、一種指定制度・二種指定制度の在り方を不斷に検討することが必要である。</p> <p>答申(案)においては、以上のような認識も踏まえ、一種指定制度・二種指定制度を中心とした接続制度の在り方について検討を行っており、個別論点に係る検討結果については第2章から第5章に示したとおりである。</p>

月の審議会答申を踏まえ、ひかり電話網が指定対象とされたことで、当社が事業者均一のひかり電話網の接続料を定めることになった一方、接続事業者は従来どおり自由に接続料を設定できるため、今後、接続事業者がひかり電話網の接続料よりも不当に高い水準の接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる懸念が生じています。更に、昨年以降、固定通信事業と移動通信事業を1社(グループ)で提供している事業者が、自社内やグループ内の「固定一携帯」間通話を無料にするサービスを提供されていますが、それら事業者について、自社内やグループ内の取引条件と他事業者との取引条件のバランスが損なわれている懸念も生じています。

したがって、当社としては、こうした市場・競争環境の変化を踏まえ、双方向の関係にある事業者間取引のバランスを確保するための措置について検討して頂きたいと考えます。

○ 固定ブロードバンド市場の公正競争環境整備は既に進んでおり、当社に対して新たな規制を設ける必要はない

固定ブロードバンド市場の公正競争環境整備について、我が国では、線路敷設基盤を含め、世界的に最もオープン化が進展し、固定ブロードバンド市場では、FTTH、ADSL、CATVやWiMAXに代表される広帯域無線サービス等、多種多様なアクセスラインや局内装置を用いたサービスが他事業者によって提供されるようになる等、現に設備ベースの競争が進展していることを踏まえ、屋内配線工事、中継ダークファイバの空き芯線がない区間における代替手段の確保等、他事業者が自ら実施可能で現に実施している項目についてまで、当社に対して新たな規制を課す必要はないと考えます。

(NTT西日本)

○ 1. 指定設備制度導入から10年以上が経過し、我が国の通信市場は、NTTの地域通信網に依存せず自前の網で多種多彩なサービスが提供されており、相当規模のユーザを獲得した競争が進展している状況にあり、また通信サービスの中心は回線交換による音声サービスからIP網を利用したデータ通信サービスや様々なアプリケーションサービスへと移行し、グローバルプレイヤも含め世界的規模で競い合いながらユーザニーズに対応したサービス展開が拡大・進展している。

このため、技術革新の成果をユーザが等しく享受できるよう、基本的に、ブロードバンド・IPに係る指定設備制度上の経済的規制は行わないこととし、グロ

<p>一ernalなプレイヤーも含めた多様なサービスプロバイダによるサービス提供に対する消費者保護の観点からの社会的規制に絞ることが適切である。</p> <p>また、我が国経済全体の成長や国際競争力の向上にICT分野の貢献が期待されているが、ブロードバンド・IP分野に固定電話と同じ経済的規制を持ち込めば、事業者の創意工夫による自由な事業活動を阻害する可能性があり、新たな成長の芽を摘まれていることから、規制する必要はないと考えている。</p> <p>(NTT 持株)</p>	
--	--

第2章 モバイル市場の公正競争環境の整備

1 第二種指定電気通信設備制度の検証

(1) 規制根拠・規制内容

意 見	考 え 方
<p>意見4 今後、「有限希少な電波の割当を受けることと市場支配力との関係について検討することが必要」とされたことに賛同。また、二種指定制度の対象事業者の拡大については、非指定事業者による取組状況を注視しつつ、二種指定化の検討を進めることが必要。</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 有限希少な電波の割当を受けている携帯事業においては、適正かつ円滑な接続の確保の観点から、基本的には二種指定制度と同レベルの規制を全事業者に適用すべきであると考えますが、答申(案)第5章にあるように、今後、「有限希少な電波の割当を受けることと市場支配力との関係について検討することが必要」とされたことに賛同します。</p> <p>また、二種指定制度の対象事業者の拡大については、非指定事業者による二種指定事業者と同一の方法による接続料算定の取り組み状況を注視しつつ、二種指定化の検討を進めが必要であると考えます。</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>なお、二種指定制度の規制根拠や二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値(25%)については、現時点で考え方を変更することは適当でないが、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要になった場合には、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当である。</p>
<p>意見5 携帯電話市場シェアの約95%を占めている上位3社についてはボトルネック性を認めるべきであり、二種指定制度の対象とする方向で再検討すべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 答申(案)では、携帯事業者の設備にはボトルネック性がないとしてすべての携帯事業者を二種指定制度の対象とすることは適当ではないとしている</p>	<p>二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値(25%)については、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点での考え方を変更する積極</p>

が、以下の理由から、少なくとも携帯電話市場シェアの約 95%を占めている上位 3 社については二種指定制度の対象とする方向で再検討すべきである。
(理由)

電気通信審議会(当時)で二種指定制度について議論された 2000 年当時は、携帯電話は音声利用を中心であり、いわゆるモバイルインターネットの加入者数は 460 万～2700 万加入程度と、今日の 5～30%の利用者しかいない状況を前提にした議論であった。このため、接続ルールについても、携帯事業者間の接続を対象に検討されており、モバイルインターネットにおける携帯事業者とコンテンツプロバイダーや課金事業者等(以下、「CP 等」という。)の接続については検討の対象とされていなかった。モバイルインターネットにおける接続の問題は、携帯事業者相互間の問題であった伝統的な電話の接続のケースとは異なり、携帯事業者と CP 等の携帯事業者以外の者との接続の問題となっており、接続問題の構造が従来とは異なる。CP 等にとっては、携帯事業者と接続しなければ事業そのものが成立しない点で、携帯事業者の設備にはボトルネック性が存在している。

左記「ア」で、「ネットワークの代替性が存在する」とされているが、CP 等にはネットワークの代替性はない(A 携帯事業者から接続を拒否されると A 携帯事業者のユーザーにサービスを提供する道が閉ざされる)。

左記「イ」で、固定通信市場のケースでボトルネック性はシェア 50%を超える事業者のみに認めていているとされているが、現実には当該事業者のシェアは 9 割を超えており、一種指定の効果は市場シェアの 9 割以上に及んでいる。この点、モバイルについては、携帯事業者の市場シェアは上位 3 社と下位 2 社で大きく開きがあり、上位 2 社ではシェアは 75%にしかならず、上位 3 社でようやく市場の 90%を超えるという実態に即し、一種指定の状況を勘案して判断すると、上位 3 社の携帯事業者を二種指定にすることには一定の合理性がある。

左記「ウ」で、「モバイル市場ではサービスの多様化や利用者料金の低廉化が一定程度進展しており、すべての携帯事業者のネットワークにボトルネック性が認められるほど公正競争が阻害されているとは言えない」とされているが、これは携帯事業者相互間の接続について論じたものであり、CP 等に対して提供されるサービスの多様化や料金の低廉化はまだ十分に進んでいるとは言えない。すべての携帯事業者にボトルネック性を認める必要性は確かに薄いが、上位 3 社についてはボトルネック性を認めるべきである。

(オープンモバイルコンソーシアム)

的由は認められないが、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当である。

意見6 市場シェア上位3位までの携帯電話事業者を二種指定制度の対象とすべき。	考え方6
<p>○ 2009年7月時点での携帯電話各社の市場シェアは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTTドコモ： 48% ・KDDI： 27% ・ソフトバンク： 19% ・ウィルコム： 4% ・イーモバイル： 2% <p>となっており、3位と4位の間にシェアの明確な差が生じている。また、市場実態としては、この3位以上と4位以下の事業者ではCP等への影響力や市場への影響力にも明確な差がある。したがって、<u>上位3位までを二種指定の対象とすべきであり、二種指定の対象を上位2社に限定することには合理的理由があるとは言えない。</u></p> <p>なお、第3位の携帯事業者においては「公正な接続料算定ルールが確立されれば、関連する情報の開示を積極的に実施する」ことを表明していることであり、当該事業者が二種指定を受けたからと言って実質的な負荷等が増えるわけではない。</p> <p>(オープンモバイルコンソーシアム)</p>	<p>考え方5に同じ。</p> <p>また、答申(案)に示したとおり、二種指定事業者以外の事業者であるソフトバンクモバイルからは、公正な接続料算定ルールが確立されれば、関連する情報の開示等を積極的に実施する考えが示されていることから、今回は、規制対象の拡大というアプローチではなく、二種指定事業者以外の事業者による自主的な取組に期待する形で整理することが適当である。</p>
意見7 二種指定制度の規制根拠を変更しないことに反対。ボトルネック性の導入について再検討を行うべき。また、端末シェア以外に、加入者数(例えば1000万契約を超える場合等)を指定の根拠として追加することを要望。	考え方7
<p>○ 1. 第二種指定電気通信設備の規制根拠と対象について</p> <p>二種指定制度の規制根拠を変更しない旨が示されたことについては反対する。まず、ボトルネック性の導入については、今回EUの「着信ボトルネック」規制の考えによる全事業者への適用が提案されていることと、これまでMCFが提案してきたように、データ通信に関しては、「ゲートウェイサーバー機能」によって加入者への送受信が独占されているという日本特有の環境を考慮した上の再検討がされるべきと考える。</p> <p>一方で、端末シェアが25%を超える事業者を指定対象とすることを変更しないという考えに関しても以下のように新たな考えを追加することを要望する。</p> <p>我が国のモバイル市場は大手3社による寡占市場であるということは、既に社会全体の共通認識になっており、実際にハーフィンダール・ハーシュマン指数が3651と寡占状況を示しているとともに、3社の合計シェアが市場全体の95%を超えているという事実からも明らかである。このような状況でありながら寡占</p>	<p>答申(案)に示したとおり、「着信ボトルネック規制」については、個々の事業者のネットワークごとに市場を画定する考え方の適否についての検討が必要であること、また、我が国の指定電気通信設備制度の体系との整合性を図ること等も必要となることから、これらの点について更に検討を深めた上で、その導入の適否を判断することが必要としているところである。</p> <p>二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値(25%)については、考え方5に同じ。</p>

<p>事業者の一部が指定対象とならないことは、データ通信市場において大きな影響が考えられる。よって端末シェア以外に市場に与える影響が大きい端末の加入者数(例えば1000万契約を超える場合等)を指定根拠として追加することを要望する。</p>	
<p>(モバイル・コンテンツ・フォーラム)</p> <p>意見8 1000 万契約を超える事業者を二種指定事業者にすることを提案する。また、総務省において、MNO が設定する事業者間料金について注視することを要望。</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ 【要約】第二種指定制度を適用する事業者の範囲(答申案11頁)</p> <p>【要約】別紙2-1-1)-a に示す論理的帰結及び市場の競争状態がコストを度外視した価格競争状態に陥っており、直ちに是正すべき時期に来ていることから、本課題を再検討し、速やかに二種指定事業者の範囲の見直しに着手することを要望します。具体的な案として、我が国の人団に対する契約者数の絶対数が市場支配力の基準になり得ることから、指定事業者の範囲として契約者数を基準とすることとし、1000 万契約を超える事業者を第二種指定事業者にすることを提案します。</p> <p>なお、第二種指定事業者以外の複数のMNO について、明らかに相互接続料、卸役務契約における料金が高止まりしていると思われるケースが存在します。個々の案件については、まずは、個別に総務省等に相談することになるとを考えますが、総務省においても、MNO が設定する事業者間料金について注視していただくことを要望します。</p> <p>詳細は、別紙2-1-1)-a をご参照下さい。</p> <p>別紙2-1-1)-a</p> <p>契約者数が多く寡占状態を形成している上位三社(概念的には、契約者数が1000万契約を超え、絶対数で考えれば支配的地位にあると考えられる事業者)を第二種指定事業者にすべきというMVNO協議会意見や欧州での着信ボトルネックの考え方に基づいて、全携帯事業者を二種指定にすべきというNTTドコモ等の意見が表明されている一方で、答申案は、現在の規定を維持するのが適当であると結論付けています。その理由として、①「サービスの多様化や利用者料金の低廉化等が一定程度進展している状況にあり、すべての携帯事業者のネットワークにボトルネック性が認められるほど、公正競争環境が阻害されているとは言えないこと(14項)」、②「「着信ボトルネック」規制の考え方を導入する場合には、個々の事業者のネットワークごとに市場(着信</p>	<p>考え方5に同じ。</p> <p>なお、卸電気通信役務の料金については、特定の事業者に対する不当な差別的取扱い等に当たらない限り、事業者間の協議に委ねられるものである。</p>

呼市場)を画定する考え方の適否について検討が必要になるとともに、我が国とEUでは、そもそも市場画定の単位や市場支配力の認定方法が異なるため、我が国の指定電気通信設備制度の体系との整合性を図ること等も必要なことから、「着信ボトルネック規制」については、これらの点について更に検討を深めた上で、その導入の適否を判断することが必要と考えられること(同14項)」が挙げられています。

しかしながら、上記①は、別紙2-1-1)-bに示すように、非指定事業者も含めて健全な競争環境が既に崩壊していること、②については、確かにEUと我が国の中には市場画定の単位や市場支配力の認定方法の差分等が存在し、制度の違いが存在するものの、「着信ボトルネック」という考え方自体は共通概念で、ボトルネックになっていることは否定できない事実であることから、「現時点で二種指定制度の規制根拠を直ちに変更することは適当ではない(13項)」という結論には至りません。

この論理的帰結及び市場の競争状態がコストを度外視した価格競争状態に陥っており、直ちに是正すべき時期に来ていることから、本課題を再検討し、速やかに二種指定事業者の範囲の見直しに着手することを要望します。具体的な案として、我が国の人団に対する契約者数の絶対数が市場支配力の基準になり得ることから、指定事業者の範囲として契約者数を基準とするととし、1000万契約を超える事業者を第二種指定事業者にすることを提案します

なお、第二種指定事業者以外の複数のMNOについて、明らかに相互接続料、卸役務契約における料金が高止まりしていると思われるケースが存在します。個々の案件については、まずは、個別に総務省等に相談することになると考えますが、総務省においても、MNOが設定する事業者間料金について注視していただくことを要望します。

(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)

意見9 二種指定制度は、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とする必要がある。

○ 携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、公共財を利用して事業を展開している以上、全ての携帯電話事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があると考えます。

したがって、第二種指定電気通信設備規制の根拠は、固定電話市場のような設備のボトルネック性の有無に着目するのではなく、有限希少な電波を利用して自らのネットワークの利用者に対する着信呼市場において強い価格交

--	--

意見9 二種指定制度は、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とする必要がある。	考え方9 考え方5に同じ。 また、答申(案)に示したとおり、二種指定事業者以外の事業者であるソフトバンクモバイルからは、公正な接続料算定ルールが確立されれば、関連する情報の開示等を積極的に実施する考えが示されていることから、今回は、規制対象の拡大というアプローチではなく、二種指定事業者以外の事業者による自主的な取組に期待する形で整理することが適当である。
--	--

涉力等の市場支配力を有していることに着目すべきであることから、第二種指定電気通信設備制度は、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とする必要があると考えます。

特に、ソフトバンクモバイル殿については、

- ①先般第一種指定電気通信設備とされたひかり電話の契約者数よりもはるかに多い約2,000万もの契約者数を有しており、お互いに接続料を支払いあう関係にある固定系の事業者からみると、その影響力は非常に大きいこと
- ②携帯電話事業者の中で最も接続料が高く、新規参入事業者であるイーモバイル殿と比較しても約2割も高いこと
- ③固定系の事業者の接続料よりも非常に割高な接続料を設定している一方で、自社やグループ内の通話料を無料としており、その無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料によって補填し公正競争を阻害しているだけでなく、他事業者ユーザの利益を不当に損ねている懸念があることから、第二種指定電気通信設備制度の対象とすべきであると考えます。

(NTT 東日本)

- 携帯電話事業者は、国から割当を受けた公共財である電波の有限希少性を背景に、市場を寡占することで、元来、他事業者との接続協議において強い交渉力を有していましたが、携帯電話サービスの急速な普及により、携帯電話市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされているソフトバンクモバイル社についても、約2,000万の契約者を抱えるようになる等、その交渉力は一層強くなっています。したがって、現に規制が課されておらず接続料が最も高止まりしている同社の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通信設備規制については、事業者ごとにその適用要否を違えるべきでないと考えます。

(NTT 西日本)

意見10 モバイル市場に対する規制はなくすことが適当。また、現行制度における端末シェアの閾値(25%)は、市場支配力を有すると判断する基準として何ら合理性を見出すことはできず、早急に見直しを行うべき。

- 答申案でも指摘されているように、モバイル市場については、固定通信市場とは異なり設備競争が可能な環境にあり、実際に競争が機能しています。また、両市場の歴史的経緯も異なることから、今後も、固定通信市場とモバイル市場を区別する現状の規制の枠組みは維持されることが適当です。

--	--

意見10 モバイル市場に対する規制はなくすことが適当。また、現行制度における端末シェアの閾値(25%)は、市場支配力を有すると判断する基準として何ら合理性を見出すことはできず、早急に見直しを行うべき。	考え方10
○ 答申案でも指摘されているように、モバイル市場については、固定通信市場とは異なり設備競争が可能な環境にあり、実際に競争が機能しています。また、両市場の歴史的経緯も異なることから、今後も、固定通信市場とモバイル市場を区別する現状の規制の枠組みは維持されることが適当です。	二種指定制度は、電波の有限希少性及び相対的に多数の端末シェアに起因して、二種指定事業者が接続協議において強い交渉力を有し、事業者間協議では合理的な条件での合意が期待しにくい構造が形成されている点に着目して設けられたものである。

<p>その上で、モバイル市場については、設備競争とサービス競争が機能し、サービスの多様化や利用者料金の低廉化といったユーザー利便の向上が実現していることを答申案も認めており、「相対的に多数の端末設備を有する事業者は、他の事業者との接続協議において強い交渉力を有し、優越的な地位に立つ」という二種指定設備制度の規制根拠は合理性を欠くと考えられます。規制根拠が希薄である以上、本来であれば、モバイル市場に対する規制はなくすことが適当です。</p> <p>少なくとも、現行制度における端末シェアの閾値(25%)は、市場支配力を有すると判断する基準としては何ら合理性を見出することはできません。そのため、閾値については、特定の地域のみで事業展開する事業者の扱いも含めて、早急に見直しを行うべきです。</p>	<p>二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値(25%)については、考え方5に同じ。</p>
<p>(KDDI)</p> <p>意見11 市場シェア40%～50%を超える二種指定事業者に対する追加的規制についても検討すべき。</p>	<p>考え方11</p>
<p>○ 【第二種指定電気通信設備制度の閾値について】</p> <p>二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値(25%)については、本答申案において、「他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点での考え方を変更する積極的理由は認められない」とされているところですが、一般的な競争法の整理や EU における市場支配力の議論においては市場シェアが 40%～50%の閾値を超える場合には市場支配力の存在等が認められています。この点を踏まえ、市場シェア 40%～50%を超える二種指定事業者に対して、追加的にさらなる規制を課すという二段階の規制の導入についても検討すべきと考えます。</p>	<p>御意見については、今後、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となる事態も想定されることから、指定電気通信設備制度の在り方について今後包括的に見直しを行う場合には、その参考とさせていただきたい。</p>
<p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>意見12 市場支配力により着目することによって制度体系の見直しを検討していくことが必要。例えば、シェア水準に応じて段階的に厳格な規制を適用するといった方法等が考えられ、また、規制内容としては、接続約款認可制の導入、会計分離、及びネットワークの開放義務等のほか、利用者利便の確保も含めた幅広い検討が必要。</p>	<p>考え方12</p>
<p>○ 1) 規制根拠について</p> <p>③考え方</p> <p>【答申案】(P13)</p> <p>しかし、電波の割当を受けた事業者のネットワークについて、一種指定制度と同様のボトルネック性を認め、これを規制根拠としてすべての携帯事業者を</p>	<p>答申(案)に示したとおり、二種指定事業者は、一種指定事業者のような設備のボトルネック性が存在しない中で、二種指定事業者以外の事業者との間で設備競争・サービス競争を行っている状況にあり、二種指定事業者による迅速・機動的な事業展開や柔軟なネットワーク構築への影響にかんがみれば、接続約款の認可制や網機能提供計画の届出制を採用することまでは、現時点で必要不</p>

二種指定制度の対象とすることは、以下の点から適当でないと考えられる。

ア モバイル市場には、固定網と異なり、加入者回線を含めて自らネットワークを構築して全国レベルで事業展開を行う携帯事業者が複数存在していることから、利用者・接続事業者双方にとって、ネットワークの代替性が存在していること

イ 固定通信市場でも、ボトルネック性の存在は、すべての事業者の加入者回線ではなく、シェア50%を超える事業者の加入者回線にのみ認められており、モバイル市場において、端末シェアと無関係に、すべての携帯事業者のネットワークにボトルネック性が認められるかについては慎重な判断が必要であること

ウ また、モバイル市場では、2007年に新規事業者も参入し、設備競争やサービス競争が活発に行われる中で、サービスの多様化や利用者料金の低廉化等が一定程度進展している状況にあり、すべての携帯事業者のネットワークにボトルネック性が認められるほど、公正競争環境が阻害されているとは言えないこと

また、二種指定制度の規制をすべての携帯事業者に適用する観点から、EUの「着信ボトルネック」規制の考え方を提案している事業者も存在する。これは、携帯事業者は、自らのネットワークの利用者に対する着信を独占(シェア100%)しており、対抗する購買力が存在しないことから、自らのネットワークへの着信呼市場において市場支配力を有することを規制の根拠とする考え方である。

しかし、「着信ボトルネック」規制の考え方を導入する場合には、個々の事業者のネットワークごとに市場(着信呼市場)を画定する考え方の適否について検討が必要になるとともに、我が国とEUでは、そもそも市場画定の単位や市場支配力の認定方法等が異なるため、我が国の指定電気通信設備制度の体系との整合性を図ること等も必要となることから、「着信ボトルネック規制」については、これらの点について更に検討を深めた上で、その導入の適否を判断することが必要と考えられる。

以上のように、現時点で二種指定制度の規制根拠を直ちに変更することは適当でないと考えられる。

(略)

なお、二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値(25%)については、携帯電話市場では、電波の有限希少性から、各地域で3~4社による寡占的な競争が行われており、25%を超えるれば相対的に大きなシェアを有する事業者と考えられること等から採用されたものであり、他に採用すべき合理的な割

可欠とは言えず、二種指定制度において接続約款の認可制や網機能提供計画の届出制が採用されていないことは、現時点では許容されるべき規制内容の差異と考えられる。

御意見については、今後、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となる事態も想定されることから、指定電気通信設備制度の在り方について今後包括的に見直しを行う場合には、その参考とさせていただきたい。

合も存在しないことから、現時点での考え方を変更する積極的な理由は認められない。

2) 規制内容について【答申案】(P14)①現状

(略)

これに対し、二種指定制度では、接続約款(接続料・接続条件)の届出制を採用しているが、接続会計の整理・公表義務や網機能提供計画の届出制は採用されておらず、接続料についても、上述のi)～iii)の仕組みがいずれも整備されていない状況にあるなど、一種指定制度との間で規制内容に差異が存在しているところである。

③考え方

(略)

両指定設備制度間の規制根拠や規制内容の差異については、固定通信市場とモバイル市場の融合が進展する中で、今後、現行の指定電気通信設備制度の包括的な見直しが想定されることも視野に入れて検討する視点は重要であるが、現行制度上は、一種指定制度と二種指定制度では、規制根拠が異なることから、それが規制内容の差として現れることは当然の帰結と考えられる。

これを前提とすれば、二種指定制度において接続約款の認可制や網機能提供計画の届出制が採用されていないことは、現時点では許容されるべき規制内容の差異と考えられる。すなわち、二種指定事業者は、一種指定事業者のような設備のボトルネック性が存在しない中で、二種指定事業者以外の事業者との間で設備競争・サービス競争を行っている状況にあり、二種指定事業者による迅速・機動的な事業展開や柔軟なネットワーク構築への影響にかんがみれば、接続約款の認可制や網機能提供計画の届出制を採用することまでは、現時点で必要不可欠とは言えないからである。

(略)

【弊社意見】

答申案にて示されている、現在のモバイル市場の環境の変化に応じた第二種指定制度に関するアンバンドルや接続料算定ルール等を規定する「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(以下、ガイドライン)」の作成が必要とされていることについて、賛成します。第二種指定制度の抜本的な見直しのためには、法改正が必要であり相応の期間を要すことから、ガイドラインを作成することによって、第二種指定制度運用の実効性をより機動的に改善させることは適切な取り組みであり、速やかなガイドラインの策定と適用が期待されます。

<p>しかしながら、別途、第二種指定制度自体に対する抜本的な見直しも必要と考えます。答申案では、第一種指定制度と規制根拠が異なるという理由から、第一種指定制度と同等の規制内容の導入検討は、先送りとなっていますが、今やモバイル市場は1億件以上の契約数を有し、固定市場に替わって日本の通信市場の中心的存在に定着し、またブロードバンド化の進展によって通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場といった周辺市場への影響力も拡大している状況となります。</p> <p>このような状況のモバイル市場にて、50%以上のシェアを有し強大な市場支配力をもつ第二種指定事業者がすでに存在していることを踏まえれば、市場支配力により着目することによって制度体系の見直しを検討していくことが必要と考えます。例えば、二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値は現在25%となっていますが、すでに50%以上のシェアを有している事業者が存在していることから、シェア水準に応じて段階的に厳格な規制を適用するといった方法等が考えられ、また、規制内容としては、接続約款認可制の導入、会計分離、及びネットワークの開放義務等の公正競争の確保を目的とするものだけでなく、利用者利便の確保も含めて、幅広く検討することが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>意見13 現在の二種指定制度を抜本的に見直し、接続約款の認可制への移行、接続会計の整理・公表義務化、網機能に関する情報の公開、接続料算定基準の明確化とアンバンドル制度の導入等を要望。</p>	<p>考え方13</p>
<p>○ 【要約】第一種と第二種の二つの指定制度が存在することについて(答申案14頁)</p> <p>【要約】別紙2-1-1)-b に示すように、現在の二種指定制度を抜本的に見直す論拠は既に十分に揃っていると判断することが妥当と考えます。</p> <p>この明確な事実に対処するため、再度の要望になりますが、接続約款の認可制への移行、接続会計の整理・公表義務化、網機能に関する情報の公開、接続料算定基準の明確化とアンバンドル制度の導入等の規定を要望します。</p> <p>詳細は、別紙2-1-1)-b をご参照下さい。</p> <p>別紙2-1-1)-b</p> <p>本答申案の基礎資料の一つである「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」においては、イー・モバイル等から、「考え方の根拠は異なるにしても、要は、指定電気通信設備制度は、競争促進</p>	<p>考え方12に同じ。</p> <p>なお、意見に示されている要望の一部については、答申(案)により導入することが適当としているところである。</p>

が十分に図られている制度になっているかが重要であり、電波の有限希少性や市場の寡占状態、固定系との機能差が少ないこと等から、第二種指定制度が適用されている事業者についても、第一種制度と同様の規制が必要」との意見が示されています。これに対し、答申案では、「一種指定制度と二種指定制度では、規制根拠が異なることから、それが規制内容の差として現れることは当然の帰結として考えられる。これを前提とすれば、二種指定制度において接続約款の認可制や網機能提供計画の届出制が採用されていないことは、現時点では許容されるべき規制内容の差異と考えられる。(15項)」と結論付けています。その理由として、二種指定事業者には電気通信設備のボトルネック性が存在しないという規制根拠の違いに加えて、「二種指定事業者以外の携帯事業者との間で設備競争・サービス競争を行っている状況」を取り上げています。

これは、事実に反すると考えます。実際に行われている競争は、各社サービスに多少の差はあるものの、サービス主体は回線交換音声サービスとiモード等に代表されるモバイルポータルサービスで各社共通であり、競争の実態はサービス競争ではなく、度を越した価格競争主体となっているからです。答申案には、「利用者料金の低廉化等が一定程度進展している状況。(13項)」とありますが、料金競争の現状は、定額使い放題料金に代表される著しい原価割れの競争であり、「すべての製品やサービスには一定のコストがかかっており、コストに提供業者が得るべき一定の利益を加えて商品を販売するのが、長期的に健全な市場を形成する」という経済原則に反する異常な競争状態にあると考えます。従って、二種指定制度を一種指定制度と全く同じ制度にすることについて合理的根拠が存在しないにしても、少なくとも現在の二種指定制度が適正な競争状態を維持するに至っていないことは事実であり、この観点から、現在の二種指定制度を抜本的に見直す論拠は既に十分に揃っていると判断することが妥当と考えます。

この明確な事実に対処するため、再度の要望になりますが、接続約款の認可制への移行、接続会計の整理・公表義務化、網機能に関する情報の公開、接続料算定基準の明確化とアンバンドル制度の導入等の規定を要望します。
(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)

意見14 接続料の算定根拠を明確にするという整理について賛成。二種指定事業者以外への適用検討を改めて要望する。

- ②規制内容について
- ③考え方

考え方14	答申(案)に賛成の御意見として承る。 なお、現行の二種指定制度においては、接続料の水準について、コストに適
-------	--

<p>現状の二種指定制度の在り方では、接続料の届出のみが義務化されているため、水準の設定自体は二種指定事業者の任意で設定が可能な状態となっている。</p> <p>移動体分野は固定系に比べて全体のパインも大きく、接続料自体の固定系との格差もあることから、本来、第一種指定事業者と同様に接続料に関する明確な算定根拠が定められてしかるべきと考える。</p> <p>したがって、今回の算定根拠を明確にするという整理について賛成するとともに、適用対象についても第二種指定事業者以外への適用検討を改めて要望する。</p> <p>(ジェイコムグループ)</p>	<p>正利潤を加えた範囲内の料金での約款化を義務付けている。答申(案)においては、接続料算定の適正性・透明性の向上を図るために、答申(案)で整理された接続料算定の考え方について、ガイドラインにおいて規定することが適當としたところである。</p> <p>また、答申(案)に示したとおり、二種指定事業者以外の事業者については、二種指定事業者と同様の取組を自動的に行なうことが期待されているところであり、検証可能性に留意した上で積極的な対応が求められる。</p>
<p>意見15 平成16年度の競争評価以降、市場構造に変化はなく、携帯卸着信市場の考え方を導入する合理的根拠は全くない。</p> <p>○ 【携帯卸着信市場について】</p> <p>EUにおける携帯卸着信市場の画定(着信ボトルネック規制)の考えについては、「平成16年度電気通信事業分野における競争状況の評価(2005年7月22日公表)」(以下、「競争評価2004」という。)において、2004年当時の電気通信市場構造を分析した上で、以下の4つの理由から、総務省はその考え方の採用を見送っています。その後、市場構造に変化なく、以下の4つの論点についても何ら状況に変わりなく、また、今後も市場構造が大幅に変化する事態が想定されないため、携帯卸着信市場の考え方を導入する合理的根拠は全くないと考えます。</p> <p><競争評価2004における「携帯卸着信市場」を採用しない4つの理由></p> <p>①着信事業者も発信事業者も地位は対称（独占は着信事業者だけではない）</p> <p>AとBの間の事業者間の取引においては、aからbへの呼を条件次第では「つながない」と主張できるBの地位は一見優位にみえるが、BもまたAのネットワークを経由せずaの発信を自身のネットワークにつなぐ手段を持たないため、aからbへの呼を条件次第では「渡さない」と主張できるAの地位と対称であり、Bが優位ということにはならない。</p> <p>②独占は全事業者共通</p> <p>自社の加入者を囲い込み、特定の最終利用者への着信を「独占」しているのは全ての事業者に共通することであり、この種の「独占」は、交渉上の優位に直ちにつながるものではない。</p> <p>③呼全体トラヒックからみれば発信着信事業者の立場は対称</p> <p>非対称性は、aからbへの、ある特定の呼について言えても、aから発信さ</p>	<p>考え方15</p> <p>答申(案)においては、現時点での二種指定制度の規制根拠を直ちに変更することは適当でないとしたところである。</p> <p>なお、答申(案)に示したとおり、EUでは、小売市場・卸売市場を分けるとともに、アクセス市場、発信市場、着信市場などに細分化して市場画定するアプローチを採用していることを踏まえ、我が国でも、現在行っている競争評価等と連動させて、EU類似の市場画定手法を採用することの適否について検討が必要になると考えられる。</p>

れた呼をbに着信させる呼は、次にはbから発信される呼を刺激しaに着信する呼として折り返される蓋然性が高いことを考えに入れると、aとbの関係全体について言えることではない。aとbは、基本的には、双方向に、同程度に、電話をかけ合うだろうし、AとBの間の取引全体ではさらに平準化し、対称に近づくはずである。AとBの立場は、個々の呼一つについて決まるものではない。AからB、BからAへのトラヒックに対しいくら課金するかという接続料として交渉され合意されるものである。

④個々の呼における非対称性で接続料を決めているわけではない

AとBは、AからBへのトラヒックとBからAのトラヒックのそれぞれについて接続料を決定しており、しかもこの接続料はAとBの交渉だけで決まるものではなく接続する相手事業者全てとの交渉の結果決まっている。仮に個別の呼に関するAとBの地位が非対称であるとしても、それでAとBの間の接続料が決まるわけではない。接続料は個々の呼の受け渡し以前に、上述の関係性の下、あらかじめ決められている。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

(2)アンバンドルや標準的接続箇所の考え方

	意見16 アンバンドルの仕組みを二種指定制度にも設けることについて賛成。注視すべき機能の定期的な棚卸の場を設け、要望が多いものは隨時アンバンドルの対象としていくといった、より実効的なスキームの構築も必要。	考え方16
○ 3)考え方 【答申案】(P18) ①アンバンドル制度の要否 (略) この点、従来のような事業者間協議・事後的な紛争処理にすべてを委ねることは、迅速な事業展開等を考えると現実的でないとの意見や、優越的な地位にある事業者との間では、一定の規制がないと、事業者間協議も有効に機能しないとの意見が示されていること等を踏まえると、二種指定制度でも、交渉力の不均衡を是正し、円滑な接続を確保する観点から、 <u>モバイル市場の特性を踏まえたアンバンドルの仕組みを設けることが必要</u> と考えられる。 ②アンバンドル制度の仕組み (略) 具体的には、総務省においては、事業者間協議における留意点の整理を行うとともに、他事業者の要望がありアンバンドルが必要と考えられる機能につい	答申(案)に賛成の御意見として承る。 なお、アンバンドルが必要か否かの判断基準は、一種指定制度での基準(過度の経済的負担を与えることのないように留意しつつ、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合にはアンバンドル)に加え、需要の立上げ期にあるサービスに係る機能は除外し、利用者利便の高いサービスに係る機能や公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能に限定するなど、必要性・重要性の高いサービスに係る機能に限定することが適当である。	

ても、事業者間協議での合意形成を尊重・期待する観点から、まずは「注視すべき機能」に位置付け、一定期間は協議の状況を注視し、その後、協議での合意形成が困難な場合に初めてアンバンドル機能に位置付けるか否か最終的な判断を行うといった段階的対応を行うことが適当である。

この際、アンバンドルが必要か否かの判断基準は、一種指定制度での基準（過度の経済的負担を与えることのないように留意しつつ、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合にはアンバンドル）に加え、需要の立上げ期にあるサービスに係る機能は除外し、利用者利便の高いサービスに係る機能や公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能に限定するなど、必要性・重要性の高いサービスに係る機能に限定する考え方を採用することが適当である。

【弊社意見】

アンバンドルの仕組みを第二種指定制度にも設けることについて賛成します。

また、第一種指定制度においては、情報通信審議会での議論や接続事業者の意見も踏まえ、積極的にアンバンドルが行われ、ADSL等のような利用者利便性が非常に高い新規サービスが実現されてきた経緯があります。

第二種指定制度においてもこのような実績を踏まえ、事業者間協議のみに委ねるのではなく、注視すべき機能の定期的な棚卸の場を設け、要望が多いものは隨時アンバンドルの対象としていくといった、より実効的なスキームの構築も必要と考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見17 二種指定制度においてモバイル版のアンバンドル制度が導入されることについては大いに賛意を表明する。今後細部にわたった運用面での制度整備が非常に重要。

○ 2. アンバンドル制度について

この度、二種指定制度においてモバイル版のアンバンドル制度が導入されることについては大いに賛意を表明する。特に対象がこれまでの「設備」だけではなく「機能」が追加されることでデータ通信市場の現状にあわせた対応がなされていることについては非常に有益な制度変更であると考える。しかしながら、一種指定制度のアンバンドル制度と異なり事業者間協議での合意形成を尊重・期待した謙抑的な制度となっているため、今後細部にわたった運用面での制度整備が非常に重要であると考える。

そういう点で、2009年度内に策定される「第二種指定電気通信設備制度

--	--

考え方17

答申(案)に賛成の御意見として承る。

総務省においては、意見に示された内容について検討を行った上で、ガイドラインを策定することが適当である。

の運用に関するガイドライン」において「注視すべき機能」、「アンバンドル機能に該当する機能」、「アンバンドルの判断基準」等が規定されるにあたっては以下の事項について十分な検討をお願いします。

- ①需要の立ち上げ期にあるサービスにかかる機能は除外する事となっているが、モバイル市場は寡占市場であることもあり先行者メリットが競争環境に与える影響は甚大であることを考慮して、需要立ち上げ期の考え方については最低限の期間に限定する等の対応が求められる。
- ②モバイル市場は特に変化の早い市場であることを考慮して、注視すべき機能の追加や注視すべき機能に関する民間の協議の状況把握については、毎年度毎に検証している競争セーフガード制度よりもサイクルの短い4半期毎の検証かヒアリング等によるモニター制度が必要と考える。
- ③注視すべき機能とアンバンドルに該当する機能の判断基準は特に重要である。予見性がある具体的な規定が明示されることは重要であるが、変化の大きいモバイル市場においては利用者利便や公正競争の促進から柔軟な判断ができるような基準が必要であると考える。
- ④今回注視すべき5つの機能として「課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能」、「大容量コンテンツ配信機能」、「GPS位置情報の継続提供機能」、「SMS接続機能」、「携帯電話のEメール転送機能」が示されているが、いずれも利用者利便の向上につながるとともにコンテンツプロバイダの事業拡大に大きな影響をあたえるものであり、必要性、重要性が高くできるだけ早期の対応を要望する。
- ⑤前項の5つの機能以外でも、既に多様な事業者が参入しており利用者利便の向上や市場全体の公正競争促進に大きな影響があるという点では「端末で利用するアプリケーション機能」は特に追加すべきであると考える。アプリケーション機能は、コンテンツサービスを行う上では前提となるものであり、現状は電子書籍のビューアーやゲームコンテンツ等で広く利用されており、将来的にはブラウザやメーラー等の現在は端末にバンドルされているソフトも対象となるため市場に対する影響は甚大である。しかしながら現状では通信事業者の指定されているビューアーしか利用できない、あるいは特定種類のアプリは利用ができない、アプリにおける課金機能等の利用ができない等の制限が存在しているため早急に「注視すべき機能」に位置づけることを要望する。

(モバイル・コンテンツ・フォーラム)

意見18 携帯電話設備が不可欠設備でないからといって、アンバンドル制

考え方18

<p>度を導入すべきでないとする意見は適當でない。合意形成がなされない事案がすでに多数存在するため、アンバンドル化について、具体的な検討が速やかに開始されることを強く要望。</p>	
<p>○ <u>【要約】モバイル市場におけるアンバンドル制度の導入に関して</u> <u>(答申案16頁)</u></p> <p>【要約】第二種指定制度においては、アンバンドル制度が存在しておりません。この点につき、NTT ドコモ等からは、「アンバンドル規制は不可欠設備を対象に導入されたものであり、不可欠設備でない携帯電話設備に導入する必要はない。また、アンバンドルの協議の申入れがあった場合、概ね各事業者との交渉で合意が図られており、合意形成が図られない場合でも事後的な紛争処理で解決する現行のしくみで十分対応可能」との意見表明がなされています(答申案16頁)。しかしながら、上記意見において、「アンバンドル規制は不可欠設備を対象に導入されたものであり、不可欠設備でない携帯電話設備に導入する必要はない。」という論理には無理があると考えます。確かに、第一種指定制度において、アンバンドル規制が不可欠設備であることを前提に導入された制度であることは事実ですが、携帯電話設備が不可欠設備でないからといって、アンバンドル制度を導入すべきでないということにはなりません。</p> <p>具体的な事例は、別紙2-1-2)に示しますが、「事業者間協議での合意形成を尊重・期待する観点から、まずは「注視すべき機能」に位置づけて」合意形成の成否を見守る段階は過ぎていると考えます。それは、別紙に示すように、合意形成がなされない事案が多数存在するためです。モバイル市場におけるアンバンドル化について、具体的な検討が速やかに開始されることを強く要望します。その手順としては、例えば、上記のような例を総務省または情報通信審議会の委員会において、具体的に検討することが第一歩と考えます。</p>	<p>総務省においては、「注視すべき機能」に位置付けた機能に係る事業者間協議の進展状況について注視し、必要に応じて適切な対応を行うことが適当である。</p> <p>なお、総務省においては、意見に示された内容について検討を行った上で、ガイドラインを策定することが適当である。</p>
<p>○ <u>モバイル市場におけるアンバンドル制度の導入に関して(答申案18頁)</u></p> <p>答申案・第2章・1・(2)・3)において、「ネットワークの多機能化・高機能化が進展する中で、音声通話のような双方型機能よりは、データ通信機能や通信プラットフォーム機能など、接続事業者が二種指定事業者に一方的に利用を求める機能(片方向型機能)が増加し、その重要性が高まっている状況にある」(18項、第2パラグラフ)とし、「2007年に発生した紛争事案も、データ通信機能(レイヤ2接続)に係るものであり、上記のように片方向型機能が増加しその重要性が高まる中で、同様の紛争事案が発生する事態が懸念されるところ」であり、「二種指定制度でも、交渉力の不均衡を是正し、円滑な接続を確保する観点から、モバイル市場の特性を踏まえたアンバンドルの仕組みを設けることが</p>	

必要と考えられる」と結論付けています。

しかしながら、これは、必ずしもデータ通信機能に限らず、音声通話でも同様の形となるサービスも出てきているのが事実です。具体的には、複数のMNOが提供している内線電話FMCサービスが該当します。(KDDI・ビジネスコールダイレクト、ソフトバンク・ホワイトオフィス、ドコモ・オフィスリンク等)。このサービスは、携帯電話から定額料金かつ内線電話番号で、自営の固定網内の固定内線電話や契約した携帯電話との通話を提供するものです。

このように、データ系のみならず、片方向型機能によって提供される音声通話系のものも出てきており、広い視点でアンバンドルの仕組みを検討することを強く要望します。

別紙2-1-2)

第二種指定制度においては、アンバンドル制度が存在していません。この点につき、NTTドコモ等からは、「アンバンドル規制は不可欠設備を対象に導入されたものであり、不可欠設備でない携帯電話設備に導入する必要はない。また、アンバンドルの協議の申入れがあった場合、概ね各事業者との交渉で合意が図られており、合意形成が図られない場合でも事後的な紛争処理で解決する現行のしくみで十分対応可能」との意見表明がなされています(答申案16頁)。

しかしながら、上記意見において、「アンバンドル規制は不可欠設備を対象に導入されたものであり、不可欠設備でない携帯電話設備に導入する必要はない。」という論理には無理があると考えます。確かに、第一種指定制度において、アンバンドル規制が不可欠設備であることを前提に導入された制度であることは事実ですが、携帯電話設備が不可欠設備でないからといって、アンバンドル制度を導入すべきでないということにはなりません。この理由は、以下の通りです。

- ① 日本の携帯電話事業者のビジネスモデルが垂直統合モデルになっており、事業者が保有する携帯電話網の中に多くの機能が集中して存在すること、
- ② 実効的に、移動通信市場が大手三社により占有されており、第三位事業者でも一千万を越える契約数を保有していることによる社会的影響力が大きいこと、
- ③ 現実に、携帯電話網の機能開放を求める具体的な事例が複数発生していること、(事例は以下に示す通りです。)

加えて、

④ 下記の事例において、事業者との協議が順調に進展していない事案が複数存在すること、

から、「アンバンドルの協議の申入れがあった場合、概ね各事業者との交渉で合意が図られて」いるというのは誤りであり、よって、答申案18頁に記載されている「事業者間協議での合意形成を尊重・期待する観点から、まずは「注視すべき機能」に位置づけて」合意形成の成否を見守る段階は、明らかに過ぎていると考えます。

上記アンバンドル化が望まれる機能の具体例としては、

- モバイルデータ通信に関わるいわゆるレイヤー2接続機能
- 同じくレイヤー3接続機能
- 位置情報把握に関する機能(A-GPS)
- コンテンツ利用に関する課金機能・コンテンツ情報料の回収代行に関する機能
- 通信料金及び通信時間に関するリアルタイム情報提供機能
- SMS接続機能
- 國際ローミングに関わる機能

等が挙げられます。

これらは、後述の第二種指定設備の範囲とも関連しますが、例えば、レイヤー2接続については、一部の携帯事業者で当該機能がアンバンドル化され、接続の用に供している一方で、別の(複数の)事業者においては、網構成が複雑で、多くの設備にソフトウェア改修を加えないといだ該機能のアンバンドル化が実現できず、この改修に相当な金額と相当な期間を要する等の説明がなされ、結果的に事業者間協議を中断せざるを得ないという歴然たる事実が存在します。固定通信網では広く提供され、また、海外の携帯事業者においても通常は具備されている機能が、我が国の複数の事業者においては実現が極めて困難であるという事実は、実質的に機能のアンバンドル化を阻んでいる事態に陥っていることを如実に示しています。従って、「まずは「注視すべき機能」に位置づけて」合意形成の成否を見守る段階が過ぎていることは自明です。

別の例としては、レイヤー3接続が挙げられます。本接続についても、一部の事業者では実現できているものの、他の事業者においては、実現が困難な状況です。網機能としては容易に実現できるはずのレイヤー3接続についても、諸般の事情により実現が困難となっているのが現実です(これらの案件においては、協議者間の秘密保持協定が存在するため、これ以上の詳細を開示することができません)。

上記の二例において重要なことは、網構成やソフトウェア構成を複雑にして

<p>おいて(または、そのような状態に陥ることを看過したがために)、結果的に、基本的な機能においても、アンバンドル化が困難な状態が形成されている点にあります。「事業者間協議での合意形成を尊重・期待する観点から、まずは「注視すべき機能」に位置づけて」合意形成の成否を見守る段階は過ぎていると考えるのは、このような事実が多数存在するためです。モバイル市場におけるアンバンドル化について、具体的な検討が速やかに開始されることを強く要望します。</p> <p>その手順としては、例えば、上記のような例を、総務省または情報通信審議会の委員会において、具体的に検討することが第一歩と考えます。</p> <p>(テレコムサービス協会 MVNO協議会)</p>	
<p>意見19 事業者間協議による合意形成を尊重する答申(案)に賛同。アンバンドルの検討対象は、接続に該当する機能であることを前提として、必要性・重要性の高いサービスに限定することが必要であり、協議等において実現された機能や実現が困難であることが確認された機能等は「注視すべき機能」から削除するなどの運用が必要。</p>	<p>考え方19</p>
<p>○ 答申(案)にあるように、事業者間協議による合意形成を尊重することに賛同します。</p> <p>また、モバイル市場の特性を踏まえたアンバンドルの仕組みを設けること自体には異論はありませんが、アンバンドルの検討対象は、少なくとも接続に該当する機能が前提であることを明確にした上で、「注視すべき機能」等の詳細をガイドラインで規定するにあたり、答申(案)に明記されている通り、需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能は除外し、利用者利便の高いサービスに係る機能や公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能に限定するなど、対象を必要性・重要性の高いサービスに限定することで過大な規制とならないよう、留意する必要があると考えます。</p> <p>なお、「注視すべき機能」として規定された機能について、協議等において実現された機能や実現が困難であることが確認された機能、必要性・重要性が確認されない機能は項目から削除するなどの運用が必要であると考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>なお、「注視すべき機能」の削除に関する御意見については、アンバンドルの対象を必要性・重要性の高いサービスに係る機能に限定することが適当としているところであるが、参考とさせていただきたい。</p>
<p>意見20 移動体網のアンバンドルについては、必要な事情がある場合を除き、過度に義務化等を行うべきではない。</p>	<p>考え方20</p>
<p>○ 移動体網のアンバンドルの在り方については、顧客流動性の阻害要因の除去や指定電気通信設備の開放ルール等に関連し、必要な事情がある場合を除き、過度に義務化等を行うべきではありません。本件については、本答申案</p>	<p>答申(案)に示したとおり、従来のような事業者間協議・事後的な紛争処理にすべてを委ねることは現実的でないとの意見や、一定の規制がないと、事業者間協議も有効に機能しないとの意見が示されていること等を踏まえ、二種指定制度で</p>

<p>第4章1(1)に対する意見箇所にて詳述します。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>も、交渉力の不均衡を是正し、円滑な接続を確保する観点から、モバイル市場の特性を踏まえたアンバンドルの仕組みを設けることが必要である。</p>
<p>意見21 モバイル市場においては、複数の事業者がそれぞれ市場ニーズに応えるべく設備の構築・運用を行っていること等から、アンバンドルの必要性は認められない。また、事業者間の協議での合意形成が図られなかつたことのみを理由にアンバンドル義務が課されることのないよう留意すべき。</p>	<p>考え方21</p>
<p>○ NTT東・西のみが指定を受けている固定通信市場と異なり、モバイル市場においては、複数の事業者がそれぞれ市場ニーズに応えるべく設備の構築・運用を行っており、各事業者に共通の接続ルールを適用することには馴染みません。</p> <p>また、移動体については、限られた無線帯域を複数のユーザーで共有するという技術的特性があり、常に無線区間を含むネットワーク全体の安定運用確保に配慮しながら設備を運用する必要があります。そのため、各事業者はMNO等からの要望に対して、協議を行い、合意の上で接続箇所等を決定しているところであり、接続箇所やアンバンドルする機能については、このような現状の枠組みを継続することが適当です。</p> <p>上記の市場環境や技術的特性を踏まえれば、モバイル市場においては、アンバンドルの仕組みを整備する必要性は認められません。</p> <p>機能によっては、アンバンドルを実現するために多大なコストや期間を要することに加えて、MNOのネットワーク更改計画等にも影響を与えることになることから、モバイル市場の健全な発展の妨げになると考えられます。そのため、他事業者の要望があり且つ事業者間の協議での合意形成が図られなかつたことのみを理由にMNOにアンバンドル義務が課されることのないよう留意すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>アンバンドルの必要性については、考え方20に同じ。</p> <p>なお、アンバンドルが必要か否かの判断基準は、一種指定制度での基準（過度の経済的負担を与えることのないように留意しつつ、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合にはアンバンドル）に加え、需要の立上げ期にあるサービスに係る機能は除外し、利用者利便の高いサービスに係る機能や公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能に限定するなど、必要性・重要性の高いサービスに係る機能に限定することが適当であるとしている。</p> <p>さらに、アンバンドル機能に指定されても、二種指定事業者による接続約款の届出・システム開発等は、接続要望を具体的に見極めるために事前調査申込みを前提とするなど、コスト回収漏れのリスクを回避する観点からの措置を講じることが適当であるとしているところである。</p>
<p>意見22 地方における中小事業者が相互接続上、不利な条件とならないようガイドラインに標準的接続箇所（都道府県単位など）の設置を明記すべき。</p> <p>○ 標準的接続箇所について、「現行の事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る枠組みを引き続き維持することが適當」とありますが、携帯電話事業者の市場支配力を鑑みれば、地方における中小事業者が相互接続上、不利な条件とならないよう標準的接続箇所（都道府県単位など）の設置は必要と考えます。</p> <p>については、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」策定にあたり、標準的接続箇所（都道府県単位など）の設置を明記頂きたいと考</p>	<p>考え方22</p> <p>総務省においては、ガイドライン策定に当たっての参考とすることが適當である。</p>

(3)接続料算定の考え方

意見23 接続料算定の考え方について、ガイドラインに規定することを適當する答申(案)に賛成。今後については、二種指定制度の見直しの検討が行われるべき。	考え方23
<p>○ 3)考え方 【答申案】(P21) 二種指定制度においては、二種指定設備の利用の適正性を確保する観点から、「適正な」原価・利潤に限定して接続料原価への算入を認めることにしているが、これまで「適正な」原価・利潤について、その範囲・内容や算定方法が明確に定められていなかったため、<u>二種指定事業者間で異なる取扱いが行われるなど、接続料算定の適正性・透明性が損なわれている面が生じているのは事実である。</u> (略) 以上を踏まえ、下記で整理する接続料算定の考え方については、「<u>第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン</u>」において規定することが適當である。 【弊社意見】 接続料算定の考え方について、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(以下、ガイドライン)」に規定することを適當とする答申案に賛成します。 不透明かつ不適正な接続料は、市場の活性化役として期待される弊社のような新規事業者が積極的な料金施策を取ることを妨げる障壁にもなっており、また固定電話から携帯電話への着信料金の高止まりの要因にもなっています。現に、弊社はデータ通信サービス開始以降、モバイルブロードバンドという新たな分野を定着させ、定額制料金の導入など積極的な営業展開を図っているところですが、音声通信では接続料問題のため既存携帯事業者との競争は厳しいのが現状です。 ガイドラインを作成し接続料の算定ルールを明確に規定する最大の意義は、低廉化が進まない接続料について、本来的に接続事業者が負担すべきでないコストの排除や恣意的な料金設定を抑止することによって接続料金を引き下げ、利用者料金の低廉化を遅滞無く推進させることにあり、ガイドラインはそ</p>	答申(案)に賛成の御意見として承る。 なお、二種指定制度の見直しに関する御意見については、考え方11に同じ。

<p>の意義を具現化する内容で作成されるべきです。</p> <p>また、今後については、第二種指定制度の見直しの検討が行われるべきと考えます。具体的には、現在の接続約款届出制について、特に接続料金は認可制へと移行される必要があります。届出制である以上、実際の算定内容やその根拠はオープンにはされないため、また原則的にその内容について疑義があった場合でも接続事業者の要望もしくは指摘から見直しを確実に行わせることは出来ず、現状と何ら変わりはありません。そのため現在の届出制のままでは、算定における適正性を客観的に確認できる取組とは言い切れないため、届出制から認可制へ移行し、算定内容等のオープン化、パブリックコメントの招集及び接続約款変更時の説明会開催等の実施を通じて、適正性の確認手法や透明性の確保だけでなく、更なる料金の引き下げへつなげていくことが必要と考えます。</p>	
(イー・アクセス、イー・モバイル)	
意見24 ガイドラインには以下の事項を記載すべき。	考え方24
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」策定について 上記ガイドラインの策定に全面的に賛成いたします。ガイドラインに記載すべき事項としては、 - 第二種指定設備の範囲 - アンバンドル制度にかかる事項 - 網機能情報の提供に関わる事項 - 適用する会計制度にかかる事項 - 接続料算定にかかる事項 - 接続約款の記載に関する事項 を含めるべきと考えます。また、テレコムサービス協会/MVNO 協議会としての意見表明等の機会が与えられることを強く要望します。 (テレコムサービス協会 MVNO 協議会) 	答申(案)に賛成の御意見として承る。 総務省においては、意見に示された内容について検討を行った上で、ガイドラインを策定することが適当である。
意見25 トラヒック運動コストのみを接続料原価に算入するという整理に賛成。	考え方25
<ul style="list-style-type: none"> ○ 3)考え方 ①接続料原価の算定プロセス TSコストのみを接続料原価に算入するという整理について賛成する。 配賦基準や各種コスト等を事業者に任せる場合、現在の状況と同様で、実質的に事業者の任意での接続料設定が可能な状態となるため、貴省の考え方にて示されている通り、接続料の算定については、各種コスト等の取扱や配賦基 	—

<p>準について明確な指標を定めることに賛成する。 (ジェイコムグループ)</p>	
<p>意見26 音声・データ通信両方で用いる設備の配賦基準が重要。適切なコスト分計の検討を進めるべき。</p>	<p>考え方26</p>
<p>○ ①接続料の原価の算定プロセス 【答申案】(P22) 二種指定事業者は、大別すると、次の3つのステップで接続料原価の算定を行っていると整理可能である(括弧内は、データ通信コストに係る記述)。 (略) 二種指定事業者の接続料算定において、その対象は、<u>音声通話機能とデータ通信機能に二分できることから、当該機能の原価を抽出する最初のステップとして、移動体事業の総コストを音声通話とデータ通信のコストに分計するアプローチは自然な流れと考えられる</u>。これは、二種指定事業者の中継網が、例えば、加入者交換機と加入者パケット交換機に分かれるように、音声サービスとデータ通信サービスでは、基本的に別々の設備により構築されている点にかんがみれば、それぞれの設備コストをそれぞれ関係するコストに直課可能となる点からも妥当と考えられる。 (略) 更に、データ通信機能について、帯域幅課金のプライシングを前提とすれば、帯域幅課金対象機能に係るものか否かでコストを分計することは適当と考えられるため、二種指定事業者の接続料原価算定プロセスについて、上記3ステップをベースに整理することで基本的に問題ないと考えられる。</p> <p>【弊社意見】 答申案に記載された3ステップでの接続料の算定プロセスについては、各々のプロセスにおいて適切な算定が確保されるのであれば適当と考えますが、具体的な内容については以下に意見を申し述べます。 音声通話とデータ通信のコスト分計について、移動体事業の総コストを音声通話とデータ通信のコストにそれぞれ分計するアプローチについては、音声・データ通信両方で用いる設備の配賦基準が重要と考えます。まずは、現状、音声・データ通信それぞれどのような設備を利用して、共有する設備の費用配賦がどのように実施されているか、第二種指定事業者から開示せざるが必要であり、それらの検証を踏まえて、適切なコスト分計の検討を進めるべきと考えます。</p>	<p>総務省においては、意見に示された内容を踏まえ、ガイドラインを策定することが適当である。</p>

(イー・アクセス、イー・モバイル)	
意見27 トラヒックに連動するコストのみを接続料原価に算入する考え方を採用することについて賛成。	考え方27
<p>○ ①接続料の原価の算定プロセス 【答申案】(P22) (略) また、音声通話機能については、固定電話接続料においても、NTSコストは控除してTSコスト(<i>Traffic Sensitive cost: 通信量に依存するコスト</i>)のみを接続料原価に算入する考え方を採用していることから、これとの平仄にかんがみて、携帯電話の音声通話接続料において、<u>トラフィックに連動するコストのみを接続料原価に算入する考え方を採用することは、合理性を有すると考えられる。</u> (略) 【弊社意見】 トラヒックに連動するコストのみを接続料原価に算入する考え方を採用することについて賛成します。特に、基地局については、トラヒックに連動する設備・機能とそうでない設備・機能を兼ねていると考えられるため、接続料への算定においては明確に分計することが必要です。なお、分計することによって、割当周波数帯の差異による基地局数がもたらすコスト格差を縮小させるメリットもあると考えます。</p>	答申(案)に賛成の御意見として承る。 総務省においては、意見に示された内容について検討を行った上で、ガイドラインを策定することが適当である。
(イー・アクセス、イー・モバイル)	考え方28
意見28 接続料原価の算定プロセスについては、本答申(案)において3段階の手順が示されているが、ガイドラインの算定プロセスについて自主的採用を非指定事業者に期待するのであれば、現行の各事業者の算定モデルへの影響について十分配慮すべき。	総務省においては、意見に示された内容について検討を行った上で、ガイドラインを策定することが適当である。
<p>○ ①接続料原価の算定プロセス 接続料原価の算定プロセスについては、本答申案において3段階の手順が示されていますが、二種指定事業者向けのガイドラインにおいてこのプロセスの明確化を図り、その算定プロセスの自主的採用を非指定事業者に期待するのであれば、具体的なルール化に際しては現行の各事業者の算定モデルへの影響について十分配慮すべきです。具体的には、本答申案に示されている3段階の処理を現行の接続料算定上、各事業者とも行っているものと想定されますが、その実施の手順等については各事業者毎に異なる可能性があるため、ガイドライン策定以降の各事業者における算定モデル上の実装方法につ</p>	

<p>いても相応に自由度を設けることとし、算定モデルの大幅な改修の強要により、非指定事業者において不要な規制コストを発生させるようなことは回避すべきです。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見29 非指定事業者を含め、現行の二種指定事業者の算定方法をベースに接続料算定方法の明確化・統一化を図ることに賛同。また、算入合理性のある営業費については、接続料原価への算入を認めることが適切。</p>	<p>考え方29</p>
<p>○ 非指定事業者を含め、現行の二種指定事業者の算定方法をベースに接続料算定方法の明確化・統一化を図ることに賛同します。また、各事業者による実際の算定を経て届出・公表を行うことになりますが、総務省殿においても十分な検証を行っていただくことで算定の適正性が確保されることが必要であると考えます。</p> <p>(適正原価の範囲) 携帯事業の営業費については普及促進だけでなく、エリア改善など設備との関連性が認められる費用が存在しますが、このような算入合理性のあるコストについては、接続料原価への算入を認めることが適切であると考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。 なお、答申(案)に示したとおり、営業費の接続料原価への算入については、設備との関連性を厳格に判断した上で、算入可能な範囲をできる限り具体的かつ明確な形で整理することが必要である。</p>
<p>意見30 接続料原価に算入可能な営業費は、設備との関連性を厳格に判断した上で、できる限り具体的かつ明確な形で整理することが必要とする答申(案)に賛成。</p>	<p>考え方30</p>
<p>○ ②適正原価の範囲 【答申案】(P24) (略) 加えて、接続事業者からは、営業費を接続料原価と認識し算定に含めること自体が誤りとの意見が示されており、また一種指定事業者からは、二種指定事業者の接続料原価のみに販売奨励金が算入されている状況について、事業者間の公平性の観点から、固定系と移動系の事業者の接続料原価に算入するコスト範囲は、双方とも接続に関連する費用のみとすることが適当等の意見が示されている状況にある。 <u>このような状況を踏まえ、また接続料を「設備に係る費用」と捉えた場合、一種指定制度においても、営業費は、「設備に係る費用」に原則該当しないと取り扱われてきたことにかんがみると、二種指定事業者の接続料原価に通信販売奨励金や広告宣伝費等の営業費を算入することは適当でないと考えられる。</u> (略)</p>	<p>—</p>

【弊社意見】

「二種指定事業者の接続料原価に通信販売奨励金や広告宣伝費等の営業費を算入することは適当でない」とする答申案に賛成します。営業費は第一種・二種の間において性質の違いは無く接続事業者が負担すべきコストではないことから、その接続料原価への算入の考え方においても同一の扱いとすることが公正競争上適切と考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

○ ②適正原価の範囲

【答申案】(P24)

(略)

なお、一種指定期制においても、営業費はすべて接続料原価から控除されているわけではなく、設備への帰属が明確な営業費に限定して接続料原価への算入が認められてきたところであるため、二種指定期制においても、同様の取扱いを認めることが適当である。

しかし、一種指定期制において、接続料原価への算入を認められている営業費は、請求書の編集・作成・発行等に係る費用や電話教室開催など電気通信の普及活動に係る費用等であり、固定電話接続料原価に占める営業費の割合も0.05%（2007年度接続料）に過ぎない。この点を踏まえれば、二種指定期制においても、接続料原価に算入可能な営業費はあくまでも限定的に認められるものであり、この判断が恣意的に行われると、今回の接続料算定の適正化・透明化の意義が没却されることになるため、接続料原価に算入可能な営業費は、設備との関連性を厳格に判断した上で、できる限り具体的かつ明確な形で整理することが必要である。

(略)

【弊社意見】

「接続料原価に算入可能な営業費は、設備との関連性を厳格に判断した上で、できる限り具体的かつ明確な形で整理することが必要」とする答申案に賛成します。営業費は第一種・二種の間において性質の違いは無く接続事業者が負担すべきコストではないことから、営業費のコスト算入は厳格に判断し限定的な取り扱いとすることが公正競争上適切と考えます。

本来、接続料コストに含まれるべきでない営業費が数十%も入っていた事実を踏まえれば、その詳細について検証する必要があると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見31 二種指定制度でも、接続料原価に算入するコストは、「設備に係る費用」をベースとする考え方を採用することが適當とする答申(案)に賛成。	考え方31
<p>○ ②適正原価の範囲 【答申案】(P23) 現在、二種指定事業者は、「設備コスト」「営業コスト」「共通コスト」の3概念を用いて費用を大別・整理しており、これは、電気通信事業会計の勘定科目で言うと、「設備コスト」には、施設保全費・減価償却費・固定資産除却費・通信設備使用料・試験研究費・租税公課が、「営業コスト」には営業費が、「共通コスト」には共通費・管理費が該当する関係となっている。 <u>一種指定制度では、接続料原価は、「設備に係る費用」をベースに算定する考え方を採用しているが、固定通信と移動通信の間でネットワーク構造は異なるものの、接続料は、設備の利用料と捉えれば、二種指定制度でも、接続料原価に算入するコストは、「設備に係る費用」をベースとする考え方を採用することが適當である。</u> 【弊社意見】 「二種指定制度でも、接続料原価に算入するコストは、「設備に係る費用」をベースとする考え方を採用することが適當」とする答申案に賛成します。 事業者間の公平性の観点から、接続料コストの基本的な考え方は、第一種・二種の間において同一のものを採用することが公正競争上適切と考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	一
意見32 原則、営業費について接続料原価から控除するという整理に賛成。なお、ガイドラインを策定する際には、二種指定事業者に限定せず、移動体事業者全体に適用する内容での整理を要望。	考え方32
<p>②適正原価の範囲 第一種指定事業者と比較して、第二種指定事業者において、営業費の接続料原価に占める割合が高いという現状がある。 販売強化のために移動体事業者が支払うべきコストについて、固定系を含めた他事業者が応分負担するという現在のスキームは接続料の高騰を促進するだけではなく、公正な競争の阻害要因であると考える。 そのため、原則、営業費について接続料原価から控除するという整理に賛成する。 また、営業費を接続料に算入する際には、参入可能な営業費を明確な形で整理する必要があると考える。</p>	答申(案)に賛成の御意見として承る。 なお、答申(案)に示したとおり、二種指定事業者以外の事業者については、二種指定事業者と同様の取組を自主的に行なうことが期待されているところであり、検証可能性に留意した上で積極的な対応が求められる。

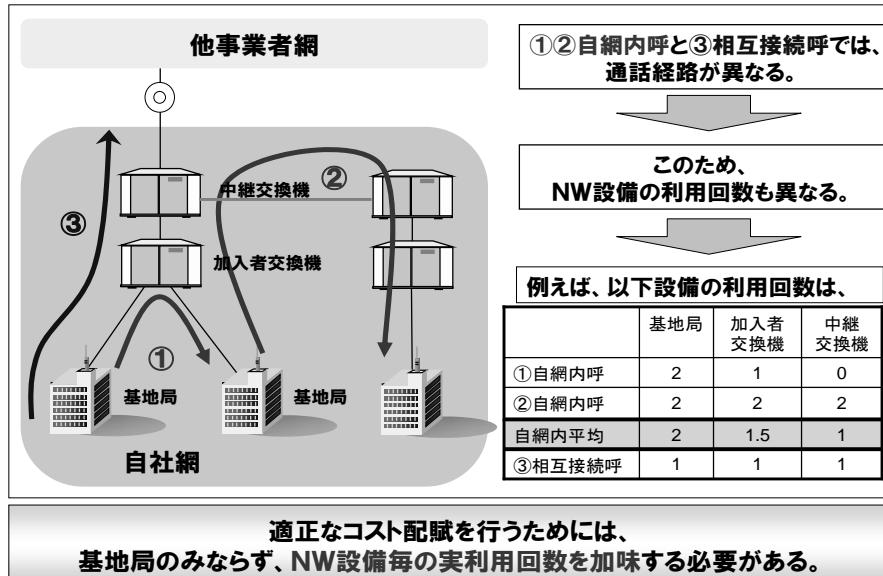
<p>なお、接続料の算定にあたり、ガイドラインを策定する際には、対象事業者について第二種指定事業者に限定せず、移動体事業者全体に適用する内容での整理を要望する。 (ジェイコムグループ)</p>	
<p>意見33 接続料算定の透明性の向上は、事業者間の協議による自主的なルールに基づいて実現することが適當。営業費については、一律に設備との関連性をもって接続料原価への算入是非を判断することは適當でない。</p>	<p>考え方33</p>
<p>○ 接続料の算定の適正性・透明性の向上を図ることは当然重要ですが、設備競争が機能している市場環境下では、各事業者が自ずと効率的な設備構築・運用を図っていくことになるため、基本的に行政による関与は不要です。 事業者間で考え方の統一が図られていない事項を、拙速にガイドライン等の形で行政がルール化することは、かえってモバイル市場全体の接続料の適正性を歪めることになりかねないため、適當ではありません。接続料算定の透明性の向上は、事業者間の協議による自主的なルールに基づいて実現することが適當です。 なお、当社は、例えば、機種変更等の周波数再編に対応するためにかかる営業費用や、設備との関連性がない安全・安心の実現のために行っているフィルタリング機能等の周知・啓蒙活動にかかる営業費用は、接続料原価に算入することが適當と認識しており、一律に設備との関連性をもって接続料原価への算入是非を判断することは適當でないと考えます。</p>	<p>現行の二種指定制度においては、接続料の水準について、コストに適正利潤を加えた範囲内の料金での約款化を義務付けており、ガイドラインは、当該規制を前提としつつ、接続料算定の適正性・透明性の向上を図る観点から、二種指定事業者の接続料算定の考え方を整理するものである。 なお、答申(案)に示したとおり、接続料は設備の利用料と捉えることが適當であり、営業費の接続料原価への算入については、設備との関連性を厳格に判断した上で、算入可能な範囲をできる限り具体的かつ明確な形で整理することが必要である。</p>
<p>意見34 ネットワーク外部性追加料金は、接続料原価に含まれるコストとしての性質を有しないことを踏まえれば、営業費と同列にして扱うことは不適切。</p>	<p>考え方34</p>
<p>○ ②適正原価の範囲 【ネットワーク外部性について】 携帯電話事業者の接続料算定における営業費の扱いの記述の中で、ネットワーク外部性について言及されていますが、本答申案の記述によると、ネットワークの外部性があたかも営業費の一類型であるかのような記載がなされています。しかしながら、本来、ネットワーク外部性追加料金は、“追加料金”という表現からも明らかなように接続料原価に含まれるコストとしての性質を有しないことを踏まえれば、恣意的な予断をもって、ネットワーク外部性追加料金を営業費と同列にして扱うことは不適切です。従って、ネットワーク外部性追加料金に係る記述は削除、あるいは別の章立ての中でその本来的な性質の違い等を</p>	<p>本記述は、二種指定事業者の携帯電話接続料に占める営業費の割合が數十%を占めている現状において、通信販売奨励金等の営業費を接続料原価に算入している理由としてネットワーク外部性又はそれと類似した考え方が示されていることから、特に英国におけるネットワーク外部性の取扱いに関する議論を紹介したものであり、営業費とネットワーク外部性追加料金を同じとみなしているものではない。</p>

<p>正確に記述した上で方向性を明示すべきです。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見35 EU勧告について関連の引用記述を行うのであれば、EUにおける議論の前提や勧告内容の詳細、今後の動向等についてもあわせて記載すべき。</p>	<p>考え方35</p>
<p>○ 【EU 勧告について】 EU の勧告に係る注釈の中で、「事業者間で対称的な料金を設定することが必要とされており、(中略)、原則2012 年末までにボトムアップ LRIC によるコスト算定を行うことが必要とされている」といった内容が記述されています。これについては、EU における議論の背景や事実認識を正確に共有しなければ、読み手に誤った認識を与える恐れがあることから、仮に本答申案において関連の引用記述を行うのであれば、下記に挙げたようなEU における議論の前提や勧告内容の詳細、及び今後の動向等についてもあわせて記載すべきです。 -勧告においては、参入後間もない場合(4 年以内)や、外的要因(周波数等)による客観的コスト差が認められる場合は、例外的に非対称な接続料を許容することが明記されていること -勧告の背景として、主に大規模MNO によるオンライン割引がもたらす競争阻害効果(高い接続料がオンライン割引を可能にし、大規模MNO のロックイン効果を高めている実態)を解消するという日本とは異なる競争上の問題が複雑に関係していること - 各国規制機関が勧告に従うか否か現時点では不確定であり、特に固定費や共通費の算入を除外するボトムアップLRIC(純粋LRIC)の採用については見送る国も出てくる可能性があること (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>答申(案)におけるEU勧告に関する記述については、新規参入事業者に対する経過措置が設けられていることを明示しており、原則的な考え方のみを紹介したものである。</p>
<p>意見36 適正利潤については、事業リスクを踏まえ自己資本利益率をCAPMで算定することに賛同。また、携帯電話事業の資金調達に係る資本コストに限り接続料に反映する等の合理的なルール化を図るべき。</p>	<p>考え方36</p>
<p>○ (適正利潤の範囲) 二種指定制度での適正利潤については、答申(案)にあるように、事業リスクを踏まえ自己資本利益率をCAPMで算定することに賛同します。 また、適正利潤の算定にあたっては、携帯電話事業の資金調達に係る資本コストに限り接続料に反映する等、合理的なルール化を図るべきであると考えます。</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。 総務省においては、意見に示された内容について検討を行った上で、ガイドラインを策定することが適当である。</p>

(NTTドコモ)	
意見37 非指定事業者の自己資本利益率の算定にあたっては、個社毎の事業リスクと安定性を反映した指標を用いて算定することが認められるべき。	考え方37
<p>○ ③適正利潤の範囲</p> <p>自己資本利益率の算定方法については、「設備投資に係る調達コストを適正な範囲で賄えるような水準とすることを基本に、事業リスクと安定性を考慮した客観的な指標を用いて設定されるもの」と示されていますが、非指定事業者の自己資本利益率の算定にあたっては、資本コストとして算定を行う以上、当然のことながら、個社毎の事業リスクと安定性を反映した指標を用いて算定することが認められるべきです。</p> <p>なお、適正利潤の範囲については、「二種指定事業者の適正利潤は、基本的に一種指定事業者と同一の範囲・算定方式に整理することで問題ない」と記されていますが、元国有企業等の非効率性の残置が想定される事業者については、過度な利潤徴収とならないよう、その運用を厳格に検証すべきです。</p> <p>加えて、本答申案に基づく見直しの結果、特定事業者の適正利潤が上昇するようなことがあれば、電気通信事業法に定める「適正利潤」の解釈の是非に議論が及ぶことは必至であり、そうした観点からも、ルール見直し前後の二種指定事業者の適正報酬の数値について厳格に検証を行うことが必要と考えます。</p>	総務省においては、意見に示された内容について検討を行った上で、ガイドラインを策定することが適当である。
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
意見38 自網内呼の通話時間を2倍として算定することについて賛成。	考え方38
<p>○ ④需要の算定</p> <p>ア、音声通話機能</p> <p>【答申案】(P26)</p> <p>(略)</p> <p>この点、他網に抜けていく相互接続呼とは異なり、自網内呼は、自網内を折り返すものであり、<u>例えば、基地局の利用は、相互接続呼は1回であるのに対し、自網内呼は2回であることを考慮すると、年間の総通信時間の算定において、自網内呼の通信時間は、2倍にして算定することが適当である。なお、当該算定は、自網内呼に利用される設備に係るコストを除す場合に限定して行うことが適当である。</u></p> <p>【弊社意見】</p> <p>自網内呼の通話時間を2倍として算定することについて賛成します。自網内</p>	—

<p>呼と相互接続呼におけるネットワークの利用方法をみれば適正な算定方法と考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>意見39 非指定事業者も含め、トラフィックの扱いについて統一することが必要。その際、年間の総通信時間を需要とする方法が、固定事業者を含めた標準的な方法として、公平性の観点からも適当であり、答申(案)に賛同。</p>	<p>考え方39</p>
<p>○ (需要の算定) 接続料算定ルールの策定にあたり、トラフィックの扱いによって接続料水準に差が生じることは合理的でないことから、非指定事業者も含め、トラフィックの扱いについても統一することが必要です。 その際、当社や KDDI 殿が採用している年間の総通信時間を需要とする方法が、固定事業者を含めた事業者における標準的な方法として、公平性の観点からも適当であり、答申(案)に賛同します。 (NTTドコモ)</p>	<p>—</p>
<p>意見40 自網内呼においても使用する設備によって設備利用回数は単純に2倍とならない点について留意が必要。誤認を生じさせる記載を改めるべき。</p>	<p>考え方40</p>
<p>○ ④需要の算定 ア 音声通話機能 【設備利用回数の考慮】 需要の算定に関し、「他網に抜けていく相互接続呼とは異なり、自網内呼は、自網内を折り返すものであり、例えば、基地局の利用は、相互接続呼は1回であるのに対し、自網内呼は2回であることを考慮すると、(中略)、自網内呼の通信時間は、2倍にして算定することが適當である」と、あたかも自網内呼の通信時間を単純に2倍することが適當であるかのような記載がなされていますが、自網内呼においても使用する設備によって設備利用回数は単純に2倍とならない点について留意が必要と考えます。 例えば、交換機(加入者交換機や閑門交換機等)については、自網内呼で設備利用回数が1回ないしは利用無しとなるケースもあり、こうした設備毎の利用回数の違いを適正にコスト算定に反映する必要があると考えます。</p>	<p>答申(案)における「年間の総通信時間の算定において、自網内呼の通信時間は、2倍にして算定することが適當」との記述は、基地局の利用を例として記述したものであるが、記載の趣旨を明確にする観点から、答申(案)を以下のとおり修正する。 「この点、他網に抜けていく相互接続呼とは異なり、自網内呼は、自網内を折り返すものであり、例えば、基地局の利用は、相互接続呼は1回であるのに対し、自網内呼は2回であることを考慮すると、年間の総通信時間の算定において、自網内呼の通信時間は、2倍にして算定するなど、可能な限り各設備について実際の利用に応じた算定を行うことが適當である。」と修正する。</p>

(参考)設備利用回数の例



- 従って、基地局の設備利用回数のみを例示し、単純に自網内呼の通信時間を2倍にして算定することが正しいコスト算定方法であるかのような誤認を生じさせる記載を改めるべきであり、「設備毎の利用回数を考慮して合理的に算定する」との記述に修正すべきです。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

意見41 最繁時トラヒックの考慮については、算定手法として一定の合理性を有するものと考えられ、継続的に検討を深めることが必要。また、データ伝送機能については、特定の個別紛争事案のみを根拠として、帯域幅課金をルール化し、非指定事業者に自動的な取り組みを期待するということになれば過度な規制介入となり、極めて問題。

○ 【最繁時トラヒックの考慮】

最繁時トラヒックの考慮については、「現時点での導入は時期尚早」と整理されていますが、本答申案にも記載されているとおり、諸外国においては最繁時の接続料とそれ以外の接続料を区分して設定している事例や、日本においてもNTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)接続料において平均トラヒック以外の要素がコスト算定上、用いられている事例等も存在し

考え方41

答申(案)に示したとおり、最繁時トラヒックを考慮した接続料算定は、現時点で時期尚早と考えられるが、引き続き検討を深めることが適当である。

また、データ通信機能に関し、答申(案)においては、帯域幅課金は、接続事業者の事業運営上の予見可能性が高い方式であるため、データ通信機能については帯域幅課金による接続料設定を基本とすることが適当としたところである。

<p>ていることを踏まえれば、算定手法としては一定の合理性を有するものと考えます。</p> <p>従って、最繁時トラヒックの考慮については、諸外国の動向やNTT-NGNの接続料の議論の方向性等も念頭に置いた上で、継続的に検討を深めが必要と考えます。</p> <p>イ データ通信機能</p> <p>データ通信機能については、本答申案で2007年11月の総務大臣裁定を例示して、「帯域幅課金による接続料設定を基本とすることが適当」とされているところですが、接続政策委員会において十分に議論が尽くされた上で今回の結論が導き出されたとは言えないものと考えます。</p> <p>このような議論が不十分な項目について、特定の個別紛争事案のみを根拠として、帯域幅課金による接続料設定をルール化し、当該内容についても非指定事業者に自主的な取り組みを期待するということになれば過度な規制介入となり、極めて問題であると考えます。従って、総務省殿は二種指定事業者向けのガイドラインの策定に際し、非指定事業者に対し自主的な取組を期待する範囲の明確化を図るべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見42 接続料算定のベースとなる考え方方が整理されることは、公平な接続料の実現に繋がるものと考えられ望ましい方向性であると考える。「フェアで透明性のあるフォーミュラ」を確立して行く上で、考慮すべき事項が存在。</p>	<p>考え方42</p>
<p>○ 携帯電話事業者の接続料については、これまで各社個別の算定方法を採用しており、算入コストの範囲や算定方法等について差分が生じており、事業者間協議において議論の的となって来たところです。今回、本答申案に示されているように二種指定事業者向けの算定ルールが明確化されることで、携帯電話事業者の接続料算定のベースとなる考え方方が整理されることは、公平な接続料の実現に繋がるものと考えられ望ましい方向性であると考えます。</p> <p>弊社共は2009年3月16日の情報通信審議会の電気通信事業政策部会・接続政策委員会合同公開ヒアリング(第2回)(2009年3月16日)(以下、「情報通信審議会ヒアリング」という。)で述べたとおり、接続料は「フェアで透明性のあるフォーミュラにより算定すべき」と考えています。すなわち、事業者のコスト構造等は個々の事業者によって異なることは当然で、その結果として接続料水準も個々の事業者毎に異なるものとなります。また、結果的に生じるその水準差については、割当周波数、採用システム、事業継続年数、事業規模等の違いが適正に反映されたものであってこそ、真にフェアなフォーミュラである</p>	<p>二種指定事業者についてはガイドラインに基づく接続料算定を行うことにより、接続料算定の適正性・透明性の向上が図られ、また、二種指定事業者以外の事業者も、二種指定事業者と同様の算定ルールに基づき、接続料を算定すること等が適当としているところであります。まずは当該事業者による今後の取組状況を注視した上で、段階的に対応することが適当である。</p> <p>御提案頂いた「考慮すべき主な事項」については、総務省において、ガイドライン策定に当たっての参考とすることが適当である。</p>

と言えます。従って、今後具体化がなされる二種指定事業者向けの接続料算定ルールについては、このような事業者の差分が適正に反映される算定方式であるべきです。「フェアで透明性のあるフォーミュラ」を確立して行く上で、考慮すべき主な事項を以下に列挙します。

<考慮すべき主な事項(情報通信審議会ヒアリングにおける弊社共資料より再掲)>

- IP 化や技術の進展の考慮
- データトラヒック効率の改善
- 音声・データのリソース比率
- 採用システム
- 周波数帯(800MHz有無等)
- 事業規模・調達規模・マーケットシェア
- 事業継続年数
- 共用設備の取扱い

また、より事業者間で公平な接続料算定ルールを確立するためには上記に加え、元国有企業という経歴を有する事業者や市場支配的な事業者において内在化される可能性の高い「事業の非効率性」の問題についても検討を行うべきです。すなわち、後発事業者である競争事業者が早期に事業を軌道に乗せるために、可能な限り効率化を推進するのが当然である一方で、旧国有企業や当初より一定の市場シェアを有する事業者においては効率化インセンティブが働きにくい構図であることは周知の事実であり、共通の算定方法を採用した場合であっても、こうした「非効率性」が排除されないままでは、真に公平な接続料の設定が実現されたとは到底言えません。従って、これらの事業者における非効率性を厳格に排除可能な接続料算定の在り方が検討されるべきです。
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

(4)接続料算定と規制会計の関係

意見43 全ての携帯事業者に対し、会計の整理及び算定根拠の届出を行うべきとされたことに賛同。	考え方43
<input checked="" type="radio"/> 現行の当社に義務付けられた制度をベースに、全ての携帯事業者に対し、会計の整理及び算定根拠の届出を行うべきとされたことに賛同します。 また、接続料水準の適正化にあたっては、総務省殿において、各事業者による接続料算定が統一化された算定ルールに従って適切に計算されているかを検証することが必須であると考えており、その観点からも、届出される算定根	新たな会計制度は、二種指定事業者を対象としたものであるが、二種指定事業者以外の事業者についても二種指定事業者と同様の取組を自主的に行うことが期待されているところである。 なお、情報開示については、経営上の機密に関する情報が含まれうることに留意し、慎重に検討することが必要である。

<p>拠(会計データおよびトラフィックデータ)については、答申(案)にもある通り、実際に検証可能な内容にすることが必要であると考えます。</p> <p>なお、第三者においても一定の検証が可能となることが必要であり、会計データだけでなく、トラフィックデータについても公表する必要があると考えます。(NTTドコモ)</p>	
<p>意見44 2010年度接続料より適用するという考えに賛成。MVNO活性化の面からも接続料の低減について、積極的な措置を要望する。</p>	考え方44
<p>○ 3)考え方</p> <p>接続料に関する議論は以前より継続されている内容であり、今回の整理が反映されたガイドラインを基に2010年度接続料より適用するという考えに賛成する。</p> <p>なお、音声役務をMVNOの相互接続スキームを利用して提供を受ける場合、接続料がMNOとMVNO間の料金水準となると想定している。</p> <p>今回の整理により、移動体事業者の接続料が低減されることはMVNOの積極的な参入を促すことになると認識しており、MVNO活性化の面からも接続料の低減について、積極的な措置を要望する。</p> <p>(ジェイコムグループ)</p>	一
<p>意見45 会計書類の作成や算定根拠の提出については、事業者にとって新たな負荷とならないよう配慮し、規制コスト増大の抑制を図ることが重要。</p> <p>なお、会計書類については、一律に公表することは適当でない。</p>	考え方45
<p>○ 先述のとおり、設備競争が機能しているモバイル市場においては、各事業者が、自ずと効率的な設備の構築・運用を図っているため、基本的に、接続料の算定方法について行政が関与する必要はありません。</p> <p>今回、新たに会計書類の作成や算定根拠の提出を義務付ける方向性が示されましたら、事業者にとって新たな負荷とならないよう配慮し、規制コスト増大の抑制を図ることが重要です。</p> <p>なお、会計書類については事業者の戦略上の機密事項にあたるデータが含まれる場合もあることから、一律に公表することは適当ではないことに留意すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>総務省においては、意見に示された内容について検討を行った上で、会計制度の整備やガイドラインを策定することが適当である。</p> <p>なお、情報開示については、経営上の機密に関する情報が含まれることに留意し、慎重に検討することが必要である。</p>
<p>意見46 二種指定制度でも規制会計制度及び網使用料算定根拠を整えることについて賛成。なお、網使用料算定根拠は、接続料の透明性を確保する上で公表が必要な資料であり、2009年度の届出の際から作成・公表する必要があるため、答申(案)の修正を要望。</p>	考え方46

○ 3)考え方

【答申案】(P28)

接続料算定ルールの整備と当該ルールに則った算定結果の検証は、セットで行われることが必要である。この際、接続料算定の透明性向上と過度の規制コスト増大の抑制の両面に配慮して制度を検討することが必要である。

この点、二種指定事業者であるNTTドコモ・KDDIともに、現在、前者は禁止行為等規定適用事業者として、後者は基礎的電気通信役務提供事業者として、電気通信事業会計の整理が義務付けられている。これらは、いずれも接続料算定とのリンクを考慮したものではないが、現在整理が義務付けられている電気通信事業会計をベースとした会計制度であれば、過度の規制コストの増大にはならないと考えられる。このため、接続料算定の透明性向上を図り、もつて接続事業者の検証可能性を高める観点から、電気通信事業会計をベースとして、二種指定事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当である。

(略)

また、規制会計を整理する場合も、すべての算定プロセスを会計上整理するのは、規制コストとの関係で現実的ではないので、一種指定制度における接続会計と網使用料算定根拠のような役割分担をすることが適当である。このため、二種指定制度でも、規制会計の整理に加えて、接続料の届出の際に、届け出た接続料の水準やその算定プロセスを検証できるような算定根拠を併せ提出させることが適当である。

二種指定事業者に対する新たな会計制度については、所要の制度整備を行った上で、2010年度会計から作成・公表することが必要であり、接続料の算定根拠については、具体的な様式を「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に規定した上で、可能な限り次期接続料(2009年度接続料)の届出の際から添付することが適当である。

【弊社意見】

接続料算定の透明性向上の観点から、第二種指定制度でも規制会計制度及び網使用料算定根拠を整えることについて、賛成します。なお、網使用料算定根拠についても、接続料の透明性を確保する上で公表が必要な資料となりますので、2009年度の届出の際から作成・公表する必要があると考えます。したがって、以下のとおり末段の記載について、修正いただきたく考えます。(修正箇所: 下線)

「二種指定事業者に対する新たな会計制度については、所要の制度整備を行った上で、2010年度会計から作成・公表することが必要であり、接続料の算定根拠については、具体的な様式を「第二種指定電気通信設備制度の運用

情報開示については、経営上の機密に関する情報が含まれうることに留意し、慎重に検討することが必要である。

<p>に関するガイドライン」に規定した上で、可能な限り次期接続料(2009年度接続料)の届出の際から作成および公表することが適当である。」 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>意見47 09年度接続料についても、総務省において、適正性の検証を行い、接続料水準差の適正化に取り組む必要がある。</p>	考え方47
<p>○ (適用開始時期) 「ガイドラインに基づく接続料算定は、次々期接続料(2010年度接続料)から行うことが適当」とありますが、二種指定事業者については09年度より端末販売奨励金を除外することで、接続料の低廉化が図られる一方で、非指定事業者は接続料が高止まりする懸念があることから、09年度接続料についても、総務省殿において、各携帯事業者が09年度接続料届出の際に添付する算定根拠により、接続料水準の適正性の検証を行っていただくことで、接続料水準差の適正化に取り組んでいただく必要があると考えます。 (NTTドコモ)</p>	<p>ガイドラインに基づく接続料算定は、2010年度接続料から行うことが適当であるが、09年度接続料についても、具体的な様式をガイドラインに規定した上で、可能な限り算定根拠が明らかにされることが望ましい。</p>
<p>意見48 ガイドラインに基づく接続料算定の適用開始時期は、2009年度接続料からとすることが適切。2010年度以降においても、継続的に効率性の検証の取組みを行うべきであり、接続料の引き下げが見込めない場合には、EUのように段階的に目標値を定めることも必要。</p>	考え方48
<p>○ (略) 上記で整理した考え方については、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に規定することとなるが、その具体的な内容の検討には一定期間を要するため、当該ガイドラインは、2009年度内に策定・公表することとされていること、また、次期接続料(2009年度接続料)では、従来算入されていた端末販売奨励金が全額控除されて接続料の引下げが一定程度期待できることから、<u>当該ガイドラインに基づく接続料算定は、次々期接続料(2010年度接続料)から行うことが適当である。</u></p>	<p>ガイドラインの適用開始時期については、考え方47と同じ。 二種指定事業者についてはガイドラインに基づく接続料算定を行うことにより、接続料算定の適正性・透明性の向上が図られ、また、二種指定事業者以外の事業者も、二種指定事業者と同様の算定ルールに基づき、接続料を算定すること等が適当としているところであり、まずは今後の取組状況を注視した上で、段階的に対応することが適当である。 なお、接続料の引下げについて目標値を定めるべきとの意見については、今後の検討に際し参考とさせていただきたい。</p>
<p>【弊社意見】 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(以下、ガイドライン)」に基づく接続料算定の適用開始時期については、2009年度接続料からとすることが適切と考えます。第二種指定制度の創設以降、携帯電話の接続料についてはレビューされなかった事実を考えれば、接続料の適正化による引き下げは時機を逸すことなく速やかに実現されるべきであり、実現が遅れれば利用者利便もそれだけ損なわれる可能性があることを十分に認識する必要があります。</p>	

<p>ただし、ガイドラインの算定ルールの2009年度接続料からの全適用がやむを得ない理由にて不可能であっても、答申案で含めるべきないとされている営業費(通信販売奨励金に加えて広告宣伝費やネットワーク外部性に係るコスト等)については、2009年度接続料算定においても可能な限り控除することが必要と考えます。</p> <p>更に、ガイドラインによる算定ルールの作成だけでは効率化の検証が行われないため、非効率な事業者の接続料の引き下げが進まず、効率的な事業者との間の公正な競争環境が確保できないおそれがあり、その場合事業者全体の効率化インセンティブが著しく損なわれる蓋然性も高くなるため、2010年度以降においても、継続的に効率性の検証の取組みを行うべきと考えますので、答申案にもその趣旨を明記して頂くことを要望します。</p> <p>また、算定ルールだけでは、接続料の引き下げが見込めない場合には、EUのように段階的に目標値を定めることで接続料の引き下げを強く推進させる手法も予め準備しておく必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>意見49 09年度の接続料についても、ガイドラインに基づき算定がなされるべき。</p>	<p>考え方49</p>
<p>○ 当社としては、携帯電話事業者の接続料について、できるだけ早期に接続料算定の適正性・透明性の向上が図られる必要があると考えており、2009年度の携帯電話事業者の接続料についても、接続料算定等に係るガイドラインに基づき算定がなされるべきであると考えます。</p>	<p>考え方47と同じ。</p>
<p>(NTT東日本)</p> <p>○ 当社としては、携帯電話事業者の接続料について、できるだけ早期に接続料算定の適正性・透明性が確保される必要があると考えており、2009年度の携帯電話事業者の接続料についても、接続料算定等に係るガイドラインに基づき算定がなされるべきであると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見50 接続料算定の透明性と適正性の向上に資する答申案に賛同。可能な限りの繰上適用(2009年度)を要望する。</p>	<p>考え方50</p>
<p>○ 本審議により、携帯電話事業者の接続料算定に対して、営業費等を原価から控除していく方向性、またガイドラインを今後策定していくことを適当との答申(案)は、透明性と適正性の向上に資するため賛同します。また、接続事業者としては、可能な限りの繰上適用(2009 年度)を要望します。</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>ガイドラインの適用開始時期については、考え方47と同じ。</p>

(5)その他

<p>意見51 ガイドラインの策定にあたっては、極力曖昧さを排除し、全ての事業者の接続料算定が同じ基準で行われるようにすべき。また、できる限り情報開示を行い、総務省において厳密なチェック等を行うべき。</p>	<p>考え方51</p>
<p>○ 接続料算定等に係るガイドラインの策定にあたっては、接続料原価に含めるべきコスト範囲や接続料算定の手順等を厳密に定めることで、極力曖昧さを排除して頂くとともに、全ての事業者の接続料算定が同じ基準で行われるようにしていただきたいと考えます。</p> <p>その上で、総務省殿においては、徹底した検証を実施して頂くとともに、接続料を支払う事業者においても検証が可能となるよう、全ての携帯電話事業者を対象に、接続料算定の透明性確保の観点から、できる限り情報開示が行われるようにしていただきたいと考えます。</p> <p>特に、相対的に高い接続料を設定している事業者(KDDI殿やソフトバンクモバイル殿)については、算定根拠等を開示するほか、他の事業者の接続料よりも高い理由の説明や、自社内や自グループ内の固定電話を含む無料通話サービスの赤字を当該接続料で補填していないこと等についても説明を義務付け、総務省殿において厳密にチェックすることについてガイドラインに盛り込んでいただきたいと考えます。</p> <p>その結果、携帯電話事業者の接続料算定や設定の方法が公正競争を阻害する場合等、当該ガイドラインに違反している場合には、総務省殿において、速やかに当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。</p>	<p>答申(案)に示したとおり、まずは接続料算定の基本的枠組みを整理することを主眼とし、その精緻化は、今後必要な範囲内で漸進的に行っていくという方針を採用することが適当である。</p> <p>また、情報開示については、経営上の機密に関する情報が含まれうることに留意し、慎重に検討することが必要である。</p>
<p>(NTT東日本)</p> <p>○ 接続料算定等に係るガイドラインを策定するにあたっては、接続料原価に含めるべきコスト範囲や接続料算定の手順等を厳密に定めることで、極力曖昧さを排除して頂くと共に、当該ガイドラインが総務省殿による電気通信事業法第35条に基づく裁判時の判断基準となることを明確にして頂く等、全ての携帯電話事業者の接続料算定が同じ基準で行われるようにして頂きたいと考えます。</p> <p>その上で、総務省殿においては、徹底した検証を実施して頂くと共に、接続料を支払う事業者においても検証が可能となるよう、全ての携帯電話事業者を対象に、接続料算定の透明性確保の観点から、できる限り情報開示が行われるようにして頂きたいと考えます。</p>	

<p>特に、相対的に高い接続料を設定している事業者については、総務省殿から、算定根拠の開示等に加え、他の携帯電話事業者の接続料よりも接続料が高い理由や、自社内や自グループ内の無料通話サービスの赤字を当該接続料で補填していないこと等についても説明するよう求めた上で、総務省殿において、それら説明の妥当性についても厳密に検証して頂きたいと考えます。</p> <p>検証の結果、携帯電話事業者の接続料算定が当該ガイドラインに違反している等した場合には、総務省殿において、当該事業者の接続料を是正して頂きたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見52 ガイドラインにより、接続料算定の明確化・統一化に加え、透明性の確保が図られることに賛同。総務省において徹底して検証を行うべき。</p>	<p>考え方52</p>
<p>○ 各携帯事業者の接続料水準は、円滑かつ公正な接続の観点から二種指定事業者か否かに係らず、相互に適正な水準にあることが前提であり、接続料算定方法の明確化・統一化にあたっては、全ての携帯事業者を対象とすることが必要であると考えます。</p> <p>この点、今後定められるガイドラインにより、接続料算定の明確化・統一化に加え、透明性の確保が図られることに賛同します。</p> <p>答申(案)において「二種指定事業者以外の事業者も、二種指定事業者と同様の算定ルールに基づき、接続料を算定すること等が適当」とされていますが、前述した通り、各事業者が恣意的な運用を行うことがないよう、総務省殿において徹底して検証を行っていただくとともに、接続料水準差が拡大した場合にはその原因を追究し、適切に対処していただきたいと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、二種指定事業者以外の事業者については、二種指定事業者と同様の取組を自主的に行うことが期待されているところであり、検証可能性に留意した上で積極的な対応が求められる。</p>
<p>意見53 ガイドラインで整理されるルールはフェアで透明性のあるものであることが必要。</p> <p>○ 弊社共を含む非指定事業者が接続料算定等において求められている事項は、合理的範囲内での透明性・適正性確保であると考えます。</p> <p>これに関連して、本答申案において、非指定事業者にも、二種指定事業者と同様の取り組みを自主的に行うことが期待されているところですが、この前提として、ガイドラインで整理されるルールはフェアで透明性のあるものであることが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>考え方53</p> <p>総務省においては、意見に示された内容を踏まえ、ガイドラインを策定することが適当である。</p>
<p>意見54 各携帯電話事業者の音声サービスの接続料は、本来、同等水準があるべき姿であり、ガイドラインの策定および今後の検証の中で、接続料</p>	<p>考え方54</p>

<p>格差のは正を図って頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各携帯電話事業者の音声サービスの接続料は、サービス内容自体同等であり、それを支える設備構成も似通ったものであるため、本来、同等水準があるべき姿と考えます。 <p>ついては、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の策定および今後の検証の中で、接続料格差のは正を図って頂きたいと考えます。 (STNet)</p>	<p>ガイドラインは、二種指定事業者を対象としたものであるが、二種指定事業者以外の事業者も、二種指定事業者と同様の算定ルールに基づき、接続料を算定すること等が適当とし、これにより現行の接続料水準差の適正化が期待されるところであることから、まずは今後の取組状況を注視した上で、段階的に対応することが適当である。</p>
<p>意見55 ガイドラインについては、二種指定事業者だけでなく、全ての携帯電話事業者を対象にしていただきたい。また、現在の携帯電話接続料の問題点が解消されない場合には、直ちに二種指定制度の対象見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社としては、以下の観点から、今回策定する接続料算定等に係るガイドラインについては、第二種指定電気通信事業者だけでなく、全ての携帯電話事業者を対象にしていただきたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話市場は、固定電話市場の2倍以上の1億1千万契約を有する巨大な市場に成長し、社会経済的に非常に大きな影響力を有するようになっていること。 ・ 携帯電話の接続料について、事業者間の水準格差が拡大していること。これは、お客様には着信先の事業者を選択できない(着信先の事業者がどこかも分からぬ)ため、着信側事業者が自らの接続料を低廉化するインセンティブが働きにくいという構造も一因となっているものと考えられること。 ・ 自社やグループ内の通話料を無料としている事業者は、無料サービスの財源を、他事業者に適用する接続料を割高に設定することによって補填されている懸念があること。 ・ そもそも携帯電話は国から有限希少な電波の割当を受けた限られた事業者が提供するものであることから、EUでは、モバイル音声着信市場をSMP規制の対象とし、全ての携帯電話事業者の接続料を規制していること。 <p>仮に、今回、答申案のとおり、第二種指定電気通信設備事業者以外の事業者については、本ガイドラインに基づく接続料算定を自主的な取組みに委ねることとした結果、接続料算定の適正性・透明性の向上が図られない、事業者間の接続料格差が縮小しない等、現在の携帯電話接続料の問題点が解消されない場合には、総務省殿において直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと</p>	<p>考え方55</p> <p>考え方54と同じ。 なお、ガイドラインに従って適正に算定された結果として表れた接続料の水準差については、不当であると直ちに判断されうるものではない。</p>

考えます。
(NTT東日本)

- 当社としては、以下の観点から、接続料算定等に係るガイドラインについては、第二種指定電気通信事業者だけでなく、全ての携帯電話事業者を対象にして頂く必要があると考えます。
- ①携帯電話市場は、固定電話市場の2倍以上の1億1千万契約を有する巨大市場に成長し、社会経済的にも非常に大きな影響力を有するようになっていること。特に、先般、第一種指定電気通信設備規制の対象とされた当社ひかり電話サービスの契約者数が約400万であるのに対し、携帯電話市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされているソフトバンクモバイル社であっても約2,000万の契約者を抱えている等、お互いに接続料を支払い合う関係にある固定通信事業者から見ると、その影響力は非常に大きくなっていること。
- ②携帯電話事業者は、国から割当を受けた公共財である電波の有限希少性を背景に、市場を寡占することで、第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても、他事業者との接続協議において強い交渉力を有しております、実際の携帯電話事業者との接続料交渉において、第二種指定電気通信設備規制が課せられているか否かに関わらず、当社が、接続料の引き下げや算定根拠の提示を求めて応じてもらえない等の状況にあること。
- ③第二種指定電気通信設備規制が課されていないソフトバンクモバイル社の接続料が高止まりし、携帯電話の接続料水準について、事業者間の格差が拡大していること。これは、お客様が着信先の事業者を選択できない(着信先の事業者がどこか分からない)ため、着信側事業者が自らの接続料を低廉化するインセンティブが働きにくい構造になっていることが、その一因になっていると考えられること。
- ④自社又はグループ内の通話料を無料としている事業者は、無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料を割高に設定することで補填している懸念があること。実際、ソフトバンクモバイル社は、2008年3月期中間決算説明会において、「自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合には接続料をいただけるので利益を出すことができる。」(ソフトバンク社公式ホームページより)と説明されていること。
- ⑤EUでは、着信ボトルネック性に着目し、モバイル音声着信市場をSMP規制

<p>の対象とし、全ての携帯電話事業者の接続料を規制していること。</p> <p>仮に、答申案のとおり、第二種指定電気通信設備規制の対象外とされる事業者について、当該ガイドラインに基づく接続料算定を当該事業者による自主的な取組みに委ねることとした結果、「接続料算定の適正性を確保することで、接続料格差の縮小が見込まれる」という答申案の議論の前提が崩れ、他事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手すると共に、当該事業者の接続料を是正して頂きたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見56 市場シェア上位3位の携帯事業者についてはCP等から接続要求に応じる義務があることについて接続ルールで明記し、CP等からの要求が門前払いとならないような措置を取るべき。</p>	<p>考え方56</p>
<p>○ 前述のとおり、CP等から見ると携帯事業者の設備にはボトルネック性が存在するため、CP等と携帯事業者(市場シェア上位3位の携帯事業者)の接続について、アンバンドルすべき機能の特定については事業者間の協議にゆだねるとしても、<u>上記携帯事業者についてはCP等から接続要求に応じる義務があることについて接続ルールで明記し、少なくともCP等からの要求が門前払いとならないような措置を取るべき</u>である。その上で、左記ガイドラインにて協議の留意点について整理すべきである。</p> <p>なお、モバイルインターネットにおける携帯事業者とCP等との接続は、通常のインターネットを介した接続であるため、低位レイヤーの接続は実現しているものの、アプリケーションレイヤー等上位レイヤーでの取扱いが問題となって接続できないケースや事業戦略上の問題で接続できないことも多い点にも留意が必要である。</p> <p>(オープンモバイルコンソーシアム)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、二種指定事業者にあっては、コンテンツ配信事業者等との接続について電気通信事業者間の接続に準じて取り扱うなど、利用の適正性・公平性が図られた形での円滑な接続が実現するように努めることが求められる。</p> <p>また、答申(案)においては、紛争処理委員会の紛争処理機能の対象範囲を拡大し、回線不設置の非電気通信事業者と電気通信事業者との間の紛争事案も対象に含めることが適当としたところである。</p>
<p>意見57 接続料算定の考え方については、携帯事業者(市場シェア上位3位までの事業者)とCP等との接続にも適用されることについて、答申の中に明記すべき。</p>	<p>考え方57</p>
<p>○ 【答申案】</p> <p>接続料原価算定プロセスの整理に当たっては、配賦基準やトラフィック運動コスト・契約数運動コスト等の概念・内容についても考え方を整理することが必要である。</p> <p>(中略)</p>	<p>考え方56と同じ。</p>

<p>二種指定制度でも、接続料原価に算入するコストは「設備に係る費用」をベースとする考え方を採用することが適当である。</p> <p>(中略)</p> <p>二種指定事業者の接続料原価に通信販売奨励金や広告宣伝費等の営業費を算入することは適当ではない。</p> <p>(中略)</p> <p>接続料原価に算入可能な営業費は、設備との関連性を厳格に判断した上で、できる限り具体的かつ明確な形で整理することが必要である。</p> <p>(中略)</p> <p><u>当該ガイドラインに基づく接続料算定は、次々期接続料(2010年度接続料)から行うことが適当である。</u></p> <p>左記の考え方については、携帯事業者(市場シェア上位3位までの事業者)とCP等との接続にも適用されることについて、答申の中に明記すべき。 なお、当該算定方式の適用開始を2010年度としているが、現在協議中の携帯事業者とCP等との協議においてもこの考え方を適用することができるよう、開始時期は「今年度以降速やかに実施」とすべきである。</p>	
<p>(オーブンモバイルコンソーシアム)</p> <p>意見58 ソフトバンクモバイルについてもガイドラインに基づく接続料算定を行うよう整理が必要。</p> <p>○ 特にソフトバンクモバイルについては第二種指定電気通信事業者には現状該当していないが、ユーザ数から見ても固定系の加入者数と比較して規模が大きいことから、その接続料の影響度に鑑み、ガイドラインに基づく接続料算定を行うよう整理が必要と考える。</p>	<p>考え方58</p> <p>考え方52と同じ。</p>
<p>(ジェイコムグループ)</p> <p>意見59 規制の対象外である事業者にも自主的な取組みを求めるという答申案は、行政が恣意的に市場に介入する状況を生じさせる懸念がある。</p> <p>○ 規制の対象外である事業者にも自主的な取組みを求めるという答申案は、行政が恣意的に市場に介入する状況を生じさせる懸念があります。</p> <p>このような整理をせざるを得なかった理由は、二種指定設備制度自体の見直しを行わないまま、二種指定事業者に対する規制を強化する方向で検討が行われたことにあります。先述のとおり、二種指定設備制度の規制根拠は希薄であり、モバイル市場における規制はなくす方向で検討を行うことが適当です。</p>	<p>考え方59</p> <p>二種指定事業者が否かにかかわらず、電波の割当を受けていないMVNO等との関係では、電波の割当を受けた事業者のネットワークは、一定の不可欠性を帯びる面はあるが、現時点では、二種指定制度の規制根拠を直ちに変更することは適当ないと考えられること、また二種指定事業者以外の事業者からは、公正な接続料算定ルールが確立されれば、関連する情報の開示等を積極的に実施する考えが示されていることから、今回は、規制対象の拡大というアプローチではなく、二種指定事業者以外の事業者による自主的な取組に期待する形で整理</p>

(KDDI)	することが適當としたものである。
意見60 二種指定制度は、市場支配力を有する事業者の支配力行使を防止することにより、電気通信市場における公正競争環境を整備するものであり、指定事業者と非指定事業者との取り扱い等の違いを明確に意識した上の検討がなされる必要がある。	考え方60
<p>○ 第二種指定電気通信設備制度の検証に際しては、本制度創設の趣旨を踏まえて検討がなされる必要があるものと考えます。すなわち、第二種指定電気通信設備制度は、市場支配力を有する事業者の支配力行使を防止することにより、電気通信市場における公正競争環境を整備するものであり、そうした観点から指定事業者と非指定事業者との取り扱いの違いを明確に意識した上の検討がなされる必要があると考えます。この点、過去の例にならえば、「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」や「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」等の例にあるように、指定事業者と非指定事業者との取り扱いを明確に区分しない運用が散見されるところであり、制度本来の趣旨が形骸化された運用がなされている状況にあります。このような状況は、電気通信市場における公正競争環境の整備を推進するものではなく、むしろ指定事業者と非指定事業者を実質的に同等に扱うことでの競争環境を後退させる効果を生じさせているものと考えます。本答申に基づき、今後、第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下、「二種指定事業者」という。)向けのガイドラインが整備されることとなります。その運用に際しては上記のような制度本来の趣旨に合致した適正な運用がなされなければならず、これまで以上に競争環境を後退させることのないように留意すべきです。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>今回の検討は、モバイル市場の公正競争環境の整備を図る目的で行ったものであり、ガイドラインは二種指定事業者の接続料算定の適正性・透明性の向上を第一の目的としつつ、二種指定事業者以外の事業者についても、同様の算定ルールに基づき接続料を算定することを期待することにより、接続料の適正性・透明性の向上が図られ、公正な競争環境が整備されるものと考える。</p> <p>なお、ガイドラインは接続料算定の基本的な枠組みを整理するものであり、例えば新規参入事業者のトラフィックが少ないといった個別事情については、ガイドラインに示された算定方法の中で、接続料に適切に反映されるものと考えられる。</p>
<p>○ 【答申案】(P29)</p> <p>(略)</p> <p>この点、二種指定事業者が否かにかかわらず、電波の割当を受けていない MVNO 等との関係では、電波の割当を受けた事業者のネットワークは、一定の不可欠性を帯びる面はあるが、1(1)1)で述べたように、現時点では、二種指定制度の規制根拠の見直しまでは必要ないと考えられること、また二種指定事業者以外の事業者であるソフトバンクモバイルからは、公正な接続料算定ルールが確立されれば、関連する情報の開示等を積極的に実施する考えが示されていることから、今回は、規制対象の拡大というアプローチではなく、二種</p>	

<p>指定事業者以外の事業者による自主的な取組に期待する形で整理することが適当である。</p> <p>具体的には、二種指定事業者については、今回、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が策定され、これに基づき、接続料の算定及び算定結果の届出・公表等を行うこととなることを踏まえ、<u>二種指定事業者以外の事業者についても、二種指定事業者による取組と同様の取組を行うことが適当</u>であり、検証可能性に留意した上で積極的な対応が求められるところである。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【弊社意見】</p> <p>上位3社で携帯電話市場のシェア約99%を有している現状を踏まえれば、第二種指定事業者以外の事業者も含めて、全社共通の算定ルールにて運用されることは、算定ルール作成の意義に合致しており、公正競争確保の観点から非常に重要なことであり、賛成します。</p> <p>しかしながら、EUにおける携帯電話接続料の見直しに関する勧告では、事業基盤が脆弱な新規参入事業者に対する算定ルールの適用は最大4年間の経過措置を認めている事例もあるように、作成された算定ルールに従って接続料を算定したとしても、既存事業者に対する程の効果(算定方法の適正化による接続料金の引き下げ)と同等の効果が期待できない新規参入事業者に対しては一定の配慮が必要と考えます。</p> <p>具体的には、そのような新規参入事業者に対する算定ルールの適用については、その接続料金の設定が著しく高額とならない限りにおいては、新規参入事業者によるフレキシブルな対応が許容されるべきであり、公正かつ公平な競争の観点からも適切と考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>意見61 グループ内無料サービスのコストを、他の事業者からの接続料金で補填している事実の有無の検証が必要。二種指定事業者以外の事業者による取組が不十分であった場合には、ガイドラインの規定内容を全ての携帯電話事業者に適用し接続料を是正する旨、予め本答申に明記すべき。</p> <p>○ ①一部の携帯事業者が自社・自社及びグループ内無料サービスのコストを、他の事業者からの接続料金で補填している事実の有無の検証が必要。</p> <p>自社及びグループ内無料サービスのコストを、他の事業者からの接続料金で補填している可能性について、『競争セーフガード制度の検証』及び『電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集』等</p>	<p>考え方61</p> <p>二種指定事業者については、ガイドラインに基づき接続料の算定を行うとともに、新たな会計制度に基づく会計書類や接続料の算定根拠を提出させることにより、算定結果の検証が可能となるものである。また、二種指定事業者以外の事業者についても、二種指定事業者と同様の取組を自主的に行うことが期待されているところであり、これらの取組により、接続料算定の適正性・透明性の向上が</p>

<p>で、各社より問題提起されており、また、一部の携帯事業者は「自社内通話や自社グループ間通話の利用料金を無料にする一方で自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂けるので利益を出すことが出来る」(2008年3月期ソフトバンク社中間決算説明会)とコメントしておりますが、当該事業者からも自主的な説明が行なわれおりません。</p> <p>当該問題についても、総務省殿において、直ちに検証を行なうべきと考えます。</p> <p>②「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」への各携帯事業者の取組について。</p> <p>今回策定されるガイドラインについては、第二種指定事業者だけでなく、全携帯事業者に適用すべきと考えます。また、仮に本答申(案)に記載のとおり、第二種指定事業者以外の事業者については、その自主的な取組に委ねることとした結果、第二種指定事業者以外の携帯事業者による接続料算定の適正性・透明性の向上に関する取組が不十分であった場合には、当該ガイドラインの規定内容を全ての携帯電話事業者に適用し接続料を是正する旨、予め本答申に明記すべきと考えます。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p>	<p>図られるものと考える。</p>
<p>意見62 接続料の事業者間格差が拡大した場合には、二種指定設備規制についての議論を再開することが必要。また、固定／移動通信のグループ内ユーザ間通話の無料化についても、取引条件の公平性の観点から問題がないかどうか、総務省において注視・検証した上で必要な対応を行うべき。</p>	<p>考え方62</p>
<p>○ また、今回の答申では、携帯電話の接続料(音声通話)の透明性を高める方向で検討が行われたが、公共財であり稀少な資源でもある周波数の割当を受けているという観点から、全ての事業者にとって同等のレベルで透明性や適正性を確保するための措置を講じる必要があると考える。</p> <p>具体的には、次のとおり。</p> <p>二種指定設備制度は公共財である電波の有限性を前提に、接続の円滑化や接続料の低廉化を図る制度であり、本来的には、周波数の割当を受けた全事業者を対象者とする共通のルールとすべきだが、今回の答申は、携帯接続料の引下げを早期に実現する観点から、現行の規制対象外の事業者も第二種指定設備事業者と同様の取組みを行うという方向性の下で、現行の規制枠組みは見直さずにガイドライン策定による規制の実効化を図るという結論が導かれたものと理解している。事業者間の格差が拡大するなど、答申の前提が崩れた場合には、二種指定設備規制についての議論を再開することが必要に</p>	<p>答申(案)に示したとおり、電波の割当を受けた事業者のネットワークについて、一種指定制度と同様のボトルネック性を認め、これを規制根拠としてすべての携帯事業者を二種指定制度の対象とすることは適当でない。</p> <p>また、二種指定事業者以外の事業者も、二種指定事業者と同様の算定ルールに基づき、接続料を算定すること等が適当とし、これにより現行の接続料水準差の適正化が期待されるところであることから、まずは当該事業者による今後の取組状況を注視した上で、段階的に対応することが適当である。</p> <p>なお、ガイドラインに従って適正に算定された結果として表れた接続料の水準差については、不当であると直ちに判断されうるものではない。</p>

<p>なると考える。また、固定／移動通信のグループ内ユーザ間通話の無料化についても、取引条件の公平性の観点から問題がないかどうか、総務省において注視・検証した上で必要な対応を行っていただきたい。</p> <p>(NTT持株)</p>	
<p>意見63 今回の算定ルールの作成にあたり、事後精算制度を廃止すべき。</p>	<p>考え方63</p>
<p>○ 【弊社意見】</p> <p>今回の算定ルールの作成の際には、事後精算を発生させない方法を採用すべきと考えます。</p> <p>接続料の事後精算制度については、総務省の「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について(2007年3月30日情報通信審議会)」において「現行の事後精算制度は、適用年度の実績をより実態に近い形で接続料に反映させるという点では望ましいものの、事後に支払額が決定する仕組みであるため、予見性の確保という観点からは問題があり、また複数回に及ぶ精算は実務上煩瑣な面がある。このため、接続料の適正性が確保されることを前提として、事後精算制度を廃止し、接続料が事前に確定する方式に変更することが適当である。」との問題点と見解が示されており、それに加えて、例え接続料が安価になった場合でも、それが利用者料金に反映されるのは事後に料金が確定される時期以降になってしまう等利用者利便性の観点からも問題があると考えます。</p> <p>上述の答申を受けて、NTT東西殿の接続料ではすでに、実際費用方式であっても、事後精算が廃止されており、第二種指定事業者を含めた他事業者の接続料においては、未だに事後精算が残存している状況にあります。現在の固定・携帯間の通信トラヒック及び接続料単価をみれば、各社の事業者間精算額は、対固定事業者よりも対携帯事業者との方がはるかに大きいと考えられ、NTT東西殿のみが事後精算制度を廃止したとしてもその効果は薄いと考えます。</p> <p>これらの状況を踏まえて、今回の算定ルールの作成にあたり事後精算制度を廃止することを契機にして、通信業界全体のコンセンサスとすべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、まずは接続料算定の基本的枠組みを整理することとし、精算制度を含めた精緻化は、今後必要な範囲内で漸進的に行っていくことが適当である。</p>
<p>意見64 携帯電話市場は寡占市場であり、接続料の透明化や値下げを進めることに賛成。携帯電話料金の値下げを強く指導すべき。</p>	<p>考え方64</p> <p>○ 携帯電話市場は、見た目には派手な CM で競争的にみえますが、実態は寡占市場そのものです。したがって、接続料の透明化や値下げを進めること</p> <p>接続料算定の適正性・透明性の向上を図ることとする今回の答申(案)について、賛成の御意見として承る。当審議会としては、接続ルールの在り方について</p>

<p>に賛成します。それは、世界的にも高い携帯電話料金の値下げにつながると考えるからです。しかしながら、イーモバイル社を除く他の携帯会社は、接続料を下げる方針と報道されています。こんな論理がまかりとおってよいのでしょうか。</p> <p>値下げしないという会社には、その理由について利用者への説明を義務付けたり、無線免許の取り消しを行うなどの厳しい措置を考えるべきだと思います。</p> <p>審議会はこうした業者のご都合主義を放置するのではなく、料金値下げを強く指導するべきです。</p> <p>(個人)</p>	<p>検討を行うことにより公正競争環境が整備され、利用者利便の増進につながることを期待するものである。</p>
<p>意見65 通信に供用される各周波数帯について、帯域ごとの通信トラフィック量の統計を定期的に算出して公表すべき。</p> <p>○ 周波数は有限な資源であるため、周波数の利用効率をいかに高めるかが重要となります。そこで、政府は、通信に供用される各周波数帯について、帯域ごとの通信トラフィック量(ビット／秒／ヘルツ)の統計を定期的に算出して公表すべきと考えます。</p> <p>携帯電話の契約数の統計としてはTCAのものがありますが、通信形態の多様化が進んでいる現在、加入者数とトラフィック量は必ずしも比例しないものと考えられます。加入者が多くてもトラフィックが流れないので周波数の有効活用になりませんので、トラフィック量を見る観点が必要と考えます。</p> <p>(個人)</p>	<p>考え方65</p> <p>御意見については、今回の答申(案)とは直接関係がないものであるが、参考とさせていただきたい。</p>
<p>意見66 利用者に極めて不利な携帯電話の高額な解約料等について是正を図るべき。</p> <p>○ 携帯会社が新しく始めた料金プランは、利用者に著しく高い解約料を課すものです。とりわけ、KDDI(au)社の2年縛りの料金は、最初の2年だけでなく、その後も2年ごとに更新が必要で、高い解約料なしで他社に移れる期間は、24ヶ月毎に1ヶ月だけという、極めて不利な条件を利用者に押し付けるものです。しかも、利用者への説明はほとんど行われておらず、このままでは大混亂が起きると思います。</p> <p>審議会は、こうした反競争的で、消費者契約法の趣旨に反するような契約条件を放置するのではなく、問題のある行為として積極的に取り上げ、是正を図るべきです。</p> <p>(個人)</p>	<p>考え方66</p> <p>考え方65と同じ。</p>

2 モバイルネットワークインフラの利活用

(1) 鉄塔等の設備共用ルール

意 見	考 え 方
<p>意見67 鉄塔等の共用をMNOに義務付けることまでは必要ないと考え方賛同。電柱・管路ガイドラインの改定にあたっては、実際の運用面に配慮することが必要。</p> <p>○ 答申(案)にあるように、「鉄塔等の共用は、これまで事業者間協議を通じた自主的な取組として行われてきたところであり、これをMNOに義務付けることまでは必要ない」との考え方賛同します。 なお、景観条例等により、鉄塔等設置に制限がある場合には、景観への配慮や費用面から最小限の設備で設置を行っているところであり、共用を行う場合には建て替えが必要となる等の問題があるため、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改定にあたっては、非現実的な内容とならないよう実際の運用面に配慮していただく必要があると考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>考え方67</p>
<p>意見68 鉄塔等の共用の義務化や貸出ルールを整備することは適当でないという答申案の考えに賛同。</p> <p>○ 鉄塔等の共用の是非やその方法については、原則事業者間の協議に委ねるべきであり、共用の義務化や貸出ルールを整備することは適当でないという答申案の考えに賛同します。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>考え方68</p>
<p>意見69 設備共用ルールの整備だけでは本質的解決とは到底なり得ないことから、ローミングやその他ネットワークシェアリング等の手法も含め、ルーラルエリア等のエリア整備の在り方について総合的な検討を継続して行うべき。</p> <p>○ 鉄塔等の設備共用ルールの整備にあたっては、①今後新たに設置する鉄塔と②既に事業者が設置している鉄塔とを区分して整理する必要があると考えます。 ①の今後新たに設置する鉄塔については、エコロジーの観点からも共用が促進される必要がありますが、本答申案にも記載があるとおり、共用実績のないコンクリート柱が主流となり、重量制限等により実質的に貸出し不可となることも想定されるところです。従って、設備共用ルールが有効に機能するように、特にルーラルエリアにおける鉄塔建設にあたっては、例えば、エリア展開が最も有意に推進可能な二種指定事業者の中でも市場シェアの高い事業者(例え</p>	<p>考え方69</p> <p>鉄塔等の共用については、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を改定するとともに、総務大臣裁定等の対象となるように所要の措置を講じることが適当としたところであり、まずはその成果を見極めた上で、段階的な対応を取ることが適当である。 なお、今後新たに設置する鉄塔の問題を含めた移動通信事業における効率的なエリア整備の在り方については、今後も継続して議論を行うことは必要である。</p>

<p>ば40%～50%以上)に対して、貸出しを前提とした設計を義務付ける等の取組みをあわせて促進する必要があるものと考えます。</p> <p>一方、②既に事業者が設置している鉄塔については、過去に設置したアングルトラス型の鉄塔を含め、重量制限等のため共用可能な数が極めて少ない状況にあり、貸出しのみをルール化しても、その実効性はほとんど期待できません。</p> <p>以上のとおり、既存エリアを始めとして、真に効率的なネットワーク構築を進める観点では、鉄塔等の設備共用ルールの整備を図るのみでは本質的解決とは到底なり得ないことから、ローミングやその他ネットワークシェアリング等の手法も含め、ルーラルエリア等のエリア整備の在り方について総合的な検討を継続して行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見70 電柱・管路ガイドラインの改定及び鉄塔等の共用について総務大臣裁定等の対象となるように所要の措置を講じることとする答申案に賛成。</p>	<p>考え方70</p>
<p>○ 3)考え方 【答申案】(P32)</p> <p>(略)</p> <p>具体的な促進方策の検討に際しては、固定通信市場における取組が参考になる。当該市場においては、電柱・管路等の線路敷設基盤の有効活用を図る観点から、2001年に「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」が策定され、電柱・管路等の貸与の申込手続や拒否事由等が定められているところである。モバイル市場においても、鉄塔等のネットワーク構築を行う上で基盤となる設備の有効活用を図ることは、利用者利便の向上に資すると考えられることから、総務省においては、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を改定し、鉄塔等の共用に関する申込手続や拒否事由等を定めることが適当である。</p>	<p>—</p>
<p>(略)</p> <p>しかし、当該総務大臣認可を受けて行う協議は、公用使用たる使用権を設定するための公法上の手続であり、一般的な事業者間協議とは性格を異にし、利用実績も、制度創設後1件しかない状況にある。この点、一般的な事業者間協議であっても、電気通信設備の共用であれば、総務大臣裁定や紛争処理委員会の紛争処理機能の対象となる(事業法第38条等)ため、鉄塔等の共用を促進する上での紛争処理機能の重要性にかんがみ、総務省においては、鉄塔等の共用に係る一般的な事業者間協議が不調の場合等にも、総務大臣</p>	

<p><u>裁定等の対象となるように所要の措置を講じることが適当である。</u></p> <p>【弊社意見】</p> <p>「“公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン”を改定し、鉄塔等の共用に関する申込手続や拒否事由等を定めること」及び「鉄塔等の共用に係る一般的な事業者間協議が不調の場合等にも、総務大臣裁定等の対象となるように所要の措置を講じること」とする答申案に賛成します。本対応により、ネットワーク構築の効率化及びコスト削減が進み、最終的には利用者利便性の向上につながっていくものと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>(2)ローミングの制度化</p> <p>意見71 MNO 間のローミング提供が義務付けされないと整理されたことに賛同。緊急通報に限定したローミングの必要性については一概に否定しないと考えるが、コスト負担の在り方の明確化が必要。</p> <p>○ 答申(案)において、「原則として自らネットワークを構築して事業展開を図ることが必要と考えられる点にも留意が必要」とされ、MNO 間のローミング提供が義務付けされないと整理されたことに賛同します。</p> <p>また、電気通信の健全な発達等の観点から接続の拒否事由に該当すると整理することが適当とされている形態として、答申(案)に過疎地域等での基地局整備や高トラフィックエリアでの設備増強等のトラフィック対策を怠っている既存MNOの例が挙げられていますが、具体的には新方式の導入にあたり、自らは設備構築を正当な理由なく遅滞させた事業者が、先行導入した事業者のネットワークを利用してサービス提供を確保するような形態もこれに該当すると考えます。これらの形態については、MNOが子会社等を設立し、実質的に同様の問題を生じせしめる際にも該当すると考えます。</p> <p>なお、各事業者においては最大限の設備構築努力が求められ、それにより公共性・緊急性の高い緊急通報も併せて提供可能していくことが基本と考えますが、公益的見地から緊急通報に限定したローミングの必要性については一概に否定しないものと考えます。その場合、要望事業者による開発コストやランニングコスト等の負担を前提とするなど、コスト負担の在り方の明確化が必要であると考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>考え方71</p> <p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>電気通信の健全な発達等(設備競争)の観点から慎重に検討が必要な利用形態について整理する際、あらゆる形態を網羅的に想定して整理することは困難と考えられるため、例示的な形態を整理して明示することが現実的であり、事業者の予見可能性を高める観点からも必要であると考えられるが、個々のケースが接続の拒否事由に該当する形態に該当するかどうかは、最終的には個別に判断すべきものである。</p>
<p>意見72 MNO間ローミングは禁止すると結論付けることが合理的。</p> <p>○ 【要約】ローミングの制度化に関して(答申案32頁)</p>	<p>考え方72</p> <p>答申(案)においては、ローミングを義務付けてサービス競争を促進する必要</p>

ローミング制度を許容することは、例えば、A、B、2社のMNOが存在し、共に全国周波数免許を受けておきながら、その設備投資を遅らせ、A社は西日本のみに初期の設備投資を集中させ、B社は東日本のみに初期の設備投資を集中させて、相互に廉価なローミング協定を締結し、全体で全国ネットワークを形成するといった談合的な行為を許容して、実質的な競争事業者数を減少させるなどの公正な競争状態を阻害する行為に直結する可能性を惹起するものです。類似の例は、答申案においても、「次に、電気通信の健全な発達等(設備競争)の観点から慎重に検討が必要な利用形態等について検討すると、例えば、過疎地域等での基地局整備や高トラフィックエリアでの設備増強等のトラフィック対策を怠っている既存MNOが、同一市場の競合MNOが全国整備したネットワークを低廉な料金で利用してサービス提供を確保するような形態がこれに該当すると考えられる。このような形態が認められると、クリームスキミングが助長され、収益性が低い地域でのネットワーク構築インセンティブが損なわれるおそれがあるため、設備競争促進の大きな阻害要因となる。」(37項)ので、「接続の拒否事由に該当する」と整理されています。これはローミング制度そのものに慎重にならざるを得ないと情報通信審議会の意見表明であることからも、MNO間ローミングは禁止すると結論付けることが合理的であると考えます。

詳細は、別紙2-2-2)を御参照下さい。

別紙2-2-2)

ローミングの制度化を検討するに当たり、まず考慮すべき事柄は、携帯電話事業者(MNO)の責務です。これに関しては多様な側面がある中、その主要点の一つは、我が国においては、無線周波数の付与に当たっては、欧米で実施されているような周波数オークション制度が採られずに、MNOが実質的に無償で周波数資源の割当てを受け、利用している点があります。例えば、2000年に実施されたドイツの3G周波数オークションにおいては、総額で約4.6兆円のオークション料が事業者から政府に対して支払われた事実がありますが、我が国では、3G周波数を無償で付与した経緯があります。ビジネスの観点からは、日本のMNOは、相當に低いリスクで3G事業を開始したことになります。

この点を鑑みると、我が国のMNOが欧米のMNOにも増して、自ら設備を設置し、サービスエリアを広げる義務があると考えるべきですが、MNO間のローミングを認めるという行為自体、かかるMNOの責務を軽減することにつながることから、本来的にMNO-MNO間のローミングは禁止すべき行為であると考えるのが妥当です。

性は乏しいとしたところであるが、一方、意見にあるような事例のみに基づき、MNOによる他MNO網の利用を一律に禁止することまでは適当でないと考えられる。

ローミング制度を許容することは、例えば、A、B、2社のMNOが存在し、共に全国周波数免許を受けておきながら、その設備投資を遅らせ、A社は西日本のみに初期の設備投資を集中させ、B社は東日本のみに初期の設備投資を集中させて、相互に廉価なローミング協定を締結し、全体で全国ネットワークを形成するといった談合的な行為を許容して、実質的な競争事業者数を減少させるなどの公正な競争状態を阻害する行為に直結する可能性を惹起するものです。類似の例は、答申案においても「次に、電気通信の健全な発達等(設備競争)の観点から慎重に検討が必要な利用形態等について検討すると、例えば、過疎地域等での基地局整備や高トラフィックエリアでの設備増強等のトラフィック対策を怠っている既存MNOが、同一市場の競合MNOが全国整備したネットワークを低廉な料金で利用してサービス提供を確保するような形態がこれに該当すると考えられる。このような形態が認められると、クリムスキミングが助長され、収益性が低い地域でのネットワーク構築インセンティブが損なわれるおそれがあるため、設備競争促進の大きな阻害要因となる。」(37項)ので「接続の拒否事由に該当する」と整理されています。これはローミング制度そのものに慎重にならざるを得ないと情報通信審議会の意見表明でもあり、MNO間ローミングは禁止すると結論付けることが合理的であると考えます。

答申案には、市場が同一でない場合にMNO間ローミングを認める可能性が示唆されていますが(34項、35項)、現状、3G事業者、PHS事業者及びWiMAX事業者間に有意なサービスの違いが存在しないことから、現実問題として、このような組み合わせにおいても、ローミングは禁止するのが妥当であると判断できます。これに関連して、同一の資本関係にあるKDDIとUQコミュニケーションズ間のローミングは、公正競争の観点から、厳に禁止されるべきと考えます。

また、「トラフィックの急増により、ネットワーク容量が逼迫している既存MNOが、新たな周波数の割当を受けたり、自らのネットワークを増強するまでの間、暫定的に他MNO網を利用する形態」が答申案では想定されていますが(35項)、適正な周波数割り当て政策が実施され、適切な通信品質で各MNOがサービス競争を展開している限り、かかる不均一な状態は発生しないはずであるから、このような状況は想定しにくく、ローミングを正当化する理由にはならないと考えます。

さらに答申案には、「現行の事業法上、MNOによる他MNO網の利用を禁止する規定は存在しない。したがって、自らネットワーク構築して事業展開を図ることが原則ではあるが、競争促進や利用者利便向上等(サービス競争)を実

現するような利用形態であれば、MNOによる他MNO網の利用は、許容されるべきものと考えられる(35項)。」、「MNOが、認定開設計画等に従った基地局の整備を進めるとともに、開設計画の認定後等に新たに導入可能となった周波数利用方策の活用を含め、電波の能率的な利用(開設基地局数、小セル化、セクタ分割等)を図っている場合、更なるニーズに応えるために他のMNO網を利用することは、現行制度上許容されると考えられる。(36項)」との記載がありますが、現行法制度上違反でないから許容されるという考え方は、必ずしも合理的ではありません。公正競争がなされていないと認識されるのであれば、法制度を変更する措置を講ずべきと考えるのが妥当です。前述のとおり、MNOがMNOの責務を果たしていない可能性が十分にあり、また、ローミング制度を認めることは、そのような可能性を助長することになるので、法制度の改定も含めて、MNOによるローミングを禁止する措置を講ずるべきと考えます。

なお、無線周波数の割当てをオークションで行うか、国の資産として保有したままの状態にしておくかは各MNOの特質によりますが、MVNO協議会は、少なくとも、現状の我が国においては、オークションは不適切で、国家財産として保有する現在の考え方を堅持すべきと考えます。その理由は、以下の通りです。

- ・我が国のMNOの中には、無線周波数の割り当てを受けておきながら、人口カバー率の定義に甘んじ、設備投資を惜しんで地理的なサービスエリアを十分確保せず、多くの不感地を抱え続けているMNOが存在する状況の中、無線資源を”売却”してしまうと、エリア拡大の意欲が益々そがれる可能性があること
 - ・コグニティブ無線のような新たな技術が出現し始めている中、無線資源の”売却”が、このような新技術の導入を妨げる要因に成りかねないこと
- (テレコムサービス協会 MVNO協議会)

意見73 ローミングについて「義務付けてサービス競争を促進する必要性も乏しい」という結論が記載されているが、議論の過程においていくつかの事実誤認も認められ、このような結論を導き出すに必要な検討が十分になされたとは考えられない。

- 本答申案では、ローミングについて「義務付けてサービス競争を促進する必要性も乏しい」という結論が記載されていますが、以下に詳述するように議論の過程においていくつかの事実誤認も認められ、このような結論を導き出すに必要な検討が十分になされたとは考えられません。以下、本答申案の各箇所につき、弊社共の見解を逐一申し述べさせて頂きます。

--	--

意見73 ローミングについて「義務付けてサービス競争を促進する必要性も乏しい」という結論が記載されているが、議論の過程においていくつかの事実誤認も認められ、このような結論を導き出すに必要な検討が十分になされたとは考えられない。	考え方73
○ 本答申案では、ローミングについて「義務付けてサービス競争を促進する必要性も乏しい」という結論が記載されていますが、以下に詳述するように議論の過程においていくつかの事実誤認も認められ、このような結論を導き出すに必要な検討が十分になされたとは考えられません。以下、本答申案の各箇所につき、弊社共の見解を逐一申し述べさせて頂きます。	<p>答申(案)に示したとおり、現時点で800MHz帯保有者に対してローミングを義務付けることは適当ではないが、移動通信事業における効率的なエリア整備の在り方については、今後も継続して議論を行うことは必要である。</p> <p>なお、意見により指摘のあった点について、当審議会の考え方は次のとおりである。</p>

<p>【答申案該当箇所①】</p> <p>(P34) 原則として自らネットワークを構築して事業展開を図ることが必要と考えられる点にも留意が必要</p> <p>(P37) あくまでも MNO は自らネットワークを構築して事業展開を図ることを原則とする</p> <p>【弊社共見解①】</p> <p>この記述は、どのような地域においても MNO が自らネットワークを構築すること(設備競争を行うこと)が義務であるかのような記述となっていますが、如何なものかと考えます。MNO に課されているのは周波数割当の際のエリアカバーの義務のみであり、経済的に採算が得られない地域については、健全な企業経営を行う観点から各事業者が自ら慎重な判断を下すのが当然です。また、昨今の状況下ではエコロジーの観点からの種々の配慮も当然なされるべきと考えます。</p> <p>【答申案該当箇所②】</p> <p>(P34) 電気通信の健全な発達等(設備競争)</p> <p>(P37) 電気通信の健全な発展(設備競争)</p> <p>【弊社共見解②】</p> <p>上記のような記述は、「設備競争」こそが電気通信の健全な発達に資するものであるかのような印象を与えますが、電気通信サービスの健全な発達の為には、ルール(事業法等の関連法規や周波数割当の認定基準等)を遵守した上で、各事業者が自由に創意工夫を行い顧客に対する「サービス競争」を行うことこそが肝要であり、「まず設備競争があるべき」という認識に基づいて議論が進められるのは、誤りであると考えます。</p> <p>【答申案該当箇所③】</p> <p>(P34～P35) 「競争促進や利用者利便向上等(サービス競争)の観点から許容されるような利用形態等」と「電気通信の健全な発達等(設備競争)の観点から慎重に検討が必要な利用形態等」について整理する</p> <p>【弊社共見解③】</p> <p>このような区分けは、「サービス競争」ではなく「設備競争」こそが本来望まし</p>	<p>貴社見解①～④:</p> <p>これまでの競争政策においては、設備競争とサービス競争の双方が促進されてきたところである。したがって、MNOによる他のMNO網利用の問題についても、これらのバランスを図る観点から検討することが必要である。この際、移動通信事業は、有限希少な電波の割当を受けて行う事業であり電波の有効活用が求められること等から、原則として自らネットワークを構築して事業展開を図ることが必要と考えられる点にも留意が必要である。この点を踏まえると、具体的な整理・検討は、「サービス競争の観点から許容されるような利用形態等」と「設備競争の観点から慎重に検討が必要な利用形態等」に分けて行うことが適当である。</p> <p>なお、答申(案)に示した御意見に関連する考え方は、「サービス競争」ではなく「設備競争」こそが本来望ましい競争であるという前提に基づくものではない。</p> <p>貴社見解⑤:</p> <p>「サービス競争の観点から許容されるような利用形態等」と「設備競争の観点から慎重に検討が必要な利用形態等」について整理する際、あらゆる形態を網羅的に想定して整理することは困難と考えられるため、例示的な形態を整理して明示することが現実的であり、事業者の予見可能性を高める観点からも必要であると考えられる。</p> <p>なお、答申(案)に示した形態は、例示的なものである。</p> <p>貴社見解⑥:</p> <p>あるMNOが、自網を他MNOとMVNOの双方に利用させることがある場合に、MNO向けには大幅割引料金を適用するなど有利な取扱いをすることにより、MNOとMVNOとの間の公正競争環境を阻害するような形態は、電気通信の健全な発達の観点から、事業法上の問題となる可能性があり得るところである。</p> <p>貴社見解⑦:</p> <p>移動通信事業における効率的なエリア整備の在り方については、今後も継続して議論を行うことは必要である。</p> <p>貴社見解⑧～⑩:</p> <p>答申(案)に示した形態は、例示的かつ仮想的なものである。</p>
--	---

い競争であるという前提に基づいてなされているかのように思われ、適切ではないと考えます。

【答申案該当箇所④】(P35)

例示的な形態を整理して明示することが現実的であり、事業者の予見可能性を高める観点

【弊社共見解④】

事業者の予見可能性を高める観点で例示的な形態を明示するのであれば、限定的な形態の列挙に止まらず、まず、網羅的な体系整理がなされるべきです。関係事業者から意見聴取を行う等により、具体的な要望等、事業者のニーズに合致する形態を正しく把握した上で、例示的な形態を正確に洗い出し、真に予見性に資する議論を行って頂くことを切望します。

【答申案該当箇所⑤】

(P35)

具体的には、上記 b～d に照らして考えると、以下のような形態が想定されるところである。

ア 自網で提供するサービスと異なる市場のサービスを提供するために、他 MNO 網を利用する形態

(例:携帯事業者による WiMAX 事業者網の利用)

イ 新規参入 MNO が、認定開設計画等に基づき、自らのネットワークを全国展開するまでの間、暫定的に他 MNO 網を利用する形態

ウ トラフィックの急増により、ネットワーク容量が逼迫している既存 MNO が、新たな周波数の割当を受けたり、自らのネットワークを増強するまでの間、暫定的に他 MNO 網を利用する形態

【弊社共見解⑤】

まず、MNO が相互の自由な意思に基づく合意により、相手方による自社設備の利用を許容することは、例示されたア～ウ以外の形態でも当然あり得るべきであり、このことについては議論の余地はないと考えますが、念の為、その旨の明確な記述があって然るべきと考えます。

なお、例示には、ア～ウに加え下記の形態を追加すべきと考えます。

〈追加例示案〉

エ 過疎地等において複数の事業者が重複して需要を大幅に上回るような設備構築を行うことが、国家レベルでの経済合理性を欠き、又は、環境保護の観点から望ましくないと判断される場合に、行政の仲介等により複数の MNO が相互に他社の設備を利用する形態

【答申案該当箇所⑥】

貴社見解⑪～⑬:

答申(案)は、意見にあるような「周波数格差が競争に影響を及ぼさない」ことや、「周波数格差はエリアカバーでの格差をもたらしてはおらず」ということを記述しているものではない。

貴社見解⑭～⑮:

移動通信事業における効率的なエリア整備の在り方については、今後も継続して議論を行うことは必要である。

(P35)

他方、MNO 間で同意している場合であっても、慎重な取扱いが必要となる形態も考えられる。例えば、MNO の事業者数が限られるモバイル市場において、多種多様な事業者によるサービス競争を実現するためには、MVNO の参入促進を図る観点が重要であるが、あるMNO が、自網を他MNO とMVNO の双方に利用させることがある場合に、MNO 向けには大幅割引料金を適用する等有利な取扱いをすることにより、MNO とMVNO との間の公正競争環境を阻害するような形態は、電気通信の健全な発達の観点から、事業法上の問題となる可能性があり得るところである。

【弊社共見解⑥】

本記述は、あたかもMNO 間でのローミングが、MNO とMVNO との間の公正競争環境を阻害することがあるかのような誤認を与える記述であり、適切ではないと思います。そもそも、事業者間の契約条件というものは、商業原則に基づき当事者間の協議によって決定されるものであり、仮にその協議の内容について、不当であると考える第三者がいるのであれば、紛争処理や意見申出等の既存の制度的な枠組みを使用して問題解決を図るべきです。

【答申案該当箇所⑦】

(P36)

②両当事者が合意していない場合

【弊社共見解⑦】

両当事者の合意の有無に依らず、(a)ローミングの提供を要望する事業者が各種既存ルールを遵守していない(若しくは未達成である)ケースと、(b)ローミングの提供を要望する事業者が各種既存ルールを遵守している(若しくは達成済みである)ケースとが区分されるべきですが、後者については、事業者間での協議がこれまで進展していないことから、行政にて積極的にイニシアチブをとり、検討を推進して頂くことを切望します。

具体的には、「国民経済的な観点での効率的なエリア整備」の在り方として、全事業者が共同してネットワーク構築を行うことが有効な地域とはどのような地域なのか、また、そのような地域でのネットワーク構築はどうあるべきなのか等について、議論を深めていくことが必要です。このような議論を通じ、業界全体での設備コストを低減させることができれば、利用者料金の全般的な低廉化が可能となり、加えて、エコロジーの推進にも寄与することが期待できます。

また、このような観点からの「ネットワークシェアリング」の議論は、EU 各国や中国等が、若干先行していることから、それらの地域の状況も参考とすることが有用と考えます。本答申案のベースとなっているかのような「設備至上主

義」は、世界の大勢に照らしてみると、既に時代遅れの考え方であることが認識されて然るべきです。

なお、欧州等においては、次世代のLTEシステムについては、ネットワークシェアリングによって設備投資を効率的に行うことが既に事業者間で決められていますが、この背景には、現時点で各国における各事業者間の市場シェアがほぼ均衡しつつあり、また周波数割当においてもハンディキャップもほぼ無くなりつつあることが考えられます。

一方、日本においては、未だこのような状況に至っていないことから、既に規模のメリット(雪だるま効果)を十分享受できる立場にある先行事業者が、その力を背景に設備競争をしかけ、後発事業者を経済的に追い詰めていくこうとする構図になる可能性も否定できず、このような事態を防ぐために、行政の積極的な介入が望まれるところです。

【答申案該当箇所⑧】

(P37)

過疎地域等での基地局整備や高トラフィックエリアでの設備増強等のトラフィック対策を怠っている既存MNO

【弊社共見解⑧】

高トラフィックエリアで十分な設備が構築できていない場合は、その事業者は品質の劣化により競争力を失うことから、当然全力を尽くして自助努力を行うはずです。しかしながら、過疎地域において、規模の小さい事業者が基地局を十分整備出来ないのは、経済原則に照らして止むを得ない事態であり、これを強要することはそのような事業者に対して経済的に無理な経営を強いることに等しいものです。

ところが、本答申案においては、ここで「怠る」という表現が使われており、これは、あたかも「過疎地域においても基地局整備は携帯電話事業者の義務であり、過疎地域でのエリア展開ができない事業者はこの義務の履行を怠っている」という誤解を与えかねない不適切な表現であると考えます。

【答申案該当箇所⑨】

(P37)

同一市場の競合 MNO が全国整備したネットワークを低廉な料金で利用

【弊社共見解⑨】

一連の記述を読むと、設備投資を怠ったMNO が他社のネットワーク設備を低廉な料金で利用しようとしているようなケースがあるかのような記述ですが、そのような事実は存在していません。そもそも「低廉な料金」とは何なのか、そのような料金が具体的に要求された事例があるのかについて、明確にして頂

くべきと考えます。仮に競合するMNO が何らかの理由により他社の設備の使用を求めるにすれば、その対価は不当に高価であったり不当に低廉であったりしてはならず、客観的な検証によって妥当と判断され得るものでなければなりません。即ちネットワークの使用料については、まずは当事者間で協議を行うことが基本であり、そこで合意に至らない場合の措置として、紛争処理や意見申出等の手続きが担保されています。本答申案においては、「申出側が低廉な料金を強要する」という例が持ち出されていますが、このような非現実的な事例をベースにして議論を進めることは、バランスを失していると考えます。

【答申案該当箇所⑩】

(P37)

これらに関連して、ソフトバンクからは

【弊社共見解⑩】

答申案の文節の並びでは、「過疎地域等での基地局整備や高トラフィックエリアでの設備増強等のトラフィック対策を怠っている既存 MNO」が、あたかもソフトバンクであるかのような印象を与えかねない記述となっていますが、ソフトバンクが設備構築を怠っているという事実なく、このような誤認を招く恐れのある文章構成は改訂して頂くことを要望します。

【答申案該当箇所⑪】

(P38)

周波数帯の差が関係事業者間の競争環境に重大な影響を与えており、それがシェアの変動等に照らして、公正競争上の阻害要因と認められることが必要である。

【弊社共見解⑪】

周波数帯の差が競争環境に与える影響について、シェアの変動や人口カバー率を拠り処に評価を行うというアプローチは、根本的に誤っていると言わざるを得ません。競争の結果として生じるシェアの変動は、各種サービスや料金面での競争、各社の営業努力等も含めた多様な要因によって生じるものであり、株式会社 NTT ドコモ殿(以下、「NTT ドコモ」という。)のシェアがわずかに減少し、弊社共のシェアがわずかに上昇していることをもって、周波数格差が競争に影響を及ぼさないと結論付けるのは明らかに間違います。「周波数格差が大都市部を除き、一定地域をカバーするために必要な基地局数に相当の格差をもたらし、競争環境に多大な影響を及ぼす」ということは、議論の余地もない歴然たる事実であり、NTT ドコモ殿自身もこのことは認めています。

【答申案該当箇所⑫】

(P38)

ソフトバンクの人口カバー率は、99.98%(2009年2月末)に達している状況にあること等から、競争政策という観点から言えば、800MHz帯保有者にローミングを義務付けてサービス競争を促進する必要性も乏しい

【弊社共見解⑫】

総務省殿が引用している人口カバー率は、周波数割当時の認定基準等の遵守状況を判定する際に用いられているものですが、「市町村内の特定のエリア(役場・支所)をカバーしたことで、その市町村全体の人口をカバーしたと見なして計算する数値」であり、現実の面的カバー密度を適切に反映した指標ではありません。換言すれば、実態と異なる「形式的な人口カバー率」であるとも言えます。従って、この指標を拠り所として、「周波数格差はエリアカバーでの格差をもたらしてはおらず、従って公正競争上の阻害要因とはなっていない」と断じているかの如きこの記述は、根本的に誤っていると言わざるを得ません。

【答申案該当箇所⑬】

(P38)

ローミングを義務付けてサービス競争を促進する必要性も乏しい

【弊社共見解⑭】

これまで述べて来たように、上記のような結論に至るまでの議論において、分析方法として適切・公正なアプローチが採用されておらず、また数多くの事実誤認も含まれています。従って、このような議論の進め方により導き出された結論も適切なものではないと言わざるを得ず、改めて議論を行って頂くことを要望します。

【答申案該当箇所⑮】

(P38)

都市部に比べて採算性の低いルーラルエリアで設備競争を推進することが必ずしも容易でないこと等を考えると、全国津々浦々までサービス提供が確保されることを競争政策(設備競争又はサービス競争)の推進により実現することが可能かつ適当かという観点から検討する視点も重要である。

【弊社共見解⑯】

ルーラルエリアや不採算地域のエリア整備の在り方は極めて重要な論点であるにも関わらず、今回十分な議論がなされずに、「競争政策(設備競争又はサービス競争)の推進により実現することが可能かつ適当かという観点から検討する視点も重要」という単なる問題提起の記載にとどまっていることは問題であると考えます。「どのような形で、携帯電話サービスエリアの拡充を進めて行くべきか」については、今こそ十分な論拠に基づいて明確な答えを出すべき

であり、このための具体的な議論が継続されるべきです。

【答申案該当箇所⑯】

(P38)

この点から言えば、公正競争環境下で事業者間競争を通じて提供されるべきサービスと、事業者間競争とは無関係に、国民の生命・身体等に危険が生じた場合等に公益的見地から必要とされる通信手段とは区別して考えることが必要であり、例えば、携帯事業者 A の電波しか届いていない場所で、携帯事業者 B のユーザの生命・身体等に危険が生じた場合は、当該ユーザが、携帯事業者 A の電波で警察・消防等に緊急通報が可能となることは、公益的見地から重要と考えられる。

このような緊急通報に限定したローミングについては、EU ではほとんどの国で実施されている状況にあり、英国でも導入に向けた検討が行われている状況にあることから、我が国でも、国民の生命・身体に危険が生じた場合の緊急通報手段を確保する観点から、他 MNO 純によるローミングが可能となることが望ましいと考えられる。緊急通報に限定したローミングについては、法令上緊急機関から発信者による呼び返しができる仕組みが必須であること、技術方式が異なる事業者間ではローミングによる対応が困難であること等の課題があるが、他 MNO から緊急通報に限定したローミングの要望を受けた MNO は、公益的見地からの重要性にかんがみ、その実現に向けて、これらの課題解決のための検討・協議を積極的に行うことが必要である。

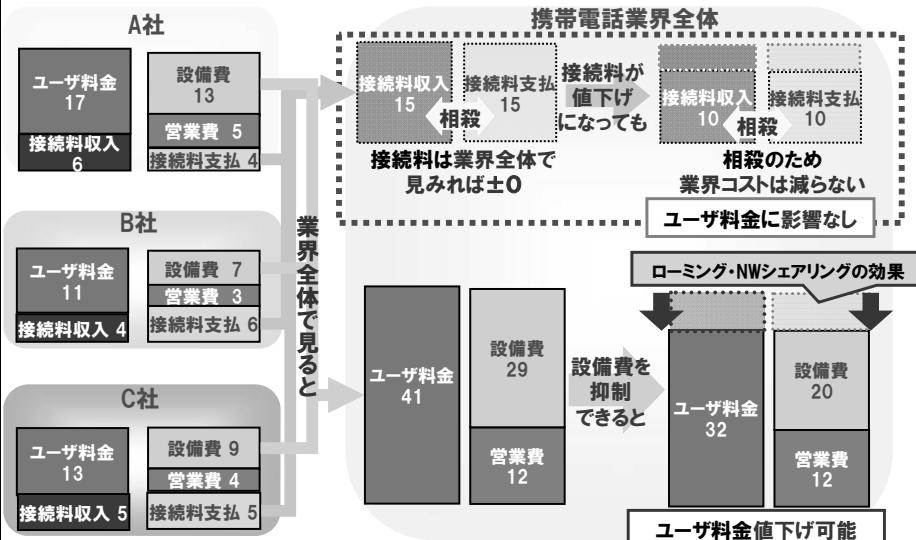
【弊社共見解⑯】

国民の生命・身体に危険が生じた場合の緊急通報手段を確保する観点から、緊急通報呼のローミングについて積極的に推進することは当然必要なことであると考えます。しかしながら、前述(⑮)のとおり、より広範囲な問題についての議論が十分に尽くされていない状況下で、「国民の生命・身体等に危険が生じた場合」のみに論点を絞ることは、本来なされるべき議論を回避する意図によるものとも受け取られかねず、緊急通報呼のローミングのみを推進すると結論づけることは適当ではないと考えます。

以上、答申案の記述内容について、個別箇所毎に意見を述べさせて頂きましたが、本件については接続料問題と異なり、利用者が負担するコスト及び昨今重要視されている環境問題に直結する極めて重要な問題であり、今回のように十分な議論がなされていない状況で早計に結論を出すべきではないと考えます。従って、本件については、議論が十分なされていないものとして継続して議論を行って頂き、国民経済的な観点やエコロジーの観点での効率的なエリア整備の在り方についてのルール整備を行って頂く必要があると考えま

す。

(参考)ユーザ料金低廉化とコストの関係



(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

意見74 ローミングやMNOによる他MNO網の利用は、両当事者間の合意を前提に行われるものであり、答申(案)の考えに賛同。

○ モバイル市場においては、現在有効に機能している設備競争を今後も継続させることが、ユーザー利便向上のために不可欠です。

ローミングやMNOによる他MNO網の利用は、自網で提供するサービスと異なる市場のサービスを提供する場合や、新規参入事業者が、自らのネットワークを全国展開するまでの間等において、両当事者間の合意を前提に行われるものであり、答申案の考えに賛同します。

なお、緊急通報手段のみをローミングで実現することは技術面・コスト面でハードルが高いことに留意する必要があります。そのため、緊急通報手段の確保については、衛星通信の活用等、別の手段も含めて最適な方法を検討することが適当です。

考え方74

—

(KDDI)	
意見75 ローミングの制度化に関しては、前述の第二種指定制度の抜本的な見直しの中でも検討が必要。市場支配力を有したドミナント事業者のネットワーク開放義務の在り方については、市場支配力を抑制する観点から、さらに検討を深めることが必要。	考え方75
<p>○ 3)考え方</p> <p>①両当事者が合意している場合</p> <p>【答申案】(P35)</p> <p>(略)</p> <p>したがって、自らネットワーク構築して事業展開を図ることが原則ではあるが、競争促進や利用者利便向上等(サービス競争)を実現するような利用形態であれば、MNOによる他MNO網の利用は、許容されるべきものと考えられる。具体的には、上記b～dに照らして考えると、以下のような形態が想定されるところである。</p> <p>ア 自網で提供するサービスと異なる市場のサービスを提供するために、他MNO網を利用する形態(例:携帯事業者によるWiMAX事業者網の利用)</p> <p>イ 新規参入MNOが、認定開設計画等に基づき、自らのネットワークを全国展開するまでの間、暫定的に他MNO網を利用する形態</p> <p>ウ トラフィックの急増により、ネットワーク容量が逼迫している既存MNOが、新たな周波数の割当を受けたり、自らのネットワークを増強するまでの間、暫定的に他MNO網を利用する形態</p> <p>(略)</p> <p>【弊社意見】</p> <p>ローミングの制度化に関しては、前述の第二種指定制度の抜本的な見直しの中でも検討が必要と考えます。</p> <p>MNOのサービスエリア展開については、MNO自らが構築を図ることが原則と考えられるものの、市場支配力を有したドミナント事業者のネットワーク開放義務の在り方については、市場支配力を抑制する観点から、さらに検討を深めることが必要です。特に、サービスエリアは利用者がサービスを選択する上での重要な項目であるため、ドミナント事業者が、その過度に強い市場支配力をもって、競争事業者が容易には追随できない状態を創出することになれば、ドミナント事業者の市場支配力はより一層強まることになり、市場における公正競争を阻害すると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	考え方11と同じ。

第3章 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備

1 FTTxサービス

(1)FTTHサービスの屋内配線

意 見	考 え 方
<p>意見76 戸建て向け屋内配線を一種指定設備と整理するとした答申案に賛同。マンション向けも一種指定設備と整理し、イコールフッティングを確保すべき。</p>	<p>考え方76</p>
<p>○ 1)法的位置づけについて 戸建て向け屋内配線について、「外壁の内外で位置づけを変える現在の取扱いは、イコールフッティングを確保できない状況を招来するため、適当ではない」という認識から、「NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理することが適當」との答申案の考え方賛同します。速やかに現行の一種指定設備を定める指定告示について規定整備を行うべきです。</p>	<p>答申(案)に示したとおり、マンション向け屋内配線の扱いについては、事業者設置や事業者外設置の屋内配線が混在する中で、NTT東西のFTTHのシェアとマンション向け屋内配線のシェアは、連動しない面がある。NTT東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行なうことが一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、NTT東西と接続事業者の間の工事回数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられる。上記を踏まえ、FTTHのマンション向け屋内配線は、戸建ての場合と異なり、一種指定設備に該当すると整理する必要はない。</p>
<p>マンション向け屋内配線について、「戸建ての場合と異なり、一種指定設備に該当すると整理する必要はない」との考え方示されていますが、答申案のとおり「現在、NTT東西は、マンション向け屋内配線について光配線方式を推進しており、今後NTT東西が設置する屋内配線の増加が予想される」状況にあります。</p>	
<p>当社では、NTT東日本がマンションオーナーへの提案において「Bフレッツの単独設置とすること」等、ユーザーの選択肢を狭める条件を提示して光配線方式を推進している事実も確認しており、速やかに光配線方式についても戸建て向け屋内配線と同様に一種指定設備に該当すると整理し、イコールフッティングを確保できるようにすることが必要と考えます。</p>	
(KDDI)	
<p>○ 1)法的位置付け ①戸建て向け屋内配線 ウ 考え方 【答申案】(P41) <u>屋内配線は、利用者の電気通信設備に最も近接する事業者設備として、アクセス回線の一部を構成する設備であり、サービスを事業者が提供しそれを利用者が享受する上で、その利用が事業者・利用者双方にとって不可欠とな</u></p>	

る設備である。このため、屋内配線に係る公正競争環境を整備することは、接続事業者の事業展開及び利用者利便の向上の観点から重要な意味を有することとなる。

NTT東西のFTTHサービスについて、その戸建て向け屋内配線は、NTT東西が自ら設置するため、NTT東西のFTTHシェア(約74%)と戸建て向け屋内配線のシェアは、基本的に同水準になると考えられる。このようなボリュームを有するNTT東西の屋内配線について、後述する接続事業者による転用を想定すると、その適切かつ公平な利用条件を確保し、利用者がサービス提供事業者を柔軟に変更可能な環境を整備することが、FTTH市場の事業者間競争を促進する上で重要となる。

また、そもそも外壁の内外で位置付けを違える取扱いに合理性を見出すことは困難であるが、この取扱いの下では、引込線と屋内配線の帰属する部門が異なることとなるため、両部門を抱えるNTT東西は、引込線と屋内配線で工事が1回で済むのに対し、接続事業者は、引込線と屋内配線で工事が2回必要になるおそれがある。利用者獲得の際に、工事が1回で可能か否かは重要な要素となるため、NTT東西と接続事業者が同等の条件で競争可能な環境を整備する観点からも、外壁の内外で位置付けを違える現行の取扱いは適正化・明確化が必要と考えられる。

加えて、現在、コスト削減の観点から、「引き通し」形態による屋内配線の設置が進められているが、一種指定設備である引込線と一体となった屋内配線の設置は、引込線を設置しているNTT東西のみが可能であり、接続事業者には可能とは言えない。この点からも、外壁の内外で位置付けを違える現行の取扱いは、イコールフッティングを確保できない状況を招来するため、適当ではないと考えられる。

以上の点から、NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理することが適当であり、現行の一種指定設備を定める指定告示においてもその旨の規定整備をすることが適当と考えられるが、具体的な接続条件の設定に当たっては、屋内配線が利用者宅内に設置されている点に留意することが必要と考えられる。

②マンション向け屋内配線

【答申案】(P42)

(略)

【弊社意見】

FTTHの屋内配線を第一種指定電気通信設備に指定することに賛成します。

<p>なお、屋内配線の位置づけとして「サービスを事業者が提供しそれを利用者が享受する上で、その利用が事業者・利用者双方にとって不可欠となる設備である」と答申案にて指摘されているとおり、この位置づけはFTTHに限らずADSLなど他サービスの屋内配線でも同様のものと考えます。したがって、FTTHに限らずADSLなど他サービスの屋内配線についても、NTT東西殿と接続事業者が同等の条件で競争可能な環境を整備する観点から、指定電気通信設備と同等の扱いとする必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>意見77 戸建て、マンション向けを問わず、屋内配線は一種指定電気通信設備と整理すべきではない。</p>	<p>考え方77</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、戸建て・マンション向けを問わず、第一種指定電気通信設備に該当ないと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ①屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備であること。 ②現に、FTTHサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。 ③また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があること。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者におかれても同様に実施することが可能であり、現に実施していること。 <p>また、当社は、既に他事業者の屋内配線の貸出し要望にお応えし、屋内配線の貸出しを実施しており、第一種指定電気通信設備として規制する必要はないと考えます。</p> <p>なお、仮に、今回NTT東西の屋内配線を第一種指定電気通信設備に該当すると整理する場合には、答申案のとおり、具体的な接続条件の設定にあたっては、屋内配線がお客様宅内にあり、お客様の支配下にあることから、屋内配線の撤去等お客様の意向に従わざるを得ないという点についても留意することが必要であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の観点から、屋内配線にはボトルネック性がないため、戸建て・マンション向けを問わず、屋内配線を第一種指定電気通信設備に位置付けて、規制 	<p>答申(案)に示したとおり、屋内配線はサービスを事業者が提供しそれを利用者が享受する上で、その利用が事業者・利用者双方にとって不可欠となる設備であり、屋内配線に係る公正競争環境を整備することは、接続事業者の事業展開及び利用者利便の向上の観点から重要な意味を有する。</p> <p>NTT東西のFTTHサービスについて、その戸建て向け屋内配線は、NTT東西が自ら設置するため、NTT東西のFTTHシェア(約74%)と戸建て向け屋内配線のシェアは基本的に同水準になると考えられる。現在、コスト削減の観点から、「引き通し」形態による屋内配線の設置が進められているが、一種指定設備である引込線と一体となった屋内配線の設置は、引込線を設置しているNTT東西のみが可能であり、接続事業者には可能とは言えない。この点からも、外壁の内外で位置付けを違える現行の取扱いは、イコールフットティングを確保できない状況を招来するため、適当ではない。以上の点から、NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理することが適当であり、現行の一種指定設備を定める指定告示においてもその旨の規定整備をすることが適當と考えられるが、具体的な接続条件の設定に当たっては、屋内配線が利用者宅内に設置されている点に留意することが必要である。</p> <p>マンション向け屋内配線の扱いについては、考え方76に同じ。</p>

を強化することは不適切であると考えます。

- ①屋内配線は、お客様のご了承を頂くことにより、お客様の宅内に誰もが自由に設置できる設備であり、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。
 - ②現に当社のダークファイバ等と接続する事業者は、多くの場合、自ら行う必要があるONUの設置・設定と同時に屋内配線を設置されており、更に、電力系事業者やCATV事業者も相当数のお客様に対し、屋内配線を設置し提供されている等、各事業者が自らの判断に基づき屋内配線を自由に設置していること。
 - ③屋内配線の維持運用にあたっては、基本的にお客様のご意向に従って対応する必要があり、撤去や移設等の要請があれば、それに応じる必要があること。
- また、答申案において、戸建て向け屋内配線に関し、「NTT東西は、引込線と屋内配線で工事が1回で済むのに対し、接続事業者は、引込線と屋内配線で工事が2回必要になるおそれがある」とされているところですが、当社は、屋内配線の提供要望を頂いた1の接続事業者に対して、引込線と屋内配線を1回で工事することを含めビジネスベースで屋内配線を提供していく旨を回答しており、当社と接続事業者との間で工事回数に差異が生じないようにすることが可能であることから、当該懸念を理由に、当社が屋内配線を設置する場合の提供条件をルール化等する必要はないと考えます。

(NTT 西日本)

- FTTHサービス等で利用されているお客さま宅内の屋内配線は、NTT の設置した光ケーブルに限らず、メタルケーブル、同軸ケーブル等、多様な形態があり、また、屋内配線は誰もが自由に設置できる設備であり、事実、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々な主体により設置されるものである。従って、光屋内配線は不可欠性のある設備でないことから、転用ルールだけのためにNTTの屋内配線だけを指定設備とすることは適当でない。

(NTT 持株)

意見78 NTT東西の屋内配線の転用ルールを整備するという考え方方に賛成。ただし、転用ルール整備の目標時期を設定し、NTT東西に定期的に報告を求めるべき。

- 2)転用ルールについて

<p>戸建て向け屋内配線について、「NTT東西の屋内配線の転用ルールを整理することが必要」との答申案の考え方に対する賛同します。</p> <p>マンション向け屋内配線について、「屋内配線の転用ができない場合には、既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高いことから、屋内配線を転用する必要性・有用性は、戸建て向けFTTHの場合よりも高い。」との答申案の考え方を示されたことは重要です。また、「屋内配線単独で転用を受けられるように取り組むことが適当。」との考え方にも賛同します。</p> <p>戸建て向け・マンション向けどちらの屋内配線についても、転用ルールの整備について関係事業者間等で協議することは重要です。</p> <p>ただし、NTT東西が協議を徒に長引かせたり、市場支配力を行使してNTT東西に一方的に有利な条件を設定したりするおそれがあるため、転用ルール整備の目標時期を設定し、NTT東西から総務省へ定期的に報告をさせる等の措置を講ずるべきです。</p>	<p>(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>なお、屋内配線の転用を希望する事業者及びNTT東西においては、関係事業者間の協議により定めるべき事項について、積極的に協議を行うことが適当であり、NTT東西においては、2009年12月末までに、その協議状況について総務省に報告することが必要である。</p>
<p>(KDDI)</p> <p>意見79 NTT東西の屋内配線の転用ルールとして「自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方」を採用することに賛成。また、転用ルールの整備にあたっては、設備構築に尽力する事業者であることなどを要件に加えるべき。</p> <p>○ NTT東西の屋内配線の転用ルールについて、「自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当」という考えに賛同します。</p> <p>具体的な転用方法として、お客様設備の運用保守を重視し、賃貸借ではなく譲渡に限定することを提案いたします。</p> <p>理由)</p> <p>まず、賃貸借の場合は、屋外と屋内の線路設備の所有者が異なることになるため、障害等の際に事業者間調整に時間を要し復旧時間が遅れることに加え、お客様に対しても責任の所在が明らかでなく、FTTHサービスにおける品質低下に繋がりかねません。</p> <p>一方、譲渡の場合は、転用先事業者が屋外のみならず屋内設備も責任を持って管理等を行い、同時にお客様に対しても設備管理者が明確になることで、品質の高いサービスをお客様に安心してご利用頂けることになると考えます。</p> <p>(STNet)</p>	<p>考え方79</p> <p>答申(案)に示したとおり、転用に当たり、利用者宅外壁へのキャビネットボックスの設置・汎用化、利用者宅内への光コンセントの設置・汎用化、権利の帰属関係など関係者間等で速やかに協議し内容を整理した上で、転用ルールの整備に活用することが適当である。この際、御意見にもある通り、NTT東西の屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当である。</p> <p>御指摘のあった賃貸借の場合の扱い、転用を行うための要件及び利用者に誤解を与えないようにするための情報提供の方法等個別の事項についても、まずは、関係者間で協議を行った上で、転用ルールの整備に活用することが適当である。</p>

○ [戸建て向け屋内配線の転用ルールについて]

本答申案において、「屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適當」との整理がなされておりますが、実質的にはFTTH未導入者への営業活動を行わず、FTTH導入済利用者のキャリアチェンジを目的とした営業活動だけに注力しようとする事業者の動きを助長する懸念があります。

戸建て向けFTTHの屋内配線の敷設にあたっては、敷設場所が利用者宅内であることから、利用者毎に全て工事内容が異なり、また慎重かつ丁寧な作業が必要である等、FTTH工事のなかで最もきめ細やかな対応を要するものであります。

キャリアチェンジを目的とした営業活動だけに注力する事業者は、このような屋内配線敷設に係る対応等に努力する必要がないという点で、屋内配線を含め設備構築を行う事業者に比べ、競争上優位になります。

このことは、設備構築が終わっているメタル回線と異なり、整備途上である光ファイバに対する設備投資意欲の低下、ひいてはFTTHによるブロードバンド環境整備の停滞にも繋がりかねません。

従いまして、転用ルールの整備にあたっては、その対象となる事業者双方が自ら屋内配線を含め設備構築に尽力する事業者であることを要件に加えるとともに、偏った営業活動がなされないよう、対象事業者の屋内配線の敷設状況、転用状況を定期的にチェックする等の仕組みを設けることが、当面の間、必要であると考えます。

また、宅内設備(ONU等)を自ら設置する事業者間のキャリアチェンジの際には、新旧事業者それぞれによる当該設備の設置工事、撤去工事が必要となるケースが大半と想定されるため、屋内配線の転用によって宅内工事が不要となる等と、利用者に誤解を与えることのないよう適切に情報提供することも肝要と考えます。

利用者ニーズに沿って利用者の負担軽減を図ることは重要ですが、設備構築をベースとした公正競争環境を確保することも必須と考えますので、転用ルールの濫用、さらには設備構築を行わない事業者による安いキャリアチェンジを目的とした営業活動がなされることのないよう十分な措置を講じていただくことを要望いたします。

(ケイ・オプティコム)

○ 屋内配線は、先述したとおり、提供形態や設置主体が様々であり、事業者によって仕様や工法も異なっていることから、接続ルールとして全事業者を対

象にした統一的・画一的なルールの整備は困難であると考えます。

また、現在、当社の屋内配線の転用をご要望されているのはKDDI殿だけであり、他の電力事業者やCATV事業者からはご要望をいただいている状況です。

したがって、屋内配線の転用については、実際に転用を要望されているKDDI殿との間で、お客様の意向を踏まえながら、柔軟かつ具体的な実現方法等を個別に調整することが現実的であると考えます。

また、答申案にもあるように、相互に屋内配線を転用できることが重要であり、そのためには、KDDI殿においても、当社の屋内配線と同等の仕様・施工レベルでの屋内配線の敷設や、光コンセント化を推進していただくとともに、その転用手続きや料金等の提供条件についても当社と同等としていただくことにより、当社の屋内配線だけが一方的に転用されるのではなく、実質的に相互に利用できるようにしていただく必要があると考えます。

(NTT 東日本)

○ 屋内配線の転用にあたっては、物品仕様・工法・インターフェースの統一や、転用対象となる設備の存否情報を事業者間で授受するための手続きの整備等、数多くの課題があると考えられるため、自らの屋内配線の転用を認めた上で当社の屋内配線の転用を要望される事業者との間で、お客様のご意向も踏まえつつ、個別の協議を通じた調整を図っていく必要があると考えます。

しかしながら、電力系事業者やCATV事業者の屋内配線は、当社の屋内配線と方式や仕様等が異なっており互換性がないケースが大半と想定され、現に、これまで当社は当該事業者を含め、接続事業者より屋内配線転用に係る具体的な要望は頂いておりません。

このように、屋内配線の転用に係る他事業者のニーズが不明確であって、物品仕様の統一等に係る事業者間協議も開始されておらず、課題解決の見通しも立っていない現段階において、転用ルールを整備すること自体を目的化するのは不適切であると考えます。

また、答申案において、「NTT東西の屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めることが適當」とされている点は、設備の相互利活用を促進する観点から、適切な整理であると考えますが、実質的な相互利活用を進めていくためには、当該事業者の屋内配線に係る転用手手続きや料金等の提供条件について、当社の屋内配線と同等の提供条件となるようにして頂く必要があると考えます。

(2)ドライカッパのサブアンバンドル(FTTRサービス)

意見80 ドライカッパのサブアンバンドルは、接続事業者の費用負担の適正化及び新たな技術やサービス開発の拡大に寄与するため推進すべき。	考え方80
<p>○ NTT東西殿の各種機能のサブアンバンドルの実現は、接続事業者の費用負担適正化のみならず、新たな技術やサービスの開発における事業者の創意工夫余地の拡大に寄与することから、利用者利便の向上に資する多様且つ低廉な新サービスの提供につながるものと考えます。</p> <p>従って、本答申案に記載されている方向性にそって、NTT東西殿は可能な限りのサブアンバンドル化を推進すべきです。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	—
意見81 サブアンバンドルの上部区間は、下部区間の保守のために必要であるため、上部区間のコストをすべて負担すべき。本来負担すべきコストを負担しない形態は、競争中立性を欠くことになる。	考え方81
<p>○ 下部区間を効率的に保守・運用するためには、常時上部区間を維持しておく必要があり、上部区間を使用している以上、上部区間に係るコストについては、下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要なコストに限らず、全て負担していただく必要があると考えます。</p> <p>仮に、上部区間を使用しながら下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要なコストだけの接続料とした場合、FTTRに係るそれ以外の上部区間のコストを他のドライカッパ接続料等で負担することになり、適正なコスト負担に反するとともに、FTTRとドライカッパとの間の利用の公平性を欠くことから、問題が大きいと考えます。</p> <p>また、政策的に、FTTRサービスだけを実際にかかったコスト以下で提供できるようにすることは、他のブロードバンドサービス(FTTH、CATV、DSL等)との競争中立性を阻害するとともに、当社だけでなく、電力系事業者やCATV事業者等、自ら設備構築してブロードバンドサービスを展開している設備構築事業者の投資インセンティブを損ねることになり、ブロードバンドサービスの発展・普及に支障が生じるものと考えます。</p> <p>なお、答申案において、「FTTRの新規需要が拡大し、下部区間だけでも需要増となれば、メタル芯線の利用効率が高まり、通常のドライカッパの接続料の低廉化につながる」旨の考え方方が示されていますが、平成21年4月末時点のFTTR施設数は約120回線程度(東西計)であり、かつ平成21年2月以降</p>	<p>答申(案)に示したとおり、アンバンドルを実施する上での基本的な考え方は、一種指定事業者に過度の経済的負担を与えることとならないように留意しつつ、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、アンバンドルして提供しなければならないとされているところ、ドライカッパのサブアンバンドルについては技術的な課題は存在していない。</p> <p>また、上部区間が他に転用できなくなる点は、当該区間のコストが、未利用芯線のコストとして、ドライカッパ接続料の原価に算入されることとなる点をどのように考えるかが問題となるが、この点については、①未利用のメタル回線を利用する場合は、下部区間のコストだけでも、FTTRの接続料原価に算入されることになり、②また、現在利用中のメタル回線を巻き取って提供される場合は、ドライカッパの「割り勘要員」を減少させる面がある一方、上部・下部区間ともに未利用芯線コストになる可能性のある芯線について、下部区間だけでも継続して利用されることになることから、接続料の上昇を抑制する効果が期待可能である。</p> <p>以上を踏まえると、FTTR提供コストの負担減に資するドライカッパのサブアンバンドルを行うことが適当である。</p> <p>この場合、下部区間の保守のために、上部区間が必要となる点については、①上部区間を保守に利用するのはサービス提供に支障が生じた場合に一時的に利用するものに過ぎず、②また、サブアンバンドルメニューで下部区間の接続料を支払えば、下部区間に係る修理費用等を負担していると考えることが可能で</p>

は減少傾向にあるため、今後、FTTRの新規需要が拡大し、通常のドライカッパ接続料の低廉化につながるとは言えないものと考えます。

(NTT 東日本)

- FTTRで用いるドライカッパの下部区間(き線点～お客様宅)を効率的に保守・運用するためには、それに対応する上部区間(局舎～き線点)を常時維持・管理しておく必要があること、また、下部区間の接続料には上部区間に係るコストは含まれていないことから、FTTR事業者には、下部区間の故障対応に係る上部区間の一時的利用に必要なコストに限らず、上部区間の全てのコストを負担して頂く必要があると考えます。

仮に、上部区間を使用しているにもかかわらず、下部区間の故障対応に係る上部区間の一時的利用に必要なコストのみを負担するとした場合、本来FTTR事業者が負担すべき当該コスト以外の上部区間のコストを、他のドライカッパ接続料等で負担することとなり、適正なコスト負担に反すると共に、FTTRと他のドライカッパとの間で、同じ設備を用いながら接続料に格差がつくこととなり、競争中立性を欠くことになるため、問題が大きいと考えます。

また、FTTRについて、実際にかかったコストを下回る接続料金を政策的に設定することは、他のブロードバンドサービスとの競争中立性を欠くことになるほか、自ら設備を構築しブロードバンドサービスを展開している事業者の投資意欲を削ぐことで、我が国におけるブロードバンドサービスの発展・普及に支障を及ぼしかねないことから、適当でないと考えます。

なお、答申案において、「FTTRの新規需要が拡大し、下部区間だけでも需要増となれば、メタル芯線の利用効率が高まり、通常のドライカッパの接続料の低廉化につながる」との考え方方が示されていますが、FTTRの需要は、既存DSLサービスや電話サービスからの移行需要が大半であると考えられること等から、今後、FTTRの新規需要が拡大し、通常のドライカッパ接続料の低廉化につながるとは言えないものと考えます。

(NTT 西日本)

- [接続料設定の考え方について]

指定電気通信設備に係る接続料設定にあたっては、所要コスト(設備コストベース)に適正利潤を加えて設定のうえ、当該所要コスト等が適正かどうかを厳密に検証することで接続料の適正性を担保するという原則を堅持すべきであると考えます。

また、当該所要コスト等について、それを利用する接続事業者が応分の負

あることを踏まえると、FTTRの提供事業者が下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要なコストを負担すれば、上部区間のコストをすべて負担させる必要はないと考えられる。

なお、上記②のとおり、当該サブアンバンドルは、設備の利用に見合ったコストを負担していると考えられるが、総務省においては、他のブロードバンドサービスとの競争状況について、注視することが適当である。

担を行い、事業者間の公平性を確保することが重要であると考えます。本答申案に提示されております電話重畠型DSLサービスの事業者名申込スキームにおける回線管理運営費の取扱いやWDM装置設置区間ににおける中継ダークファイバの一波長単位での接続料設定の考え方は、上記原則等を踏まえた整理であると考えます。

一方で、ドライカッパのサブアンバンドルにおいて、サブアンバンドルされた下部区間の保守等に上部区間を利用する必要があるにも関わらず、その設備・保守コストを考慮しないという整理は、コストと接続料の関係性が不透明であり、適切ではないと考えます。特に、NTT東西以外にも、設備構築をベースに競争を行う事業者が存在する状況下においては、設備構築事業者を含めて公平かつ適正な接続料設定を行うことが、公正競争上重要でありますので、配意いただくよう改めて要望いたします。

(ケイ・オプティコム)

- ドライカッパのサブアンバンドルに反対いたします。サブアンバンドルの上部区間については、他に転用できること及び保守用に上部区間を利用することから、当該コストの負担は下部区間の利用者が負担すべきと考えます。今回のような「設備形態はそのまま、かつ料金だけ安くする」といったFTTR提供コストの負担軽減を目的としたサブアンバンドルについては、設備競争を行う事業者にとって不利な施策であり、実施すべきではないと考えます。

(東北インテリジェント通信)

- ドライカッパのサブアンバンドルに断固反対します。

理由)

FTTRで利用する場合、上部区間は不稼動設備であっても、NTT東西が主張しているように設備設計上および保守上の問題から他用途に転用することはできません。

このため、下部区間のみをアンバンドルしたドライカッパ接続料を設定することは、本来必要である設備原価を接続料原価から控除した接続料を設定することになり、接続料算定の基本的な考え方に対する考え方。このような考え方により接続料が設定された場合、競争環境が歪められ、電気通信の健全な発展を阻害することになります。

(STNet)

2 DSL サービス

(1)電話重畠型DSLサービスの事業者名申込み

<p>意見82 事業者間の公平性の観点から、利用事業者のみが費用等を負担する案に賛同。この際、導入を要望していない事業者側にシステム改修等が発生しないようにすべき。</p>	<p>考え方82</p>
<p>○ 事業者間の公平性の観点から、利用事業者のみが申込みスキームに係る回収費用等を負担することに賛同します。 (STNet)</p> <p>○ ②申込みスキームに係る改修費用等の負担 3)考え方 【答申案】(P53)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、事業者間の公平性確保の観点から、回線管理運営費を区別して設定することが適当であり、導入を要望しない事業者に、費用負担やシステム改修が発生しないようにすることが適当である。</p>
<p>(略)</p> <p>このように、DSL事業者の中でも、今後の事業計画に差異があることを想定すると、単純に回線管理運営費に改修費用等を算入して、事業者名申込みスキームの利用の如何にかかわらず負担することとするのではなく、当該スキームを利用する事業者か否かによって、回線管理運営費を区別して設定することが、事業者間の公平性確保の観点から適当と考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>【弊社意見】</p> <p>事業者名申込みスキームの導入については、本来であれば、全DSL事業者において一律的に導入が図られることが、本スキーム導入の費用対効果を高めると共に、利用者側にとっても理解し易く、最も望ましいことと考えます。</p> <p>しかしながら、仮に個別に本スキームの導入を要望する事業者が出了場合には、回線管理運営費を区別し設定することによって、事業者毎の導入を認めることは止むを得ないと考えますが、回線管理運営費を区別し設定することで、導入を要望していない事業者側にシステム改修等の新たな負荷が発生しない措置を図る必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>意見83 事業者名申し込みのスキームは、DSL事業者の判断を待っている状況にあり、要望があれば所要の準備を進めていきたい。</p> <p>○ 当社は、DSL申込者と電話契約者との名義不一致に係る課題を抜本的に解決するための策として、2年前から、電話重畠型DSLサービスの事業者名申込みのスキームを提案・協議し、昨年末以降、当該スキームを採用されるか否かについてDSL事業者のご判断をお待ちしているところです。</p>	<p>考え方83</p> <p>電話重畠型 DSL サービスの事業者名申込みのスキームの開始により、加入電話の回線名義人と DSL 契約の申込者が異なることに起因する開通の遅延や申込みのキャンセル等が解消し、公正競争環境の整備に資することが期待されるところである。</p>

<p>当社としては、当該スキームの採用について、費用負担を含めDSL事業者間で合意され、当該事業者からご要望があれば、システム改修や電話サービス契約約款の改正等、所要の準備を進めていく考えです。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、DSL申込者と電話契約者との名義不一致に係る課題を抜本的に解決するための策として、2年前から、DSL事業者の名義によるDSLサービスの申込スキームを提案・協議し、昨年末以降、当該スキームを採用されるか否かについてDSL事業者のご判断をお待ちしているところです。 <p>当社としては、当該スキームの採用について、費用負担を含めDSL事業者間で合意され、DSL事業者からの具体的なご要望を頂き次第、システム改修や電話サービス契約約款の改正等、所要の準備を進めていく考えです。</p> <p>(NTT 西日本)</p>	
<p>意見84 事業者名申込みスキームの導入による費用の増額分・減額分については、NTT東西において具体的な数字を開示し、検証可能とすべき。また、本スキームを利用する場合においても、「名義人即時回答システム」を利用可能とすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本答申案に記載されているとおり、事業者名申込みスキームを利用する事業者が否かによって、回線管理運営費を区別して設定することが、事業者間の公平性確保の観点から適当であると考えます。その際、NTT 東西殿は本スキーム導入によるコストの増減(以下の3点)を事前に明示し、本スキーム利用希望事業者における費用負担額の適正性に係る検証を可能とすべきです。 <p>(1)回線名義人照合作業にかかる費用の減額分</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本スキームの導入により、NTT 東西殿の回線名義人照合作業が不要となるため、当該作業に係る費用がラインシェアリングの回線管理運営費(NTT 東日本殿: 98 百万円、NTT 西日本殿: 191 百万円※1)から除外されるべきと考えます。 - 従って、上記の費用の減額分について NTT 東西殿より具体的な数値を開示頂くことが必要です。 <p>(2)「本人性の確認のための顧客管理データベース照会等」にかかる費用の減額分</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本スキームの導入により、「本人性の確認のための顧客管理データベース照会等」が不要となるため、当該作業に係る費用が現状の DSL 回線設置手続費(800 円/1 回線ごと※2)から除外されるべきと考えます。 	<p>考え方84</p> <p>答申(案)に示したとおり、事業者名申込みスキームの導入に当たっては、当該スキームを利用するか否かによって、回線管理運営費を区別して設定することが適当と考えられるが、NTT 東西においては、当該スキームを希望する事業者との間で、その運用フローについて協議を行い、当該運用フローを踏まえた費用負担額を設定するとともに、総務省においては、接続約款の変更認可申請時に、その算定根拠の適正性について検証することが適当である。</p> <p>なお、本スキームを利用する場合において、NTT 東西が提供している、いわゆる「名義人即時回答システム」(回線名義人名の正誤を即時に回答するシステム)を利用することについては、当該システムで回線名義人名が一致しないと判定された場合には、ソフトバンクにより申込みの正当性を再確認することとしており、問合せトラブルや不正申込みの防止につながると考えられ、回線名義人の権利保護の観点から合理性があるものと考えられることから、個人情報保護の観点に留意した上で、その利用を認めることが適当と考えられる。</p>

<p>- 従って、上記の費用の減額分について NTT 東西殿より具体的な数値を開示頂くことが必要です。</p> <p>(3)本スキームの導入による費用の増額分</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本スキームの導入によるコスト増(本答申案における NTT 東西殿の試算では、総額約 4.2 億円)について NTT 東西殿より具体的な数値を開示頂くことが必要です。 <p>また、本スキーム開始後に参入する事業者と先行事業者との間に費用負担における不公平が生じるおそれがあることから、両者の公平性を担保する按分方法等について、NTT 東西殿と関係事業者間において、事前に整理することもあわせて必要となるものと考えます。</p> <p>加えて、以下の理由により、本スキームを利用する DSL 事業者においても、現状、DSL サービスの代行申込において利用している「名義人即時回答システム」を継続して利用可能とすべきと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 回線名義人の権利保護の観点より、本スキームを実施する際の回線名義人からの「申込みの覚えなし」等の問い合わせトラブル等の発生を NTT 東西殿並びに弊社共において最小限にとどめることが有効であり、利用者利便にも資すること ② 悪意の第三者によるスラミング等の不正申込を未然に防止し、回線契約者の利便性・安全性の向上並びに円滑な接続の実現を確保すべきであること <p>なお、「名義人即時回答システム」にて該当回線名義人と一致しない場合には、弊社共より申込みのあった該当電話番号へ架電し、その申込みの正当性を再確認する運用フローを導入することも検討しています。</p> <p>※1 NTT 東西殿「平成 20 年度網使用料算定根拠」より ※2 NTT 東西殿「接続約款(平成 21 年 4 月 20 日現在)」及び「電話サービス契約約款(平成 11 年 7 月 1 日)」より (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
--	--

(2)回線名義人情報の扱い(洗い替え)

<p>意見85 「回線名義人と異なる請求書送付先に対して、回線名義人と不一致である旨を請求書等に記載して名義変更案内を送付する取組」の効果は限定的なものであるため、回線名義人に対して直接送付することが適當。また、請求書に回線名義人を記載する案についても、債務弁済の同意があること等を理由として問題は回避できると考える。</p>	<p>考え方85</p>
---	--------------

○ そもそも本件の議論の発端は、4000 万以上という圧倒的な加入者数を有し、日本電信電話公社以来50 年以上事業を継続してきているNTT 東西殿が、自身の回線名義人情報の最新性・正確性の担保をこれまで怠っていたという杜撰な対応自体にあります。従って、事業者としての当然の責務として、NTT東西殿は早急に自身のデータの最新性・正確性を確保すべきと考えます。

具体的な方策として、「回線名義人と異なる請求書送付先に対して、回線名義人と不一致である旨を請求書等に記載して名義変更案内を送付する取組」が挙げられていますが、本方策に関しては、送付先が回線名義人と異なる請求先である点において、現在 NTT 東西殿が実施しているハローインフォメーション等による名義変更周知記載と同等であり、その効果は限定的なものにならざるを得ません。

従って、NTT 東西殿が契約当事者である回線名義人に対して「名義変更案内」を直送することにより、より確実に改善を図るべきと考えます。

仮に、本答申案のとおり「回線名義人と不一致である旨を請求書等に記載して名義変更案内を送付する取組」を行うのであれば、NTT 東西殿による総務省殿への効果測定結果報告については、予め明確な期限を設定すべきです。NTT 東西殿の請求書は毎月1回定期的に請求者へ送付されていることから、効果測定には半年程度の期間があれば十分であり、当該期間終了後、結果を速やかに公表の上、その効果が十分でないと認められた場合には、直ちに NTT 東西殿より名義変更案内を回線名義人宛に直送すべきと考えます。

なお、本答申案において「加入電話の請求書に回線名義人情報を記載する案は、個人情報保護の観点から適当ではない」とされている点については、そもそも回線名義人と請求書送付先との間では債務弁済の同意があること、また、当該同意の時点において両者は既に知己であることが明らかであることから、請求書上、当該名義人名を記載しても問題はないものと考えます。仮に、より慎重を期するとしても、加入電話新規契約及びサービス変更者等に対しては、契約約款等にて請求書への回線名義人名記載の旨を規定することで請求書記載が可能であり、また、既存の電話加入者に対しては、回線名義人へ直接送付される名義不一致通知とともに、請求書に回線名義人名を記載する旨、オプトアウトで同意を取ることで対応が可能と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

意見86 名義人情報の適正化については、極力費用のかからない方法を

答申(案)に示したとおり、NTT東西において現在実施している請求書への同封による名義変更の案内については、対象を特定せずに周知を行っているため、その効果は限定的との見方が示されているが、回線名義人と異なる請求書送付先に対して、回線名義人と不一致である旨を請求書等に記載して名義変更の案内を送付することについては、対象を特定している点で、現在の周知方法に比べて効果的な取組であると考えられる。

また、回線名義人に対して、「名義変更案内」を直接送付することは、請求書とは別に送付することによる費用が必要となる点等にもかんがみ、まずは回線名義人と異なる請求書送付先に名義変更案内の送付を行い、その効果等も見据えた上で、検討することが適当である。

NTT東西においては、2010 年3月末までに、「名義変更案内」の送付状況について、総務省に報告することが必要である。

なお、加入電話の請求書に回線名義人情報を記載する方法については、個人情報の第三者提供にあたり、本人の同意を得た上で行う必要があるため、債務弁済の同意があること等をもってこれを行うことは適当ではない。

<p>採用すべきであり、NTT東西以外の事業者も適時適切に取り組む必要がある。</p>	
<p>○ 当社は、従前よりお客様に名義人情報を最新化していただくよう注意喚起するため、請求書に当該案内を同封(累計8,000万通以上)したり、当社ホームページのトップページ等に当該ご案内を掲載してきているところです。</p> <p>当社としては、電話重畠型DSLサービスの事業者名申込みのスキームが導入されれば、名義人確認に係る諸問題については抜本解決が図られるものと認識しておりますが、当該スキーム導入までの間に、名義人情報の最新化のために新たな取組みを実施する場合には、極力費用のかからない方法を採用することにより、接続料が上昇する事がないようにすべきであると考えます。</p> <p>なお、事業者間相互での番号ポータビリティの増加に伴い、お互いに名義人を確認する必要が生じており、名義人情報の最新化は、答申案のとおり、NTT東西以外の事業者も、適時適切に取り組む必要があると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>考え方85と同じ。</p> <p>なお、NTT東西以外の事業者も、個人情報の保護に関する法律等に基づき、契約者情報を最新かつ正確に保つように努めることが必要とされていることにはがみ、回線名義人情報の洗い替えに適時適切に取り組むことが適当である。</p>
<p>○ 当社は、DSL申込者と電話契約者との名義不一致に係る課題を抜本的に解決するための策として、2年前から、DSL事業者の名義によるDSLサービスの申込スキームを提案・協議し、昨年末以降、当該スキームを採用されるか否かについてDSL事業者のご判断をお待ちしているところです。</p> <p>当社としては、当該スキームが採用されれば、名義人確認に係る諸問題は解決されると考えます。しかしながら、当該スキーム導入には一定の期間が必要となることから、従来同様、電話の名義変更を促すご案内を請求書に同封することによって、「回線名義人情報の適正化」等に取り組んでいく考えですが、新たな取り組みを行う場合には、費用に見合う効果が得られるかを予め見極めた上で対応する考えです。</p> <p>なお、近年、事業者相互間の番号ポータビリティが増加していることを踏まると、答申案のとおり、NTT東西以外の事業者も、回線名義人情報の洗い替えに適時適切に取り組む必要があると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見87 回線名義人情報に係る取り組みを促す提言に賛同。今後も、名義人情報の確認の運用について事業者間協議を深めるべき。</p>	<p>考え方87</p>
<p>○ NTT東西に、回線名義人情報と請求書送付先が異なる場合に名義変更案内を送付することや、相続等により加入電話契約者の地位に継承があった場</p>	<p>—</p>

<p>合に承継手続を促すなどの取り組みを促す提言がなされたことは、各事業者が公正な競争環境で事業展開を行うことに繋がるものであり、賛同します。</p> <p>今後も、NTT東西の取組み状況を注視するとともに、回線名義人情報の確認にかかる運用の在り方について事業者間で議論を深めることが適当です。 (KDDI)</p>	
--	--

3 固定ネットワークインフラの利活用

(1)中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置

1)WDM 装置の既設区間

<p>意見88 答申(案)にある、WDM装置の設置区間における空き波長のアンバンドル等のルール整備に賛同。</p> <p>○ 競争促進の観点から、「WDM 装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして接続料や貸出ルールの整備を行うことが適当」と示された考え方方に賛同します。なお、本答申案に記載されているとおり、「貸し出しルールの整備に併せて、情報開示のルールについて整備することが必要」であり、どちらも早急にルール整備が必要と考えます。 (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 1)WDM装置の設置区間 ③ア 貸出ルールの扱い 【答申案】(P58) (略) WDM装置の設置区間は、中継ダークファイバとしてはDランク区間であっても、空き波長が存在している場合があり、当該設置区間は、今後NGNの提供エリアの拡大に伴い増加することが想定される状況にある。当該空き波長の貸出には、WDM装置の新設の場合と異なり、既存利用者の収容替え等の問題が生じることもなく、以下のようないくつかのメリットがあることから、総務省においては、<u>WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件などの貸出ルールの整備を行うことが適当である。</u> (略) 【弊社意見】 WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルし、接続料や接続条件などの貸出ルールの整備を行うことに賛成します。ネ</p>	<p>考え方88</p> <p>—</p>
--	-----------------------

<p>ツツワーク構築の円滑化及び効率化に非常に有効な取組と考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ WDM 既設区間における空き波長の貸出ルール整備、情報開示ルールの整備について、答申案に賛同するとともに、早期実現を希望します。 当面、個々の区間ごと設定されるWDM 装置の接続料については、明確な算定根拠とあわせ、接続開始前に提示されることが必要と考えます。 (ウィルコム)</p>	
<p>意見89 WDM装置については、他事業者自らが設置可能であり、各事業者が設備投資リスクを負って設備競争していることから、貸出ルールを整備する必要はない。また、貸出ルールを整備するとした場合には、その対象は、中継ダークファイバに空きがない区間に設置されたものに限定すべき。</p>	<p>考え方89</p>
<p>○ WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせて、自ら設置することが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はありません。 また、当社は、従前より「中継ダークファイバの空き芯線がない区間において、既にWDM装置が設置されており、空きがある場合は、他事業者に貸し出しを行う」旨表明しており、新たに貸出しルールの整備を行う必要はないと考えます。 仮に、貸出しルールの整備を行うとしても、中継ダークファイバの空きがある区間については、他事業者は当該空き芯線を利用すればよいことから、情報開示を含めた貸出ルールの整備の対象は、中継ダークファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置に限定していただきたいと考えます (NTT 東日本)</p> <p>○ WDM装置については、誰でも容易に調達可能であり、現に多くの事業者が、当社のダークファイバと組み合わせて、自ら設置している等、当社のWDM装置にボトルネック性はないことから、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えていること、また、接続事業者が当社のWDM装置を利用する場合、当社はインターフェースパッケージを新たに設置する必要があり、既存設備の貸し出しを前提とした現行の接続ルールの範囲を超えることになることから、新たにWDM装置の貸出しルールを整備する必要ないと考えます。 仮に、WDM装置を第一種指定電気通信設備の対象とし、貸出しルールを</p>	<p>答申(案)に示したとおり、WDM 装置の既設区間における空き波長の貸出は、既存利用者の収容替え等の問題が生じることもなく、以下のようなメリットがあることにかんがみれば、総務省においては、WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件などの貸出ルールの整備を行うことが適当である。</p> <p>①空き波長の貸出ルールの整備を求める事業者が現に存在することから、当該事業者による円滑なネットワーク構築が実現し、競争促進に資すること ②空き波長を利用する事業者は、その分、WDM装置のコストを負担することになるため、WDM装置のコストを原価とする接続料(専用線等)の低減効果を期待することも可能であること</p> <p>なお、WDM 装置が利用されることにより、中継ダークファイバの消費も抑えられる効果も期待可能である。このため、中継ダークファイバの空きがない区間が接続事業者の円滑なネットワーク構築に影響を及ぼしている点を踏まえると、中継ダークファイバの空きのある区間に設置されたWDM 装置についても、貸出しルールの対象とすることが適當である。</p>

整備するにしても、中継ダークファイバに空きがある区間においては、接続事業者がWDM装置を自ら設置できることを踏まえ、コロケーションリソースが枯渇しているビルに設置されたDSLAM装置と同様、中継ダークファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置に指定対象、貸出しルールの整備対象を限定して頂きたいと考えます。

(NTT西日本)

○ 1) WDM装置の既設区間

貸し出しルールの整備そのものについて反対いたします。今回のWDM装置の接続料化については、現行の制度のなかで設備投資リスクを負って設備競争を実施している事業者の公正な競争を阻害するものであることから、実施すべきではないと考えます。本件については、非ブロードバンド地域の基盤整備の円滑化の観点から要望された事項ですが、非ブロードバンド地域の解消については、光ファイバだけでなく、WiMAXや衛星設備などの幅広い技術的な検討を行い、対応策を検討していくべきと考えます。

(東北インテリジェント通信)

○ WDM既設区間において、貸し出しルールの整備を行うことに反対します。

理由)

日本でFTTHが急速に普及したのは、NTT東西が独占的支配力をもつている加入者回線部分の敷設競争だけでなく、中継回線（伝送路）部分においても、当社を含む地域系通信事業者などが設備ベースの市場競争を行った成果と考えております。

これは、固定通信市場においても設備競争が可能であることを意味します。NTT東西の中継ダークファイバは、独占性の根源ではなく、ある程度の加入者が集約された部分に設置する設備であるため、コスト的に見ても他事業者が敷設することが十分可能であると考えます。

多くの事業者が中継電話（マイライン等）サービス市場に参入するにあたり、自社中継局からNTT東西（GC局）に冗長構成による中継伝送回線を自ら構築したことの一例です。

このため、中継ダークファイバについては、NTT東西の設備に余裕がある場合に貸すという現在の制度を維持すべきであり、本施策は、現行制度の下において設備競争を行っている事業者の公正な競争を阻害することになるため、このような新たな設備開放施策は不要と考えます。

(STNet)

<p>意見90 空き波長の貸出ルールを整備する場合、接続料の算定上、中継ダークファイバの1芯と波長分割後の1波長を同一の単位とし、中継ダークファイバの接続料と一本化すべき。特に、デジタル・デバイド地域では、WDM装置の原価を中継ダークファイバの接続料原価に算入すべき。</p>	<p>考え方90</p>
<p>○ 1)WDM装置の既設区間について</p> <p>答申案において、「WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件などの貸出ルールの整備を行うことが適當」「可能な限り必要な情報が事前に開示されるように情報開示告示の改正を行うことが適當」との考えが示されたことは、接続事業者の中継ダークファイバの利用を円滑にするものであり、賛同します。</p> <p>ただし、本来、空き芯線がない場合も、NTT東・西は波長分割でない中継ダークファイバの提供を優先し、増設を行うべきです。また、NTT東・西をはじめとする利用事業者の芯線利用の効率化を進めて空き芯線を捻出する等の措置も検討することが必要であり、WDM装置の設置はあくまで次善の策として位置づけられるべきです。なお、WDM装置の設置にあたっては、費用と需要のバランスについて慎重に検討し、コストの上昇を招くことがないよう留意すべきです。</p> <p>答申案において、「WDM装置の接続料は、当面は、個々の区間にごとに設定することが適當」との考え方方が示されていますが、この場合、波長分割後の1波長を利用する方が中継ダークファイバを1芯として利用する場合よりも利便性や効用が低いにも関わらず接続料が高くなってしまうという問題があります。また、非効率な芯線の利用やWDMの不要な設置を抑止するという観点からも、WDM設置区間を利用する事業者のみが個別にコストを負担するのではなく、NTT東・西も含む利用事業者全体で広くコストを負担することが適當です。従って、WDM装置の費用は中継ダークファイバの接続料原価に算入して接続料を一本化すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、中継ダークファイバを1芯として利用する場合は、接続事業者は、自社の利用目的に応じ最適な伝送装置を選定することにより、自由に伝送方式や伝送容量を設定・変更することが可能である一方、波長分割後の1波長を利用する場合は、伝送方式や伝送容量等が、NTT東西のWDM装置の仕様によって限定されることになり、両者は利便性や効用が異なることにかんがみれば、中継ダークファイバの1芯と波長分割後の1波長は、同一の単位として捉えるべきでないと考えられる。</p> <p>なお、非ブロードバンド地域であって中継ダークファイバの空き芯線がない場合に、WDM装置の既設区間における空き波長を利用することは、当該地域における円滑な基盤整備に資することとなり有効であるが、WDM設備が設置される地域に応じて、当該設備コストを中継ダークファイバの接続料原価に算入するか否かに差異を設けることは、公平なコスト負担の観点から慎重な検討が必要である。</p>
<p>○ 1)WDM装置の既設区間</p> <p>③考え方</p> <p>ア 貸出ルールの扱い</p> <p>DFの貸出ルールと同様のルールでお願いします。</p> <p>イ 接続料算定上の扱い</p> <p>DFが直接利用できないデジタル・デバイド地域においては、高額な専用線</p>	

<p>サービスや衛星ブロードバンドのコストを回線利用者数で吸収できない環境にある。同様に、WDM装置の原価を区々ごとの利用者に割り当てるとなると高額な商品となり同じ結果となる。</p> <p>一方で、通信が利用できる環境を100%整備し、ニーズがあるところにより多くの通信インフラを提供にすることによって全体的な通信利用の活性化、利用頻度の向上、コンテンツの拡充がもたらされることは確実である。</p> <p>特にデジタル・デバイドを解消することは通信業界や国民にとって総体的に極めて有益な効用を生みだすことになり、それ以外の地域でも中継DFがないために通信の活性化が図れていないのであれば、活性化を図ることで相対的な効用を生みだすと考えられる。</p> <p>そういった観点で考えるとDFがDランクのところに設置されているWDM装置で利用ニーズがあるものに限り(特にデバイド地域は最優先)、その装置の原価や装置の更改にかかる原価を中継DFの接続料原価に含めて全体的に均して負担し、定期的に利用状況やニーズ状況を見てDF接続料を見直すべきである。</p> <p>(関西ブロードバンド)</p>	
<p>意見91 答申(案)のとおり、WDM装置の費用は、当面は、個々の区間ごとに設定し、「当該区間の『総利用波長数』に占める利用波長数の割合」を採用すべき。</p>	<p>考え方91</p>
<p>○ WDM装置の接続料算定にあたっては、答申案のとおり、適正なコスト負担の観点から、WDM装置の費用は、中継ダークファイバの接続料原価に算入するのではなく、当面は、個々の区間ごとに設定することとし、未利用波長について接続事業者が応分の負担をすることとなる「当該区間の『総利用波長数』に占める利用波長数の割合」を採用し、この割合を接続事業者が負担する形で設定することが適当であると考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ WDM装置の接続料算定にあたっては、適正なコスト負担の観点から、答申案のとおり、WDM装置の接続料は、当面は、個々の区間ごとに設定することとし、未利用波長について接続事業者が応分の負担をするよう、1波長あたりの接続料は、WDM装置(接続事業者が占有するインターフェースパッケージ部分を除く)や利用する光ファイバに係るコストをそれぞれ利用波長数で分割して算定することが適当であると考えます。</p> <p>また、当該インターフェースパッケージ部分については、接続事業者の要望</p>	<p>—</p>

<p>に応じて当社が新たに設置し、当該事業者が占有するものであるため、その投資リスクを適正に負って頂く観点から、その費用については当該事業者に個別負担して頂く必要があると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見92 WDM装置の情報開示にあたっては、WDMの設置区間や波長の空き情報、区間ごとの料金などを開示すべき。</p>	<p>考え方92</p>
<p>○ 情報開示のルール整備に関して、「事前開示に要する時間・コストとの関係で事前開示が適当な情報と事後的な対応が現実的な情報に整理した上で、可能な限り必要な情報が事前に開示されるように」との記述がありますが、弊社共としましては、サービス提供に係る検討を行う上で不可欠なものとして、次の情報が事前開示されるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - WDM 設置区間 - 波長の空き情報 - 接続インターフェース - インタフェースパッケージの有無 - (中継ダークファイバ経路情報と同等レベルの)経路情報 - 区間長 <p>また、NTT 東西殿の代替手段の提案(コンサルティング)については、現状、統一ルールが存在しない状況であることから、そのコンサルティングフレームの明確化と透明性確保が必要です。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ ウ 情報開示ルールの扱い</p> <p>情報開示ルールは公開情報として既存のDFの情報開示と同様にリアルタイムで確認できることが望ましく、WDM導入区間、空き波長状況(ランク表記)の情報公開をお願いしたい。また区間によって料金が異なるのであれば、料金も合わせて開示いただきたい</p> <p>(関西ブロードバンド)</p>	<p>要望の事項については、答申(案)に示したとおり、特に中継ダークファイバの空き芯線がない区間について空き波長の利用を求める事業者が多いと考えられる点を踏まえつつ、事前開示に要する時間・コストとの関係から、事前開示が適当な情報と事後的な対応が現実的な情報に整理をすることが適当である。</p>
<p>意見93 WDM装置に係る情報については、接続事業者のニーズが明らかになっていないため、従来どおり、個別調査に基づき開示することが適当。</p> <p>○ 当社は、既に、中継ダークファイバの空きの無い区間における代替手段のコンサルティングにより他事業者の具体的なご要望を踏まえた個別の情報開示を実施しております。</p> <p>また、事前に情報開示を行うためにはシステム化等のために相応のコスト</p>	<p>考え方93</p> <p>答申(案)に示したとおり、WDM 装置の空き波長の貸出ルールの整備に伴い、特に中継ダークファイバの空き芯線がない区間について空き波長の利用を求める事業者が多いと考えられる点を踏まえつつ、情報開示ルールの整備を行うことが必要であるが、WDM 装置の設置区間か否かの情報の事前開示には、それほ</p>

及び準備期間が必要となります、先述のコンサルティングを要望された事業者が現在に至るまで2社のみであることに鑑みれば、費用対効果の観点から、コストのかかる事前情報開示ではなく、従来どおり、具体的な事業者要望を踏まえた個別の情報開示が適切な開示方法であると考えます。したがって、新たに情報開示告示の改正を行う必要はないと考えます。

(NTT 東日本)

- 詳細な事前情報開示を行うためにはシステム化等に係る相応のコスト及び準備期間を要すること、また、既設WDM装置の利用に関心を示された事業者が現在に至るまで2社のみである等、既設WDM装置に係る接続事業者の利用ニーズが明らかになっていないことを踏まえ、中継ダークファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置に係る情報については、費用対効果の観点から、従来どおり、具体的な事業者要望を踏まえた個別調査に基づき開示することが適当であると考えます。

なお、当該情報について、当社は既に情報開示告示に基づき接続約款に情報開示手続きを定めていることから、今回、改めて情報開示告示を改正する必要はないと考えます。

(NTT 西日本)

どコスト・時間を要しないと考えられる。

なお、これまでにコンサルティングを要望した事業者が2社である点については、コンサルティングの対象にWDM装置の利用に係る情報提供が入っていることが明確になつていなかつた点を踏まえると、この実績をもつて事前開示の必要性を判断することは適当ではない。

2)WDM装置の未設区間

意見94 未設区間にWDM装置の設置を義務付けるべきではない。

- 現行の接続ルールは、既設の設備に余裕がある場合に貸し出すルールであり、当社が自ら使用しない設備まで設置することを強制するものではないと考えます。したがって、答申案のとおり、未設区間にWDM装置の設置を義務化することは適当でないと考えます。

なお、答申案において、「Dランク区間での代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含めるようにすることが適当」とされておりますが、当該区間でWDM装置を設置するためには、空き芯線を捻出する必要があります、そのためには、既存回線の収容替えに伴ってサービス中断が発生するため、事前にお客様や他事業者から同意を得る必要があり、それには相応の費用や期間が必要になることから、通常は、現実的な方法ではないと考えますが、要望があれば、より現実的な方法を含めコンサルティングしていく考えです。

(NTT 東日本)

考え方94

—

- WDM装置の設置義務化は、当社が自ら利用する予定のない設備を新たに設置することを強制するものであり、現行の接続ルールが既存設備の貸し出しを前提としたものである以上、答申案のとおり、WDM装置の設置を義務化することは適当ではないと考えます。

なお、答申案において、「Dランク区間での代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含めるようにすることが適當」とありますが、当該区間でWDM装置を設置するためには、収容替え等による中継ダークファイバの空き芯線の確保が前提となるものの、既存の利用芯線に収容されている様々なサービスのユーザからの事前同意取得や回線の収容替え等に相当の費用や期間が必要になる等により、現実的には空き芯線の確保が困難となるケースもあると想定されることから、当社としては、自治体等が保有する光ファイバ、当社等が提供する専用線、無線・衛星設備の利用等、他の代替手段の活用を含めた幅広な検討が必要であると考えます。

(NTT西日本)

○ 2)WDM装置の未設区間

WDM装置の義務付けは、設備競争を行う事業者の公正な競争条件を阻害するため、WDM装置の設置を義務化しないことに賛同いたします。光ファイバの普及は設備競争の促進により、複数の事業者が光ファイバを整備することが重要であり、WDM装置の設置義務付けは設備競争が阻害され、結果として光ファイバ整備が遅れることにつながりかねないと考えます。

(東北インテリジェント通信)

○ 2)WDM装置の未設区間

③考え方

【答申案】(P61)

(略)

このため、Dランク区間でネットワークを構築する場合は、他の選択肢も含めて最も合理的な選択肢を検討することが必要であること、また今回、WDM装置の既設区間における空き波長の貸出ルールを整備するため、まずはその利用状況等を踏まえてWDM装置に対する実需要を把握することが必要であることから、現時点でWDM装置の設置を義務化することは適当ではない。

ただし、Dランク区間におけるネットワーク構築に際し、他の選択肢を採用することが経済的に見て現実的でなく、他の有効な手段がない場合は、WDM装

<p>置の設置が最終的な手段として期待されるところである。</p> <p>このような場合には、NTT東西からも、国や自治体等で費用負担することを前提に、WDM装置の設置を検討する考えが示されているが、現在、WDM装置の新設は、Dランク区間での代替手段のコンサルティング手続の対象外となっているため、NTT東西においては、Dランク区間でのネットワーク構築の可能性を高める観点から、代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含めるようにすることが適当である。</p> <p>【弊社意見】</p> <p>WDM装置の未設区間におけるWDM装置設置の義務化は見送られていますが、今回初めて整備されるWDM装置の空き波長状況も確認した上で、義務化の要否について改めて検討されるべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>意見95 空き芯線がない区間においては、波長分割ではない中継ダークファイバを速やかに提供することを基本とすべき。</p>	<p>考え方95</p>
<p>○ 2)WDM装置の未設区間について</p> <p>NTT東西において、Dランク区間における代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含めるようにすることが適当との考えが示されたことは、Dランク区間でのネットワーク構築の可能性を高めるものであり、賛同します。</p> <p>ただし、NTT東・西は、空き芯線がない区間については、事業者の要望に応じて波長分割ではない中継ダークファイバを速やかに提供することを基本として検討すべきであり、WDM装置の設置はあくまで次善の策として位置づけられるべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>中継ダークファイバの空き芯線がない区間にについて、芯線増設による対応を義務付けることは、敷設工事に係る費用や芯線増設が一定のロットで行われること等にかんがみれば、需要との関係で過剰投資となる可能性もあり、また、今回、WDM装置の既設区間における空き波長の貸出ルールを整備し、まずはWDM装置に対する実需要を把握することが必要であるとしていることから、現時点で、芯線増設による対応を義務付けることまでは適当ではない。</p>
<p>意見96 WDM装置の未設区間に新設する場合の費用は、中継ダークファイバの接続料原価に含めるべき。</p> <p>○ 1)WDM装置の未設区間</p> <p>③考え方</p> <p>WDM装置の未設区間で空き状況がDランクの場合、利用ニーズがあればWDMを設置することで通信利用の活性化を図ることができる。</p> <p>一部の区間であろうと通信利用の活性化は通信全体の効用に資するものであり、その費用や更改にかかる原価はDFの接続料原価に含めて全体的に均して負担すべきである。</p> <p>(関西ブロードバンド)</p>	<p>考え方96</p> <p>答申(案)に示したとおり、Dランク区間でネットワークを構築する場合は、他の選択肢も含めて最も合理的な選択肢を検討することが必要である。</p> <p>なお、新設するWDM装置のコストを中継ダークファイバの接続料原価の一部として回収する方法では、より合理的な代替手段が選択可能な場合であってもWDM装置の設置を選択するなど、コスト意識が希薄となり非効率な設備構築が助長されるおそれがあることから、慎重な検討が必要となるものと考える。</p>

意見97 中継ダークファイバに空きがない区間における代替手段のコンサルティングに、WDM装置の新設を含めるべきでない。	考え方97
<p>○ WDM未設区間において、WDM設置の義務化見送りに賛同します。 なお、「代替手段のコンサルティングの対象にWDMの設置も含めるようになることが適当」とすることは、中継ダークファイバを他事業者が自ら敷設することが十分可能な環境の中、設備競争を行っている事業者の公正な競争を阻害することに繋がるため、不要と考えます。 (STNet)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、Dランク区間におけるネットワーク構築に際し、他の選択肢を採用することが経済的に見て現実的でなく、他の有効な手段がない場合は、WDM装置の設置が最終的な手段として期待されるところであるため、NTT東西においては、Dランク区間でのネットワーク構築の可能性を高める観点から、代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含めることが適当である。</p>

(2)中継ダークファイバに係る経路情報の開示

意見98 異経路構成の確認調査や異経路構成の保証については、接続事業者の要望内容等に応じてすでに実施しているところであり、改めて接続約款に規定する必要はない。	考え方98
<p>○ 当社はこれまで既設の中継ダークファイバの異経路構成の確認や、新設する中継ダークファイバの異経路構成の確保要望について、他事業者の要望内容に応じて、必要な実費をご負担いただいた上で実施しており、既に他事業者からの要望に十分対応できているものと考えております。</p> <p>また、先述の対応については既に他事業者へ公表し、その費用は実費をご負担いただいていることから、現時点においても手続き・費用等は適正かつ透明であり、改めて接続約款上措置する必要はないと考えます。</p> <p>なお、経路情報の事前開示については、先述したとおり、既に既設の異経路構成の確認要望や新設の異経路構成の確保要望に十分対応できていること、事前情報開示を実施するためには経路情報のデータベース化等に相当の費用がかかり、当該費用を負担してまで事前開示を要望する事業者がいないと想定されること、また経路情報の開示にはセキュリティ上の問題が懸念されることから、必須とは言えないと考えます。</p> <p>異経路構成の保証については、当社が既に実施している支障移転工事時における対象回線の接続事業者への事前通知により、接続事業者側で当該通知と過去に異経路構成を確認した回線情報を照合することで、他事業者自ら支障移転工事の対象回線が異経路構成であるか否かを確認することができる、また、追加コストが不要であることから、当該通知にて対応することが適切と考えます。</p> <p>なお、当該通知は、ダークファイバ提供当初から既に実施しており、改めて接続約款上措置する必要はないと考えます。</p>	<p>答申(案)に示したとおり、経路情報の事前開示については、経路情報のデータベース化が必要となり、これには一定のコストを要するだけでなく、事業者の要望に応じて更に個別の調査が必要となること等を踏まえると、他に同等の効果が得られる代替的な手段がある場合は、経路情報を開示することが必須とまでは言えないと判断されるところ、現在、NTT東西は、事業者の個別の要望に応じて調査を実施しているところであり、同様の効果を得ることは可能となっている状況にある。</p> <p>しかしながら、現在、NTT東西が行っている個別の異経路構成の確認調査は任意に行われているものであり、その手続・費用等が定められていないため、これらを接続約款に記載することにより、利用の適正性・透明性向上を図ることが適当である。</p> <p>また、異経路構成の保証についても、NTT東西は、支障移転が生じた時点で、過去に異経路構成の確認を行った事業者に対して通知する扱いを、接続約款上明確にすることが適当である。</p>

(NTT 東日本)

- 当社は、現にご利用頂いている中継ダークファイバの異経路構成の確認要望について、要望事業者に調査に係る実費をご負担頂くことを前提として、具体的な調査要望(数千区間に亘る中継ダークファイバが同一ケーブルに収容されているか否かの調査、及び別のケーブルに収容されているものの同一の管路・どう道を経由しているか否かの調査等)にお応えし、これまでに2件の実績があつたところですが、今後もこれまでと同様に対応していく考えです。

また、当社は支障移転工事を実施する際には、接続事業者に対し、支障移転対象回線を特定して、事前に支障移転工事を実施する旨、通知しているため、接続事業者は、当該通知情報と過去に異経路構成を確認した回線の情報を自ら照合することによって、支障移転の対象となる回線が過去に異経路構成を確認した回線であるか否かを確認することが可能です。

以上を踏まえ、特段の費用負担を求めることなく、異経路構成の確認調査や、支障移転等が生じた時点で、過去に異経路構成の確認を行った事業者に対して、その旨を通知する取扱いを行うことについて、改めて接続約款上措置する必要はないと考えます。

また、経路情報のデータベース化等に相当の費用がかかるため、当該費用を負担してまで事前開示を希望する事業者がいないと想定されること、また、上述の調査や通知の取扱いによって事業者の要望に十分お応えすることができること等に鑑みれば、答申案のとおり、経路情報の事前開示が必須とまでは、言えないと考えます。

(NTT 西日本)

意見99 異経路構成の確認調査を接続約款に記載することには賛同するが、あわせて、経路情報の事前開示等についても規定すべき。また、異経路構成の保証については、支障移転の通知のみだけでなく、経路重複状況の事前確認等についても制度的に担保すべき。

- 現在、NTT 東西殿が任意に行っている個別の異経路構成の確認調査について「その手続き・費用等を接続約款に記載することにより利用の適正性・透明性向上を図ることが適當である」と示された考え方賛同します。

なお、接続約款への記載にあたっては、ルールの実効性を確保するため、以下の各点についてもあわせて整理を図る必要があると考えます。

(1) 経路情報の事前開示

本答申案では、①経路情報データベースのコストに係る問題、及び②セ

--	--

意見99 異経路構成の確認調査を接続約款に記載することには賛同するが、あわせて、経路情報の事前開示等についても規定すべき。また、異経路構成の保証については、支障移転の通知のみだけでなく、経路重複状況の事前確認等についても制度的に担保すべき。	考え方99
○ 現在、NTT 東西殿が任意に行っている個別の異経路構成の確認調査について「その手続き・費用等を接続約款に記載することにより利用の適正性・透明性向上を図ることが適當である」と示された考え方賛同します。	答申(案)に示したとおり、経路情報の開示については、現在 NTT 東西が個別に実施している異経路構成の確認調査に係る手続・費用等を接続約款に記載することが適當であり、これにより同等の効果が得られるため、経路情報の事前開示は必須とは言えない。意見書にある、「起点/終点/経路別」にルートコードを設定し、各ルートコード同士の重複情報を開示すること等については、要望する事業者ごとに、異なる経路と判断する基準が異なり、結果として事業者の要望に応じてさらに個別の調査が必要となることもあり得ることから、適當ではない。

キュリティ上の問題から「他に同等の効果が得られる代替的な手段がある場合、経路情報を開示することが必須とまでは言えない」と結論づけています。しかしながら、中継ダークファイバの経路情報の事前確認に関して、利用申請前に経路の重複状況を確認できる代替的な手段は現状存在せず、その前提に立てば、経路情報の開示は必須との認識です。

なお、問題点として挙げられている①経路情報データベースのコストの観点については、コスト負担の在り方を検討することで解決できる可能性があり、また、②セキュリティの観点については、秘密保持契約等により担保でき得る問題であり、既存の相互接続協定等の規定を適用することも可能であると考えます。

また、情報開示に際しては、個別調査を伴わない簡易な範囲の情報として、例えば現状「起点／終点」別に単一に決められているルートコードについて、「起点／終点／経路別」に設定し、事業者が申込時に指定可能とともに、経路別に設定された各ルートコード同士の重複情報を開示する等の対応を追加的に検討すべきです。

仮に、経路情報の事前開示が実質的に不可能という整理がなされる場合は、代替案としてネットワークのリング構成等における複数区間において、重複しない形での芯線割当による一括申込が可能となるスキームを構築する等、最低限、利用前に異経路を確認できる方策を導入する必要があると考えます。

(2) ルート変更フローの追加

利用中の中継ダークファイバに係る異経路構成の確認については、個別協議において重複状況調査を依頼していますが、調査結果が同一ルート／同一ケーブルだった場合に異経路ヘルート変更するフローがなく、調査結果を活用することができない状態となっています。従って、接続約款への記載にあたっては、ルート変更申込みに関するフローも追加的に規定されるべきと考えます。

(3) 異経路構成の保証

本答申案においては、支障移転時等において、過去に異経路構成の確認を行った事業者に対する通知を行う旨、接続約款に記載することが示されていますが、支障移転の通知のみでは、異経路の再構築ができず、サービスを継続提供できなくなることも想定されます。

従って、移転後の異経路構築の確保を目的として、代替経路構築に配慮した充分な猶予をもった事前告知の実施、経路重複状況の事前確認についても、制度的に担保される必要があると考えます。

また、支障移転に伴い、異経路構成の再調査を行うためには、過去に調査した中継ダークファイバと支障移転が行われた中継ダークファイバの照合を行う必要があるが、当該照合をNTT東西において実施するよりも、調査を依頼した側である接続事業者において実施した方が効率的であると考えられることから、答申(案)にするとおり、NTT東西においては、支障移転等が生じた時点で、その旨を通知することが適当である。

なお、NTT東西においては、中継ダークファイバの利用開始前においても、可能な限り異経路構成の確認調査を実施することが適当である。

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
意見100 異経路構成の確認調査等に関する答申(案)の考え方に対する賛同する。	考え方100
<p>○ NTT東西が行っている個別の異経路構成の確認調査にかかる手続・費用を接続約款に記載し、支障移転等が生じた時点で、過去に異経路構成の確認を行った事業者に対して、その旨を通知する取扱いを行うように接続約款上措置することが適当、との考えが提示されたことは、接続事業者の中継データフアイバの利用を円滑にするものであり、賛同します。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 経路情報の事前開示について、異経路構成の有無(一部でも異経路区間があるか否か)程度の情報開示は、異経路構成の確認調査手続きが接続約款にて規定された場合、効率的に申込実施する上で有効と考えますので、コスト・時間を要しない範囲で可能な限り事前開示されることを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異経路構成の確認調査手続きが接続約款に規定されることに賛同します。 ・支障移転時の通知が接続約款上規定されることに賛同します。その際、事業者側にて必要な対策を検討するための十分な期間が確保されることを要望します。 <p>(ウィルコム)</p>	—

第4章 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

1 通信プラットフォーム機能のオープン化

(1) 移動網の通信プラットフォーム機能

意見	考え方
意見101 通信プラットフォーム機能の提供に当たっては、民間ベースの協議の場にて前向きに協議を実施している。今後も引き続き、民間ベースの取組により合意形成を図ることが適切であり、答申(案)においても同様の方向性が明確化されたことに賛同。	考え方101
<p>○ (課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能等) 通信プラットフォーム機能の提供にあたっては、画一的なオープン化を図るのではなく、事業者による創意工夫を活かしたサービス展開への配慮や個人情報の保護等お客様の安全性・信頼性の確保が必要であり、慎重な議論が必要であると考えます。こうしたことから、現在、民間ベースの協議の場としてモバイルプラットフォーム協議会が開催され、全携帯事業者が共通にお客様の</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>通信プラットフォーム機能のオープン化に際しては、事業者間協議による合意形成が図られることが望ましく、協議会における合意形成に向けた取組を評価する。当審議会としては、今後も引き続き、事業者間による取組が継続されることを期待する。</p> <p>SMS接続機能について、当該機能の実現に向けた検討に係る基本合意がな</p>

<p>安心・安全の確保等を前提に前向きに協議を実施しており、8月7日にその取りまとめとして「モバイルプラットフォーム協議会報告」が公表され、例えば課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能については、標準ガイドライン策定の方向性が示されたところです。今後も引き続き、同協議会の取り組みにより合意形成を図ることが適切であると考えますが、答申(案)においても同様の方向性が明確化されたことに賛同します。</p> <p>(SMS接続機能および携帯電話のEメール転送機能)</p> <p>これまで事業者間協議において、前向きに協議を行い、携帯事業者5社間でのSMSの相互接続の実施に向け基本合意に至ったことから9月1日に合意内容について公表したところです。</p> <p>また、Eメール転送機能については、携帯事業者を変更した利用者の利便性向上の観点から各種課題にも配慮しつつ、Eメール転送を含め望ましい実現方式について協議を行っているところです。</p> <p>(確認させていただきたい事項)</p> <p>答申(案)P.67 「それ以外の機能についても、多様なMVNOの算入によるサービスの多様化・高度化を通じて利用者利便の向上が期待される機能であるため、関係事業者の要望があれば、アンバンドルして提供することが適当」とありますが、“それ以外の機能”とは、KDDI殿が提供していないISP接続機能、レイヤ2接続機能、料金情報提供機能を指すことを確認させていただきた い。</p>	<p>されたことを評価するとともに、引き続き事業者間で開発費用の負担方法等について詳細な検討が行われ、当該機能が実現されることにより利用者利便の向上が図られることを期待する。</p> <p>なお、当該基本合意がなされたことを受けて、答申(案)を以下のとおり修正する。</p> <p>「これに対して、二種指定事業者以外の事業者からは、早期の実現を求める意見や、昨年10月から協議を開始しているが、約5ヶ月間進展がない状況にあるため、行政等が仲介役として、目標とする実施時期等の方針を示してもらいたいとの意見が示されたところであるが、本年9月に当該機能の実現に向けた検討に係る基本合意がなされた。」</p> <p>Eメール転送機能についても、事業者間協議による合意形成が図られることが望ましい。</p> <p>「それ以外の機能」がISP接続機能、レイヤ2接続機能、料金情報提供機能を指すことについては、指摘のとおりである。</p> <p>なお、本年9月にKDDIよりレイヤ3接続機能に係る接続約款の届出が行われたことから、答申(案)を以下のとおり修正する。</p> <p>「この点、KDDIと関係事業者との間で協議が行われた結果、2009年6月に、レイヤ3接続機能のアンバンドルについて基本合意が締結され、同年9月に約款化された。」</p>
<p>意見102 総務省において、民間における協議の状況について隨時状況を把握し、都度必要な措置を講じることのできる体制を取るべき。</p>	<p>考え方102</p>
<p>○ 現在、通信プラットフォーム研究会の報告書を受けて設置された「モバイルプラットフォーム協議会」の下に、課金機能・コンテンツ情報料回収代行機能に関して答申案で指摘された問題について、携帯事業者と関連のCP等でガイドラインを策定すべく、「認証課金標準ガイドライン起草委員会」を設置し、議論を開始したところである。総務省においても、左記答申案が示すとおり「事業者間協議の進展状況を注視」する観点から、<u>同委員会の活動状況についても随时状況を把握し、都度必要な措置を講じることのできる体制を取るべき</u>。</p> <p>(オープンモバイルコンソーシアム)</p>	<p>通信プラットフォーム機能のオープン化に際しては、事業者間協議による合意形成が図られることが望ましく、協議会における合意形成に向けた取組を評価する。当審議会としては、今後も引き続き、事業者間による取組が継続されることを期待するとともに、総務省においては、事業者間協議の進展状況を注視し、必要に応じて適切な対応を行うことが適当である。</p>
<p>意見103 市場原理のみでは解決し得ない問題以外については、過度に義務化等を行うべきでない。また、SMS接続機能については実現に向けた検</p>	<p>考え方103</p>

<p>討を進めていく上で基本事項に関して合意に至ったが、メール転送機能については実現方式を統一すべきという主張と、個別事業者毎に判断することで問題ないとする主張とが平行線を辿っており、協議の進展が望めない状況。</p>	
<p>○ 通信プラットフォーム機能については、「通信プラットフォーム研究会」報告書案に対する弊社共意見書 (2008年11月21日)(以下、「通信プラットフォーム研究会弊社共意見書」という。)にて述べたとおり、移動体網における当該機能の特性等を踏まえ、市場原理のみでは解決し得ない問題以外については、過度に義務化等を行うべきではありません。</p>	<p>答申(案)に示したとおり、通信プラットフォーム市場は、今後の更なる発展が期待される市場であるため、規制の導入に当たっては、事業者による創意工夫を活かしたサービス展開を阻害しないように、検討対象となる機能ごとに市場の状況や利用動向などの特性に応じ、謙抑的に判断することが必要な場合があることにも留意することが必要である。</p>
<p>その意味では、協議会等の枠組みを活用し、民間の取組みの中で議論が進捗している項目と、顧客流動性の阻害要因の除去や指定電気通信設備の開放ルール等に関連し、事業者間の協議が進展していない項目に分けて、考え方を整理すべきと考えます。</p>	<p>SMS接続機能については、考え方101に同じ。 現状のMNPの利用率とEメール転送機能が実現されていないとの関係については、慎重に検討した上で判断すべきと考えられるが、Eメール転送機能が利用者にとって利用しやすい形態により実現することが望ましいことから、総務省においては、事業者間協議の進展状況を注視し、必要に応じて適切な対応を行うことが適当である。</p>
<p>本件の詳細については、「通信プラットフォーム研究会弊社共意見書」を参照願います。</p> <p>④SMS接続機能 SMSの事業者間接続については、事業者間協議の結果、当該接続の実現に向けた検討を進めていく上で基本事項に関して合意に至ったところですが、実現時期、費用負担等については継続協議中であり、これら個別項目を含めた合意形成に時間を要する可能性もあります。</p>	
<p>従って、利用者利便に資する早期サービス実現に向けて、本答申案にあるとおり、総務省殿においては、今後も協議状況を注視して頂くとともに、事業者間協議の状況によっては、協議のサポート等の対応をして頂くことを要望します。</p>	
<p>⑤メール転送機能 携帯電話のEメール転送サービスについては、本答申案に示されている「利用者利便が向上するサービス」とされているとおり、早期に実現すべきサービスであると考えます。他方、同じく本答申案にもあるとおり、「解約者向けのサービスとなる」ため、特に大規模事業者には導入インセンティブが働きにくく、「事業者間協議が進捗しない状況」が容易に想定され、結果として利用者利便が蔑ろにされる可能性も存在します。</p>	
<p>現に本件については、この数ヶ月事業者間で具体的な協議を重ねていますが、現時点でも、利用者利便向上の為に実現方式を統一すべきという主張と、</p>	

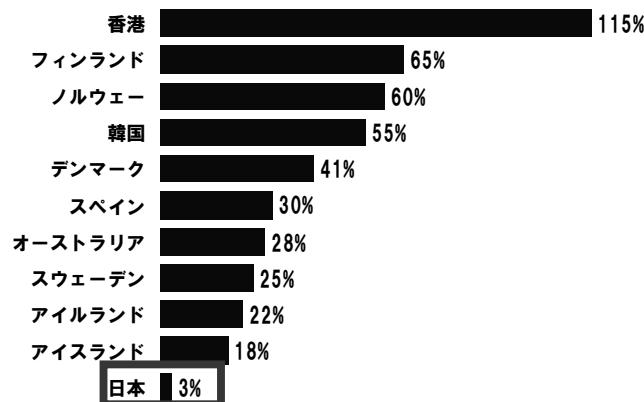
実現方式は個別事業者毎に判断することで問題ないとする主張とが平行線を辿っており、協議の進展が望めない状況です。

仮に各社が異なる実現方式を個別に採用することとなれば、前述の導入インセンティブの観点から、大規模事業者が意図的に利便性の低いサービスを導入することも想定され、さらには移転元事業者(あるいは移転先事業者)の別により、サービス仕様が異なるといった利用者にとって非常にわかりづらい利便性の低いサービスとなり、導入の効果が実質見込めない結果になることが容易に想定されます。

そもそも、この問題は利用者利便向上策として導入された MNP の利用率が低く消費者利便が最大化されていない現状を問題視し、MNP 利用時の障壁の一つであるメールアドレス変更の問題を解決すべきであるという主旨で弊社共が提案しているもので、この MNP という利用者利便向上政策が有効に機能していない現状をルールメーカーである総務省殿が良しとするのか否か判断が求められている状況にあるものと考えます。(諸外国と日本における MNP 利用率の比較は以下を参照願います。)

(参考)MNP利用率の比較

諸外国に比べ日本のMNP利用率は極めて低い



※諸外国のデータ(07年時点)：Telecommunications Management Groupレポート「Mobile Number Portability Around the World」(08.10.31)より
※日本のデータ(07年7月時点)：総務省競争評価より

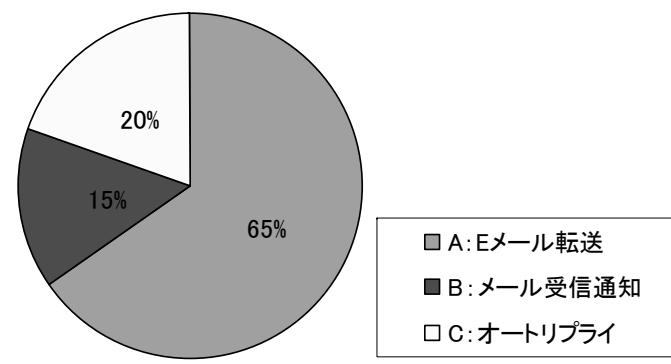
すなわち、携帯電話の E メール転送については、MNP と極めて密接に関

連するサービスであり、競争促進という側面をも有する以上、事業者間の協議のみで解決を図ることは本質的に不可能です。従って、利用者利便向上策であるMNPの利用率が低調な状況であることを是とするのか否かを総務省にて判断の上、研究会等により、本サービスに係るルール整備を行って頂く必要があるものと考えます。

なお、実現方式については、携帯電話のEメール転送(メール本文の転送)以外に「オートリプライ(送信者に受信者の新アドレスを通知する)」、「メール受信通知(受信者の新アドレスに送信者、件名などの情報のみを通知する)」等の複数案が考えられますが、弊社共はメール本文の転送を行わないこれらの実現方式は利用者の望まないサービス仕様であると考えます。この点に関しては、弊社共にて実施した利用者ニーズ調査においても、最も利用者の求めるサービス仕様は「Eメール転送(メール本文転送)」であるとの結果が出ているところであります。利用者が真に求めるサービスを早期に実現すべきと考えます。弊社共にて実施した利用者ニーズ調査の詳細について、参考までに以下に記載させて頂きます。

(参考:メール転送等に関する利用者ニーズ調査結果(弊社共調べ))

質問:3つの実現方式について、最も良いものはどれか(有効回答総数:958)



【メール受信通知方式に関する主なコメント】

- 中途半端に通知せず、全てを転送してほしい。
- 転送するなら本文も転送すべき。
- メールを送る側、受ける側、双方にとって手間がかかり、メリットがほとん

<p>どない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本文が無ければメールを受け取る意味が無い。 - メールの内容がわからなので、相手に問い合わせなければならない。 <p>【オートリプライ方式に関する主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 個人情報が守られていないと感じる。 - 迷惑メール業者にも、新しいメールアドレスを教える事になってしまう。 - 無神経にも程がある。 - 新しいメールアドを送信者に教えるかどうかは自分で判断したい。 - 必要でない人にまで新しいアドレスを知られる恐れがある。 <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見104 個別協議のみに委ねていくことは、コンテンツ配信事業者等にとって、柔軟かつ機動的な事業展開の支障となり、市場の発展と経済的な利益を損なう恐れがある。</p>	<p>考え方104</p>
<p>○ 諸通信プラットフォーム機能については、携帯電話事業者とコンテンツ配信事業者等間の個別協議は現状、多くの問題点が指摘されており、今後更なる高機能化、高度アーキテクチャ化の進展を視野に入れて考えると、個別協議のみに委ねていくことは、コンテンツ配信事業者等にとって、柔軟かつ機動的な事業展開の支障となり、市場の発展と経済的な利益を損なう恐れがあります。</p> <p>回収代行機能での例示と類似しますが、例えば携帯電話事業者は機能ごとに機能仕様やネットワーク状況に応じた接続条件(接続ポリシー、キャパシティ等)を情報提供する代理サーバ等を用意し、コンテンツ配信事業者等はネットワークを通じて同代理サーバへ接続要求を行い、接続条件を満たしていることを確認できれば、自動的に同機能と接続できるといった先進的な仕組みやシステム化の検討が必要と考えます。</p> <p>(フェュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、アンバンドルが必要と考えられる機能についても、事業者間協議での合意形成を尊重・期待する観点から、まずは「注視すべき機能」に位置付け、一定期間は協議の状況を注視し、その後、協議での合意形成が困難な場合に初めてアンバンドル機能に位置付けるといった段階的な対応を行うことが適当である。</p>
<p>意見105 特定のMNOにおいてアンバンドルが実現していることをもってアンバンドルすることが適當と整理することは適當でない。なお、「注視すべき機能」と位置付けることが適當とされた各機能の中には、接続との関連性がないものも含まれており、その点に留意して取り扱うべき。</p>	<p>考え方105</p> <p>アンバンドルが必要か否かの判断基準は、一種指定制度での基準(過度の経済的負担を与えることのないように留意しつつ、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合にはアンバンドル)に加え、需要の立上げ期にあるサービスに係る機能は除外し、利用者利便の高いサービスに係る機能や公正競争促進の観点</p>

<p>する必要があります。そのため、移動網においては、通信プラットフォーム機能に限らず、特定の機能についてアンバンドルを義務化することは適當ではありません。</p> <p>答申案においては、ISP接続機能、レイヤ3接続機能、レイヤ2接続機能、料金情報提供機能について、当社が既に接続事業者とアンバンドルの基本合意に至ったレイヤ3接続機能の以外の機能も「関係事業者の要望があれば、アンバンドルして提供することが適當」との考えが示されています。しかし、モバイル市場では、上記のとおり、各事業者がそれぞれ市場にニーズに応えるべく設備の構築・運用を行っており、各機能のアンバンドルするためにかかるコストや期間はMNOによって異なります。そのため、個々の機能について、特定のMNOにおいてアンバンドルが実現していることをもって「アンバンドルして提供することが適當」と整理することは適當でなく、その是非は事業者間で協議して判断すべきです。</p> <p>通信プラットフォームの相互運用性や多様性については、市場の自由競争の中で、各事業者がニーズに応じて行く中で自ずと進展していくものです。各機能については事業者間の協議等によって利用条件の整備等が進んでおり、今後も民間のビジネスベースでの判断に委ねることが適當です。</p> <p>なお、答申案において「注視すべき機能」と位置付けることが適當とされた各機能の中には、そもそも接続との関連性がないものも含まれており、その点に留意して取り扱うべきです。</p>	<p>から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能に限定するなど、必要性・重要性の高いサービスに係る機能に限定することが適當である。</p> <p>答申(案)において「注視すべき機能」と位置づけることが適當とされた各機能は、すべて接続と関係するものであるが、アンバンドル機能への位置付けに当たり、接続との関連性に留意すべきとの意見は、指摘のとおりである。</p>
<p>(KDDI)</p> <p>意見106 回収代行機能の拡大を事業者間で検討する場合には、利用者保護の視点を大切にした制度となるよう、丁寧な検討が行われることを要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 昨今、公式コンテンツ利用料が大変に高額になり、支払えないという相談が、消費生活相談に寄せられています。携帯電話事業者による課金は便利な機能ではありますが、翌月の料金請求まで、コンテンツ利用料が幾らになったかがわかりにくい仕組みです。最近では、通信料においては、定額料金を利用しなかった利用者が、思いがけず高額パケット代が請求されるという事態を防ぐために、料金がある限度額を超えるとユーザーに注意喚起が行われていますが、コンテンツの利用ではその制度はとられていません。 <p>今後、回収代行機能の拡大を事業者間で検討する場合には、利用者保護の視点を大切にした制度となるよう、丁寧な検討が行われることを要望します。</p>	<p>考え方106</p> <p>御指摘のとおり、昨今の多種多様なコンテンツサービス等の提供に伴い、思ひがけない高額な通信料や、コンテンツ利用料等が発生してしまう点について、その対策が求められている状況にあり、総務省においても、高額パケット通信料に関する注意喚起を行うなどの対策を講じているところである。</p> <p>このような状況を踏まえ、通信プラットフォーム機能のオープン化に際しては、事業者間の競争促進の視点と合わせて、利用者保護の視点も十分に留意しつつ、個別の機能ごとに慎重な判断が求められる。そして、回収代行機能の一般サイトへの開放に当たっては、事業者間の責任関係の明確化や利用者保護等の観点から、一定の合理性を有する基準に基づく審査が行われることが適當としているところである。</p>

(東京都地域婦人団体連盟)	なお、総務省においては、これらの状況について、今後とも注視することが適当である。
意見107 携帯電話の番号ポータビリティ制度の利用が予想以上に進まない場合には、幾つかの課題が存在するからであり、利用者の視点にたった検討を要望。	考え方107
<p>○ 携帯電話の番号ポータビリティ制度の利用が予想以上に進まないには、幾つかの課題が存在するからであると考えます。下記の3点につき、利用者の視点にたった検討をお願いします。</p> <p>携帯電話会社変更時を含め契約を解除するときに、契約解除料の支払いが必要となる割引サービスが広く普及しています。特に2年等で契約の期間を区切り、区切り以外での解約には解除料を発生させている現行の仕組みには大きな問題があると考えます。初めの2年の拘束の後には、中途の解除料を発生させるべきではありません。金額の見直や、契約更新後の解除料無料化など、利用者が安心して契約できるよう、改善を望みます。</p> <p>携帯電話会社変更時にメールアドレスが変更となるため、変更後すぐにメールアドレスが変わったことを周知する必要があり不便です。最近ではアドレス帳にたいへんに多くの登録をしている利用者が増えています。一括お知らせサービスではなく、順次、アドレス変更通知をメールで行うのには、時間と手間がかかります。今回の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)の中で、メール転送サービスについて記載があり、検討が各事業者間で行われているとのことです。利用者がわかりやすいよう、どの携帯電話会社であっても同様のメール転送サービスが利用できる形で早期の導入を望みます。</p> <p>携帯電話会社変更時に、それまで利用していたコンテンツが解約となり、利用できなくなってしまうことがあります。利用者の権利が損なわれています。携帯電話会社変更後も契約が継続となり、引き続きコンテンツを利用できるよう改善を望みます。</p>	<p>携帯電話のEメール転送機能については、様々な実現方法が考えられるが、利用者利便の向上に資する方法により実現されることが望ましい。</p> <p>また、御指摘にあるような、携帯電話の番号ポータビリティを行う際、特定の期間以外では解除料が発生する点や、過去に利用したコンテンツを利用できなくなる場合がある点についても、各事業者において、利用者の視点で適切に検討されることが重要である。</p> <p>なお、総務省においては、これらの状況について、今後とも注視することが適当である。</p>
(東京都地域婦人団体連盟)	
意見108 GPS位置情報継続提供機能を「注視すべき機能」に位置づけるべき。	考え方108
<p>○ GPS位置情報の継続提供機能については、モバイルプラットフォーム協議会の場でも事業者間協議を行ってきたが、これまで協議時間の多くを課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能等の他の問題に費やしてきたため、</p>	答申(案)に示したとおり、総務省においては、当該機能を「注視すべき機能」に位置付けた上で、事業者間協議の進展状況を注視し、必要に応じて適切な対応を行うことが適当である

<p>未だに十分に詰めた議論が行われていない状況にある。したがって、行政においても、当該機能を「注視すべき機能」に位置づけ、事業者間協議の進展に合わせて、適切な対応を行うことが必要である。</p> <p>(オープンモバイルコンソーシアム)</p>	
<p>意見109 SMS接続機能について、接続仕様の確定にあたって過度なものとならないこと、費用負担については各社の事業規模等に応じた方法とすること及び接続料の在り方が、検討を進めていく上で重要。</p>	考え方109
<p>○ ④SMS接続機能 【答申案】(P72) 本件については、携帯事業者間で協議を行っているところであるため、事業者間協議による合意形成を尊重する立場を取ることが適当であるが、SMS接続機能は、二種指定設備により提供される機能であることから、総務省においては、当該機能を「注視すべき機能」に位置付けた上で、事業者間協議の進展状況を注視し、必要に応じて適切な対応を行うことが適当である。 【弊社意見】 接続仕様の確定にあたっては過度なものとならないこと、費用負担については各社の事業規模並びに市場状況に応じた方法とすること及び接続料の在り方が、接続検討を進めていく上で重要な観点であり、結果的に利用者利便性の向上につながるものと考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	考え方101に同じ。
<p>意見110 MVNOの視点から、次の機能についてオープン化を要望。①モバイルポータルサービスを提供するためのプラットフォーム、②位置情報把握に関する機能(A-GPS等)、③課金機能・コンテンツ情報料の回収代行に関わる機能、④SMS接続機能、⑤国際ローミングに関する機能</p>	考え方110
<p>○ 【要約】移動網の通信プラットフォーム機能のオープン化について (答申案65頁) 移動網の通信プラットフォーム機能は、その積極的なオープン化がプラットフォーム業者やコンテンツプロバイダのみならず、MNO自身そして顧客の利益にも資するところであり、これに反対する理由は存在しないはずです。MVNOの視点から、オープン化を要望する機能は以下の通りです。 - モバイルポータルサービスを提供するためのプラットフォーム - 位置情報把握に関する機能(A-GPS 等) - 課金機能・コンテンツ情報料の回収代行に関わる機能 - SMS接続機能</p>	総務省においては、意見に示された内容について検討を行った上で、ガイドラインを策定することが適当である。

- 国際ローミングに関わる機能
詳細は、別紙 4-1-1)を御参照ください。

別紙 4-1-1)

移動網の通信プラットフォーム機能は、その積極的なオープン化がプラットフォーム業者やコンテンツプロバイダのみならず、MNO 自身や顧客の利益にも資するところであり、これに反対する理由が存在するはずがありません。MVNO の視点から、オープン化を要望する機能は以下の通りです。

- ・モバイルポータルサービスを提供するためのプラットフォーム
- ・位置情報把握に関する機能(A-GPS 等)
- ・課金機能・コンテンツ情報料の回収代行に関わる機能
- ・SMS 接続機能
- ・国際ローミングに関わる機能

これらのうち、GPS 等の位置情報機能に関しては、答申案の中で公式サイトのみならず一般サイトへの開放を前向きに捉えているところですが、MVNO への GPS 機能開放も重要且つ喫緊の課題です。当協議会としても、当該機能の MVNO への速やかなオープン化を要望します。

上述のオープン化を要望する機能の中には、既に第二種指定設備に指定されている設備が提供するものもありますが、それ以外の設備や機能についても、第二種指定とすることを要望します。その理由は、接続料金の不透明性を排除し、合理的な接続料で設備が利用され、結果的に情報通信産業の進展に寄与すると考えるからです。

尚、上記の例を含むプラットフォーム機能は、3GPP 等の公的機関で標準化されていない機能も少なからず存在し、携帯事業者が個別に非標準機能の製品やサービス提供業者(商品販売者)と交渉して商用サービスとして提供している例が見受けられます。一般論ですが、このようなケースでは、商品販売者と携帯事業者がライセンス契約を締結していることがあるため、対象とする非標準機能をプラットフォーム事業者やコンテンツプロバイダが利用しようとする場合、そのプラットフォーム事業者やプロバイダも商品販売者とライセンス契約を締結することを余儀なくされ、結果的に想定していなかった費用負担の発生や義務を負わされる場合もあると想定されます。

このような特異な事象を把握するためにも、プラットフォーム機能のオープン化については、少なくとも協議の状況の詳細に至るまで、総務省が状況を把握すべく、「注視」のレベルを上げて、協議不調の際には直ちに行動を取れる体制とすることを要望します。これは、通常、業者間で締結する秘密保持協定

<p>に基づく秘密情報の開示に当たり、当事者の了解を必要とする事項ではあります が、現在の様々な事業者間協議の進展を鑑みると、情報開示を求めるこ とはやむを得ない措置であると考えます。</p> <p>(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)</p>	
---	--

(2) 固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能

<p>意見111 NTT東西は、速やかにNGNの特徴を活かしたサービスに利用で きるUNI・SNIの機能拡充や、その計画を示すべき。また、プレゼンス情報 提供機能やセッション制御機能についても検討を進めるべき</p> <p>○ (ア) NGNにおけるUNI、SNIの充実</p> <p>NTT東西からの意見では、テレコムサービス協会がオープン化を求めてい るインターフェース(ITU-Tで規定されているISC: IMS Service Controlなどの ことを指すと思われる)ではなく、『UNIやSNIの機能をより充実させていく』こと で第三者がサービスプラットフォームを構築できるインターフェースを提供して いく、とされています。しかし、2008年3月のNGNのサービス開始以降、 2008年10月にUNIにフレッツひかりネクスト・ビジネスタイプなどが追加さ れただけで、それ以降1年近く経過しますが、UNI、SNIの機能が充実され ることがありません。NGNの普及を促進する上でも、NTT東西には速やかな UNI、SNIの機能の充実と、今後の機能拡充計画を示すロードマップの提示が 必要であると考えます。</p> <p>(イ) サービスプラットフォーム例としての「SaaS over NGN」</p> <p>平成20年7月31日に総務省主催で開催された「インターネット政策懇談 会」(第6回)では、NTTより『インターネット・NGNによる多様なサービス提 供に向けて』と題したプレゼンテーションが行われています。</p> <p>(以下のURL参照)</p> <p>http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/internet_policy/pdf/080731_2_si6-2.pdf</p> <p>その中(7ページ)では、『SaaS over NGNへの取り組み』としてSNI上に 『データセンタプラットフォーム』が構築されている絵が描かれています。ここで 描かれているサービスプラットフォームが構築可能なSNI、および帯域確保など NGNの特徴を活かしたSaaS over NGNのようなサービスに利用できるUNI の拡充が必要と考えます。</p> <p>(ウ) プrezens情報提供機能およびセッション制御機能のアンバンドル化</p> <p>答申案の中で觸れられている「プレゼンス情報提供機能」および「セッション制</p>	<p>考え方111</p> <p>答申(案)に示したとおり、プレゼンス情報提供機能やセッション制御機能等の NGNのプラットフォーム機能については、他事業者の求める情報がSIPサーバ で把握可能な情報か否かについて検討することや、SIPサーバに対して複数の 指示が来た場合のセッション制御の方法や、NGNの外部からの指示で通信当事 者に無確認でセッション制御することのセキュリティ又は個人情報保護上の課題 等について検討することが必要となる。このため、まずは当該機能のアンバンド ルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議を行い、N TT東西は、その実現に向けて積極的に対応することが適当であり、総務省にお いては、他事業者の要望状況やNTT東西との協議状況を注視する必要がある。 なお、NTT東西においては、NGNに新たな機能追加を行う場合には、接続事 業者等に対して、可能な限り速やかに情報提供を行うことが望ましい。</p>
--	---

<p>御機能」に関して、NTT 東西はアンバンドル化を前提とした検討を進めていた だきたい。いずれの機能も、技術的な困難性や過度の経済的負担は生じないと 考えていますが、仮にそれらが発生する場合には、当初はサービスを一部 制限してもよいので、できるだけ早い時期に実現させるべきと考えます。ただし、現在の NGN で提供されている SNI、UNI によるサービスだけでは、必ずしも魅力あるサービスが構築できないのも事実です。NGN をより発展させるため、これらのアンバンドル化の準備を進めるとともに、オンデマンドに帯域確保が可能となるデータ通信サービスなど、新たな魅力あるサービスの拡充も必須であると考えます。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p>	
<p>意見112 プrezens情報提供機能やセッション制御機能は、今後の新規ビジネス創出の足掛かりとなる。なお、セッション制御機能については、NGN 内の二地点間だけでなく、NGN以外との間にセッションを開くことも可能とすべき。</p>	<p>考え方112</p>
<p>○ NGN のプレゼンス機能及びセッション制御機能については、技術的な困難性や過度な経済的負担が生じるとは考えにくいため、基本的にアンバンドルする方向が適当と答申(案)に示されたことは、今後の新規ビジネス創出の大きな足掛かりと考えます。</p> <p>尚、答申案では、セッション制御機能について、他事業者と NGN の SIP サーバが連携して NGN の二地点間(コンテンツサーバと利用者等)にセッションを開くことを可能とする機能と示していますが、片側が NGN 利用者で他方が NGN 利用者以外のセッションを開く場合も考えられ、また対象サービスをコンテンツサービスだけに限定したものではなく電話等の他サービスを反映した「NGN を含む二地点間(NGN 利用者とコンテンツサーバまたは他社サービス利用者等)」とした表現を要望します。</p> <p>先般の当社提言の繰り返しになりますが、0ABJ-IP 電話の提供は NTT 東西殿だけでなく、接続事業者による提供も競争施策の観点からも必須と考えます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>プレゼンス情報機能及びセッション制御機能のアンバンドルについては、考え方111のとおり。</p> <p>NGN と NGN 以外の二地点間でのセッション制御については、中継局接続によって接続し、双方のネットワーク内におけるSIPサーバが連携することにより実現可能と考えられるが、現在アンバンドルされている機能以外の形態で接続を要望する場合には、まずは、当該機能のアンバンドルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議をすることが適当であり、総務省においては、他事業者の要望状況やNTT東西との協議状況を注視する必要がある。</p> <p>なお、答申(案)に示しているセッション制御機能については、対象となるサービスをコンテンツ配信サービスに限って検討しているものではない。</p>
<p>意見113 NGNは第一種指定電気通信設備であるため、抑制的な対応をとる必要はなく、可能な限りアンバンドルを推進するという原則に則った施策を推進することが適當</p>	<p>考え方113</p>

<p>○ NTT-NGN 網については、「未だ具体的なサービス形態や接続ニーズ等が明確でない段階で、アンバンドルの要否を判断することは、将来現れるサービスの芽を事前に摘むことになるため、抑制的な対応が必要である」と、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(2008年3月27日公表)の内容が引用されていますが、当該網が第一種指定電気通信設備であることを考慮すれば、敢えて「抑制的な対応」をとる必要はなく、接続事業者の多様なサービスの迅速な提供や技術革新の実現を可能とするために、可能な限りアンバンドルを推進すべきとの原則に則った施策が推進されるべきです。</p> <p>その観点においては、現時点でアンバンドルが見送られている SIP サーバが有する機能(例えば QoS を確保するために不可欠な帯域制御機能)を含むその他の機能についても、最低限、接続事業者からの協議等により具体的なサービス形態や接続ニーズ等が明確になった段階において、速やかにアンバンドル化を実施可能すべきであり、NTT 東西殿は第一種指定電気通信設備を設置する事業者としての責務を積極的に果たすべきです。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>答申(案)では、「具体的なサービス提供形態や接続ニーズ等が明確でない段階で、アンバンドルの要否を判断することは、将来現れるサービスの芽を事前に摘むことになるため、抑制的な対応が必要である」としているところ、具体的な要望が明確になった段階においても、アンバンドルについて抑制的な対応を取る必要があるという趣旨ではない。</p> <p>したがって、今回検討したプレゼンス情報提供機能やセッション制御機能以外の通信プラットフォーム機能のアンバンドルを要望する事業者においては、具体的な要望内容をもとに、NTT 東西と協議をすることが適當であり、総務省においては、これらの協議状況を注視し、技術的な困難性や過度の経済的負担が生じないかを踏まえた上で、適時適切にアンバンドルの要否を検討することが必要である。</p>
<p>意見114 NGNのプラットフォーム機能については、国際標準が定まっておらず、他事業者からの具体的な接続要望もないのが実情のため、まず接続事業者において、要望内容を具体化すべき。</p>	<p>考え方114</p>
<p>○ 当社は、当社のNGN上でお客様が多様なサービスをご利用していただけるようにしていきたいと考えておりますが、プラットフォーム機能については、現時点、答申案に記載されている「プレゼンス情報提供機能」「セッション制御機能」を含め、国際標準が定まっておらず、他事業者からの具体的な接続要望もないのが実情です。</p> <p>したがって、答申案のとおり、まずは、要望される事業者において要望内容を具体化していただきたいと考えます。</p> <p>当社としては、具体的な要望内容を教えていただければ、実現に向けて積極的に対応をさせていただきたいと考えておりますが、その実現方法については、国際標準化動向も踏まえ、NNIによるアンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの提供を含め、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していきたいと考えます。</p> <p>また、プラットフォーム機能については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	<p>一</p>

<p>○ 当社は、当社のNGN上でお客様が多様なサービスをご利用して頂けるようにしていきたいと考えていますが、答申案に記載されている「プレゼンス機能」や「セッション制御機能」を含め、プラットフォーム機能のアンバンドルについては、現時点に至るまで、他事業者からの具体的な接続要望はない状況にあるため、まずは、要望事業者において要望内容を具体化して頂く必要があると考えます。当社は、具体的なご要望が寄せられた場合には、技術的な困難性や過度の経済的負担が生じないことを確認の上、当該事業者と協議を進めていく考えです。</p> <p>また、当社としては、アプリケーション・コンテンツ提供事業者から、具体的なご要望をお聞かせ頂ければ、積極的に対応していく考えであり、国際標準の動向も踏まえつつ、NNIによる機能アンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの機能提供を含め、できるだけ早期かつ低廉に実現できる方法を選択・提案させて頂く考えです。</p> <p>なお、プラットフォーム機能については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。</p>	
<p>(NTT西日本)</p> <p>意見115 接続事業者が具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議をするべきとの考えに賛同。ただし、NTT東西に一方的に有利な条件が設定されることのないようにすべき。</p>	<p>考え方115</p>
<p>○ NGNは新しいサービスであり、今後技術の進展等に応じてアンバンドル機能の追加が必要となる可能性があるため、必要に応じて柔軟にアンバンドルを進めることができるとの観点で、NTT東西は事実上NGNをFTTHと一体で構築し、アクセス回線における市場支配力を行使して、あらゆる市場で独占を強化していることにも留意が必要です。NTT東西が協議に時間をかけたり、自社に一方的に有利な条件を設定することのないよう、NTT東西に定期的に協議状況の報告を義務付ける等の措置を講じ、円滑にアンバンドルを実現することが必要です。</p> <p>(KDDI)</p> <p>意見116 NGNの機能の内容が明らかでないため、その外延を明確にした</p>	<p>答申(案)に示したとおり、まずはアンバンドルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議をすることが適当であるが、当該協議の過程において、公正な競争環境が損なわれることのないように、総務省において、当該協議状況を注視することが必要である。</p> <p>なお、NTT東西においては、接続事業者からNGNの通信プラットフォーム機能について、アンバンドルの具体的要望があった場合には、当該事業者と協議をすることが適当であり、2010年3月末までに、その協議状況について総務省に報告することが必要である。</p> <p>考え方116</p>

<p>上で、アンバンドルのあり方等を検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (意見) NGNの機能の内容がいまだに明らかでない部分もあるため、明確にした上で、改めてアンバンドルのあり方を含め、公正競争環境整備を検討していただきたい。 (理由) ①通信プラットフォーム機能の範囲には、コンテンツレイヤーにおける認証・課金・決済サービス、ポータルサービス、サイバーモール、検索サービス、OSその他のネットワークと連携する端末上のソフトウェア機能、さればこれらを複合的に提供するサービス等、プラットフォーム的機能も含んだ概念なのかどうかが明確ではなく、NGNの機能におけるアンバンドルのあり方その他公正競争環境整備のあり方に関する当否の判断が困難です。 ②そのような状況では、NGN導入によりNTTの市場支配力の強化が行われるおそれや、NGNの構造によっては事業者の自由な事業展開を妨げたり、利用者のサービスの選択肢を減少させるおそれ等の懸念がありますので、NGNによる通信プラットフォーム機能の外延を明確にすべきです。 (楽天) 	<p>NGNに実装されていない機能について、アンバンドルの要否を判断することは、将来現れるサービスの芽を事前に摘むことになるため、抑制的な対応が必要である。</p>
---	--

2 紛争処理機能の強化等

(1)電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化

意 見	考 え 方
<p>意見117 紛争処理委員会の紛争処理機能の対象範囲をCP等に拡大すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 接続等の協議においては、携帯事業者とCP等との力の差は歴然としており、CP等にはほとんど交渉力がないのが現状。この差を縮めて実りある交渉を実現するためには、<u>紛争処理委員会による紛争処理の対象範囲をCP等に拡大すべきである。</u> (オープンモバイルコンソーシアム) 	考え方117 —
<ul style="list-style-type: none"> ○ CP等のほとんどは電気通信事業法上の電気通信事業者ではないため、協議の結果合意形成ができなかった場合でも事業法上の紛争処理で対応することはできない状況。この点、事業者間の協議では、携帯事業者とCP等との交渉力格差は歴然しており、<u>自主的な事業者間協議だけで接続問題を解決するには限界があることに留意が必要である。</u> 	

(オープンモバイルコンソーシアム)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 回線不設置の非電気通信事業者の扱い 今後、通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場は、今まで以上に急速に拡大していくことが想定されます。それに伴い、電気通信設備を設置しない非電気通信事業者である通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者が増加し、従来の電気通信事業者との間の紛争案件も大幅に増えることが予想されます。答申案にも記述されているように、紛争処理委員会の紛争処理機能の対象範囲を拡大し、非電気通信事業者との間の紛争事案も対象に含めることに賛成いたします。 	
(テレコムサービス協会)	
<p>意見118 紛争処理機能の対象範囲をコンテンツ配信事業者等へ拡大する場合は、事前に事業者間協議における留意点を明確化すべき。</p>	考え方118
<ul style="list-style-type: none"> ○ 紛争処理機能はあくまでも最終手段として位置付けられるものであり、あくまでも事業者間での合意形成を図ることが前提であると考えており、このような観点から、紛争処理委員会の紛争処理機能の対象範囲を拡大し、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者を紛争処理委員会の対象とする場合には、無用な紛争事案の増大・トラブルを防ぐため、事前に事業者間協議における留意点を明確化していただきたいと考えます。 	<p>電気通信事業紛争処理委員会の行う紛争処理手続は、簡易迅速な紛争処理手段として、紛争当事者の自主的な合意形成を促すものとして活用されているところであり、この位置付けは、同委員会の紛争処理機能について、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者の間の紛争等へと対象を拡大する場合にも変わるものではない。</p> <p>答申(案)に示したとおり、紛争処理機能の強化とともに、その実行性を担保するための措置を講じるなど必要な制度整備を行うことが適当である。</p>
(NTTドコモ)	
<p>意見119 対象とする事案は電気通信事業である接続や卸電気通信役務の提供に直接関係する紛争に限定すべき。</p>	考え方119
<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案では、コンテンツ配信事業者等の回線不設置の非電気通信事業者と電気通信事業者との間の紛争事案も対象に含めることが適当との考えが示されました。対象とする事案は、あくまで電気通信事業である接続や卸電気通信役務の提供に直接関係する紛争に限定することが適当です。 <p>なお、紛争処理の対象となる事業者を拡大する場合も、引き続き、事業者に対する中立性や規制機関からの独立性をしっかりと担保していただきたいと思います。</p>	<p>答申(案)に示したとおり、現在、紛争処理委員会は、接続又は卸電気通信役務の提供など事業法の規律対象となっている行為に係る紛争事案を対象としているため、紛争処理の対象範囲を回線不設置の非電気通信事業者に拡大する場合も、対象とする紛争事案は電気通信事業法の規律との関係を踏まえて整理することが必要である。また、紛争処理機能の強化とともに、その実行性を担保するための措置を講じるなど必要な制度整備を行うことが適当である。</p>
(KDDI)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案では「コンテンツ配信事業者等と携帯事業者との間では、携帯事業者の有する通信プラットフォーム機能の利用を巡り協議が行われている状況」とありますが、このようなコンテンツ配信事業者等から通信事業者への接続要 	

望等のみに限らず、通信事業者からコンテンツ配信事業者への働きかけの結果、協議難航・不調となるケースもあると考えます。

紛争処理委員会での紛争処理対象範囲を拡大をするのであれば、双方の場合について対象となるよう整理すべきです。

(ウィルコム)

- なお、現在、プラットフォーム協議会において、携帯事業者、コンテンツ事業者がビジネスモデルへの影響やその発展に配意しつつ協議を行っているものであり、事業者間協議における留意点の明確化にあたっては、特定の事業者を利するものではなく、公平性に留意する必要があると考えます。

(NTTドコモ)

- 3. 紛争処理機能について

コンテンツプロバイダ(電気通信回線設備を設置せず配信サーバ等の電気通信設備を利用して事業展開を行う事業者)も紛争処理の対象とすべきとの考えには賛成する。しかしながら、紛争処理委員会の機能である、あっせん・仲裁を利用して優越的地位にある通信事業者と立場の弱いコンテンツプロバイダが対等に協議するためには匿名性を含めた更なる制度整備を必要であると考える。

(モバイル・コンテンツ・フォーラム)

- 紛争処理委員会の対象をコンテンツプロバイダ等に拡大するとしても、コンテンツプロバイダが予期しない対応やコストを課すことにより、紛争処理するという初期の目的達成が困難になることがないように、制度設計を検討するにあたっては、十分留意する必要がある。

(理由)

- ①そもそも、紛争処理委員会の機能を拡大することについて、従来の機能と同じなのか否かすら明確になっておらず、現時点で当否を判断することが困難であり、コンテンツプロバイダが予期しない対応やコストが求められるような制度になるかどうかも判断することができません。
- ②仮に、機能を拡大するとしても、コンテンツプロバイダ等が関わる紛争処理については、コンテンツ事業等の振興の観点からの配慮など多角的な視点での議論が必要です。
- ③特に、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の紛争処理機能については、電気通信事業紛争処理委員会以外での解決の余地も残すべきと考え

ます。 (楽天)	
意見120 市場シェア3位までの携帯事業者には、CPとの接続応諾義務を課すべき。	考え方120 答申(案)に示したとおり、今般紛争処理委員会の機能を拡大し、コンテンツ配信事業者等を対象に含めることとするため、まずは紛争処理機能の活用状況等を注視することも必要であり、現時点でコンテンツ配信事業者等を電気通信事業者に位置づける必要はない。 なお、コンテンツ配信事業者等は、電気通信事業者には該当しないものの、このような回線不設置の非電気通信事業者と電気通信事業者との間の接続は、上位レイヤー市場の拡大により公正競争上重要性を増している状況にあるため、特に一種指定事業者や二種指定事業者にあっては、当該事業者との接続について電気通信事業者間の接続に準じて取り扱うなど、利用の適正性・公平性が図られた形での円滑な接続が実現するように努めることが求められる。
○ 上述のとおり、携帯事業者の設備は CP 等にとっては明らかにボトルネック性があり、 <u>市場シェア 3 位までの携帯事業者については、CP 等からの接続要求に対する応諾義務等を課すべきである。</u> したがって、 ◆CP 等を電気通信事業者として扱うか、 ◆接続ルールの中で携帯事業者に対して CP 等の電気通信事業者以外の者に対しても電気通信事業者に対する接続と同等の規制を課す の何れかの方法により、CP 等と携帯事業者との間の接続について一定の制度的担保措置を取るべきである(答申案にあるように、現行の二種指定事業者のみに「電気通信事業者間の接続に準じて取り扱うことの努力義務」が課されたとしても、現行の二種指定事業者でない携帯事業者には当該努力義務さえ課されることはなく、また現行の二種指定事業者についても実効性を担保する術がない)。 (オープンモバイルコンソーシアム)	
意見121 二種指定事業者には接続料設定の誘因が働きにくいことに加え、接続そのものが拒否されてきた。	考え方121
○ 左記に加え、携帯事業者と競合するサービスを提供している CP 等(たとえば課金事業者)については、接続料の設定以前に、接続そのものが拒否されてきたケースもある。 (オープンモバイルコンソーシアム)	考え方56に同じ。

第 5 章 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

1 接続料算定上の課題

(1) 指定事業者と非指定事業者の接続料水準差

意 見	考 え 方
意見122 「不当に高額な接続料」の判断基準を設けることは適当でないとする答申案の考えに賛同。	考え方122
○ ネットワーク構成や設備規模等は事業者毎に異なるため、一律に接続料の適正性を判断することは困難です。接続拒否事由に該当するような「不当に高額な接続料」の判断基準を設けることは適当でないとする答申案の考えに賛同します。	一

(KDDI)	
意見123 高額な接続料については、それが不当かどうかに関わらず、事業者間における公正競争を阻害していないか、結果的に通信市場全体の接続料の適正性が損なわれていないかについて検討する必要がある。	考え方123
<p>○ 3)考え方 【答申案】(P82) (略) <u>したがって、現時点では、業務改善命令の要件に該当する場合に、当該措置により不当に高額な接続料を是正するアプローチが適正と考えられるが、この場合も、不当に高額な接続料に該当するか否かの判断を行うことが必要となる。この判断に際しては、非指定事業者の接続料水準は、確かに規制が課されていない状況にあるが、接続料水準が規制されている指定事業者との間でも、非指定事業者は、任意の水準に接続料を設定可能と考えることが適正か否かが問題となるところである。</u> この点、上述のように指定事業者と非指定事業者との間では、「事業者間協議によっては合理的な水準での合意が期待しにくい構造」が形成されることになる点を踏まえると、一定の制約が自ずと存在すると考えることも可能であるが、事業者からは、コストベース、着信先によらない統一的な利用者料金設定に支障を与えない範囲等の基準を提示する意見から、そもそも基準の設定は困難との意見まで様々なものが示されており、具体的な判断基準については、引き続き議論を深めた上で設定することが適正と考えられる。 (略)</p> <p>【弊社意見】 高額な接続料については、それが不当かどうかに関わらず、検討すべき観点として以下の2点があり、議論を深める上では重要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額な接続料が、事業者間における公正競争を阻害していないかどうか ・他社の接続料が高額な場合は、自社の接続料引下げのインセンティブも低下することになるため、結果的に通信市場全体の接続料の適正性が損なわれていないかどうか <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	接続料については、コストに適正利潤を加えた範囲である限り、直ちに事業法上の問題となりうるものではないが、意見については今後の参考とさせていただきたい。
意見124 同種のネットワークを有する事業者間においても、採用システムや周波数帯等の相違等に起因して接続料の水準に差異が生じることは当然発生し得る。また、何をもって不当に高額な接続料と判断するのかについては、明確な基準の策定は極めて困難。	考え方124

<p>○ 接続料は、各事業者が個別に構築しているネットワークのコストや事業運営に係るコストをベースに算定するものである以上、ネットワークシステムの種類が大きく異なる固定事業者と携帯電話事業者間で差異が生じるのはもちろんのこと、同種のネットワークを有する事業者間においても、接続料の水準に差異が生じることは当然発生し得る事象です。</p> <p>携帯電話事業者間においては、本答申案第2章に対する弊社共意見で述べたとおり、例えば、採用システム、周波数帯(800MHz有無等)、事業規模・調達規模・マーケットシェア、事業継続年数の相違等に起因するコスト差が生じることから、接続料水準に差異が生じて然るべきです。仮に当該コスト差を考慮した算定の結果、接続料が高額になったとしても、その金額は正当性を有するものであると考えます。</p> <p>また、本答申案において不当に高額な接続料に該当するか否かの判断基準について、「引き続き議論を深めた上で設定することが適當」と記載されていますが、上記のように事業者間でコストや接続料に差異が生じる以上、何をもって不当に高額な接続料と判断するのかについては、明確な基準の策定は極めて困難であると考えます。</p> <p>尚、弊社共における接続料について自社グループ内を優遇しているのではないかとのNTT東西殿の指摘については、情報通信審議会ヒアリングにおいて述べたとおり、自社も含む全事業者を公平に取り扱っており、何ら問題はないものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>二種指定事業者についてはガイドラインに基づく接続料算定を行うことにより、接続料算定の適正性・透明性の向上が図られ、また、二種指定事業者以外の事業者も、二種指定事業者と同様の算定ルールに基づき、接続料を算定すること等が適當としているところであり、まずは今後の取組状況を注視した上で、段階的に対応することが適當である。</p> <p>なお、ガイドラインに整理された適正な算出方法に従う限り、各事業者の保有するネットワークの違いに起因して接続料の水準に差異が生じたとしても、そのことが直ちに問題となりうるものではない。</p>
<p>意見125 NTTより接続料が高い固定電話事業者にガイドラインを策定・適用すべき。</p> <p>○ 固定電話市場においては、当社の接続料だけが規制され、他事業者の接続料は全て非規制となっており、携帯電話の場合と同様に、非規制の事業者が不当に高額な接続料を設定する可能性があるという構造的な問題を抱えています。</p> <p>具体的には、ほとんどの固定電話事業者は当社と同水準の接続料を設定していただいておりますが、KDDI殿は、当社の接続料が高いと主張されている一方で、自社サービスの接続料については、当社接続料よりも高い接続料を設定されています。また、自社内の通話料を無料とするサービスを提供されており、無料サービスの財源を、他事業者に適用する接続料を割高に設定することによって補填し公正競争を阻害しているだけでなく、他事業者ユーザの利益を不当に損ねている懸念があります。</p>	<p>考え方125</p> <p>答申(案)に示したとおり、指定事業者と非指定事業者の接続料格差については、現時点では、業務改善命令の要件に該当する場合に、当該措置により是正するアプローチを探ることが適當である。ただし、指定事業者と非指定事業者の間に「事業者間協議によっては合理的な水準での合意が期待しにくい構造」が形成されることになる点を踏まえつつも、事業者から様々な意見が出ていることから、具体的な基準については引き続き議論を深めた上で設定することが適當である。</p> <p>この点、答申(案)を受けた二種指定事業者に係る接続料算定ルール(ガイドライン)の策定、当該ルールを踏まえた非指定事業者の自主的な情報開示等により、現行の接続料水準差の適正化が期待される。この観点からも、本問題については、まずは当該事業者による今後の取組状況を注視した上で、固定通信市場</p>

したがって、固定電話事業者、特に当社の接続料よりも高い接続料を設定している事業者については、携帯電話の場合と同様にガイドラインを適用し、算定根拠等を開示するほか、他の事業者の接続料よりも高い理由の説明や、無料通話サービスの赤字を当該接続料で補填していないこと等についても説明することをガイドラインに盛り込むとともに、総務省殿において厳密にチェックする仕組みを講じていただきたいと考えます。

(NTT 東日本)

- 固定電話事業者の接続料についても、従来、ひかり電話網は第一種指定電気通信設備の対象外となっていたため、「固定一固定」間の通信においては、事業者間の協議により、ひかり電話網の接続料を接続事業者が設定する接続料と同額として、事業者間取引のバランスを確保することが可能でしたが、昨年3月の審議会答申を踏まえ、当社のひかり電話網が第一種指定電気通信設備規制の対象とされたことで、当社が事業者均一のひかり電話網の接続料を定めることとなった一方、接続事業者は従来どおり自由に接続料を設定できるため、今後、非規制事業者が規制事業者の接続料よりも不当に高い水準の接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる懸念が生じています。

答申案において、「指定事業者と非指定事業者との間では、「事業者間協議によっては合理的な水準での合意が期待しにくい構造」が形成されることになる」と指摘されているとおり、お客様が着信先の事業者を選択できない(着信先の事業者がどこか分からぬ)ため、着信側事業者が自らの接続料を低廉化するインセンティブが働きにくい構造になっている、いわゆる着信ボトルネック性の問題については、固定電話事業者の接続料についてもあてはまるところから、総務省殿において、当社のPSTNの接続料やひかり電話の接続料よりも高い接続料を設定している固定電話事業者に対して、携帯電話事業者に対するのと同様のガイドラインを策定・適用し、接続料の算定根拠を提出させた上で、当社や他事業者の接続料よりも接続料が高い理由や、自社内や自グループ内の無料通話サービスの赤字を当該接続料で補填していないこと等について説明するよう求め、それら説明の妥当性を含め、当該事業者の接続料の適正性を検証し、「不当に高額な接続料」にあたると認められる場合には、それを是正して頂きたいと考えます。

携帯電話事業者の接続料の適正性については、上述したとおり、全ての携帯電話事業者を対象に検証する必要があるため、接続料算定等に係るガイドラインを策定するにあたっては、接続料原価に含めるべきコスト範囲や接続料

を含め、段階的に対応することが適當である。

なお、「不当に高額な接続料」の設定に関する申出等があった場合は、総務省においては、事業者ごとの個別事情等を踏まえた上で、速やかにその適正性を検証し必要に応じ所要の措置を講じることが求められる。答申(案)に示したとおり、まずは接続料算定の基本的枠組みを整理することとし、その精緻化は、今後必要な範囲内で漸進的に行っていくことが適當である。

<p>算定の手順等を厳密に定めることで、極力曖昧さを排除すると共に、全ての携帯電話事業者を適用対象とすることにより、各事業者の接続料算定が同じ基準で行われるようにして頂きたいと考えます。その上で、総務省殿において、徹底した検証を実施して頂くと共に、検証の結果、携帯電話事業者の接続料算定が当該ガイドラインに違反している等した場合には、総務省殿において、当該事業者の接続料を是正して頂きたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見126 非指定事業者が同一の算定ルールに従わない場合には、今回整理される接続料算定ルールが業務改善命令や紛争処理における適正性の判断基準となるものと考える。</p>	<p>考え方126</p>
<p>○ 今後定められるガイドラインにより、接続料算定の明確化・統一化に加え、透明性の確保が図られることに賛同するとともに、その実効性を担保するためには総務省殿による徹底した検証が求められること、更には09年度においても接続料水準差の適正化が求められる点は前述の通りです。</p>	<p>考え方124に同じ。</p>
<p>答申(案)P.82「現時点では、業務改善命令の要件に該当する場合に、当該措置により不当に高額な接続料を是正するアプローチが適当と考えられるが、この場合も、不当に高額な接続料に該当するか否かの判断を行うことが必要となる」、「『不当に高額な接続料』の設定に関する申出等があった場合は、総務省においては、事業者ごとの個別事情等を踏まえた上で、速やかにその適正性を検証し必要に応じ所要の措置を講じることが求められる」とありますが、非指定事業者が同一の算定ルールに従わない場合には、今回整理される接続料算定ルールが必然的に業務改善命令や紛争処理における適正性の判断基準となるものと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	
<p>意見127 二種指定事業者の範囲を拡大した上で、二種指定事業者以外が設定する事業者間料金についても注視することを要望。</p>	<p>考え方127</p>
<p>○ 指定事業者と非指定事業者の接続料水準差(80~82頁) 前記意見の中で述べたように、モバイル市場は公正な競争状態を既に逸脱していると捉えることが妥当であり、この観点から、第二種指定事業者の範囲を拡大すべきであると考えます。指定範囲を拡大することにより、不当に高額な接続料設定が行われている実態も自然に解消されます。 二種指定事業者の範囲を拡大したとしても、それ以外の事業者(MNO)について、明らかに接続料、卸役務契約における料金が高止まりしていると思われるケースが残る場合には、別の対処が必要になると考えます。実際、契約</p>	<p>考え方124に同じ。 なお、卸電気通信役務の料金については、特定の事業者に対する不当な差別的取扱い等に当たらない限り、事業者間の協議に委ねられるものである。</p>

<p>数やサービスエリアの観点から、二種指定事業者と認定しにくいであろうMNOが高い接続料等を要求している場合もあります。個々の案件については、まずは、個別に総務省等に相談することになると考えますが、総務省においても、二種指定事業者以外が設定する事業者間料金についても注視していただくことを要望します。</p> <p>(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)</p>	
--	--

(2)ビル&キープ方式

意見128 ビル&キープ方式の導入については引き続き検討を深めるべき。	考え方128
<p>○ ビル&キープ方式及び将来の接続料算定の課題</p> <p>接続料算定におけるビル&キープ方式については、メリット、デメリット双方の意見があり、引き続き検討が必要だと考えます。ただし、現在議論されている双方向型の接続機能は、音声通話機能のみを対象にしているように思われます。そもそも、これまでの電気通信事業者間の接続料に関する議論は、ほとんどが電話サービスだけに限られており、今後出現・増加が予想される映像通信やデータ通信機能を利用する接続形態については、これまでの経験とは異なる特性や影響が現れる可能性があります。</p>	<p>答申(案)にも示したとおり、①精算コストを削減する観点から現行の接続料精算方法を変更することの必要性は乏しいと考えられること、②通信量の均衡・不均衡を適用基準として採用する場合、接続制度との関係の整理等が必要になること等から、ビル&キープ方式の導入が直ちに必要とは考えられない。しかし、今後、双方向型のデータ通信機能に関する接続料設定が行われ、動画等の相互配信が行われるようになる場合は、相互に接続料を精算することに伴う課題が実際に生じ、改めて接続料算定の在り方を検討することが必要となることもあり得るので、今後の双方向型機能の設定・利用動向を注視しながら、引き続きビル&キープ方式の在り方について検討を深めることが適当である。</p>
<p>NTT 東西の NGN についても、今後更なるサービスの追加が望まれ、また移動通信との融合が進む状況の中で、ビル&キープ方式を含めた新たな時代の接続ルールの策定が必要になるものと考えます。引き続き、総務省殿を含めた関係者間での議論を進めることの重要性が、これまで以上に増すものと考えます。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p> <p>○ 本答申案において、「今後の双方向型機能の設定・利用動向を注視しながら、引き続きビル&キープ方式の導入について検討を深めることが適當」と記されていますが、現行の事業者間精算方式からビル&キープ方式への移行は、既存の提供サービス、事業者間精算方法、利用者料金体系等に大きな影響を及ぼす可能性があるため、事業者や利用者等への影響に十分配慮した議論が必要です。</p> <p>エンドエンド料金を前提としたビル&キープ方式の場合は、個々の利用者間の発着の通信量がほぼ均衡しているケースにおいてはじめて、利用者間の公平性が保たれることとなります。実際の利用者間の利用実態として現実的</p>	

にはそのような通信量の均衡が生じ得ないことを考慮すると、ビル＆キープ方式への移行は困難かつ不適切であると考えます。
(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ 接続料精算コストの削減が図られる点で、将来的に「ビル＆キープ」が有用となる可能性はありますが、導入の適否の判断基準等に関して整理すべき課題が多いことから、現時点で導入することは適当ではありません。そのため、引き続き導入の在り方について検討を深めることが適当とする答申案の考えに賛同します。

(KDDI)

○ ビル＆キープ方式は、「逆ザヤ問題」を回避できる点、接続料の精算コストが不要となる点、他社接続料の水準に左右されず、自社でコントロール可能な自網区間のコストだけで柔軟な利用者料金を設定することが可能になる点において、優れた方式であり、答申案のとおり、引き続きビル＆キープ方式の導入の在り方について検討を深めていくことが必要であると考えます。

(NTT 東日本)

○ ビル＆キープ方式は、「逆ザヤ問題」を回避できる点、接続料の精算コストが不要となる点、他社接続料の水準に左右されず、自社でコントロール可能な自網区間のコストだけで柔軟な利用者料金を設定することが可能になる点において、優れた方式であり、答申案のとおり、引き続きビル＆キープ方式の導入の在り方について検討を深めていく必要があると考えます。

(NTT 西日本)

(3)その他

意見129 公正競争上の観点から、GC接続機能の類似機能を早急にアンバンドルすべき。	考え方129
○ 答申(案)では、NGN における GC 接続機能の類似機能のアンバンドル化は、収容ルータに振分機能を追加するために多大なコストが必要等とのことから当面の実現性はなく、検討を深めることが適当とのことでした。しかし NTT 東西殿は 2010 年にも、PSTN のひかり化への巻取計画の公表を予定していますが、引き続き振分けが出来ない状態では、光サービスにおいて他事業者が中継網単体で競争を行うことが出来ない状況が定常化されてしまいます。	答申(案)に示したとおり、GC接続機能の類似機能のアンバンドルについては、収容ルータから他社中継網へのパケットの振分機能を追加することとなり、ルータ等の容量の抜本的な見直しが必要となることから、その実現は困難と考えられる。しかし、アクセス回線のFTTH化や固定電話からひかり電話への移行等が進展する中で、GC接続機能の類似機能の重要性は一層高まると考えられるため、アンバンドルについて検討を深めることが適当である。

公正競争上の観点から同機能アンバンドル化の検討は急務だと考えられますので、積極的なご審議を要望します。
(フュージョン・コミュニケーションズ)

- 1) NTT 東西の NGN における GC 接続機能の類似機能のアンバンドル
本答申案第 4 章 1(2)に対する意見箇所でも述べたとおり、NTT-NGNにおいては、接続事業者の多様なサービスの迅速な提供や技術革新の実現を可能とするために、可能な限りアンバンドルを推進すべきとの原則に則った施策が推進されるべきです。

その観点においては、前述の SIP サーバが有する機能(例えば QoS を確保した通信を行うための帯域制御機能)を含むその他機能として、近年利用の中心がデータ通信に移ってきてていることも十分に踏まえ、データ通信における GC 接続機能の類似機能等についてもアンバンドル対象とすることが重要です。
(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- 1) NTT 東西の NGN における GC 接続機能の類似機能のアンバンドルについて

NTT 東西の NGN は実質的に FTTH と一緒に構築されており、答申案でも指摘されたとおり、ユーザー料金がアクセス部分(基本料)が中継網部分(通話料)と分かれた形になっていないなど、NTT 東西がアクセス回線の市場支配力を上位レイヤーにも行使して独占を強めています。NGN の普及促進を進め、国民全体の利便を確保する観点からは、NTT グループ以外の事業者が NGN 上で多種多様なサービスを提供できることが必要であり、答申案で示された「GC 接続機能の類似機能」に限らず、接続事業者からの要望に応じて各機能をアンバンドルし、様々な箇所での接続を可能とすることが適当です。

(KDDI)

- 1) NTT 東西の NGN における GC 接続機能の類似機能のアンバンドル
【答申案】(P87)

(略)

アンバンドルは、過度の経済的負担や技術的困難性がない限り、他事業者の要望に基づき実現することが必要となる。この点、GC 接続機能の類似機能のアンバンドルには、収容ルータから他社中継網へのパケットの振分が必要となるが、NGN では、収容ルータの負荷を分散し効率的なネットワークを構築

する観点から、収容ルータは、上位の中継ルータにパケットを伝送する機能しか有しないように設計されているため、アンバンドルにはルータ等の容量の抜本的な見直しが必要となり、その実現は困難と考えられる。しかし、アクセス回線のFTTH化や固定電話からひかり電話への移行等が進展する中で、当該機能の重要性は一層高まると考えられるため、アンバンドルについて検討を深めることが適当である。

(略)

【弊社意見】

本意見書でも記載されているように、2009年3月時点で約1,118万契約を抱えるDSL市場は、今後も一定程度のボリュームを有する市場として存続することが想定されます。このような多数の利用者を抱えるPSTN利用のサービスの将来展望なしに、NTT東西殿を中心とした光サービス化の進展に期待するだけでは、今後の日本の電気通信市場の活性化にはつながらないと考えます。

また、今後のPSTNからIPネットワークへの移行に当たっては、NTT東西殿接続約款第61条(接続の中止)3項(*1)に規定されている通り、DSLサービスの代替サービスを提供する必要がありますが、今回検討されているNGNIにおけるGC接続機能の類似機能のアンバンドルは、ADSL事業者は既存のGC局～各社ネットワークセンター間のネットワークを効率的に活用することができ、その代替サービスのひとつとして、具体性のある案と考えます。

したがって、今回指摘されている収容ルータの仕様見直しをはじめ、本アンバンドル実現に向けた検討を今後も継続的に行っていくことが必要と考えます。

*1 NTT東西殿接続約款第61条(接続の中止)3項

3 当社は、協定事業者がDSL回線と接続する場合において、DSL回線を含む端末系伝送路設備(以下この条において「端末回線伝送路設備」といいます。)を撤去するときは、接続を中止します。この場合において、当社は、端末回線伝送路設備の撤去開始の原則4年前(期間の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の期間を規定します。)までに、その情報を協定事業者に提供するものとし、当社がDSL回線を撤去する際には、撤去前に利用しているDSLサービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線(光信号方式のものに限ります。)を使用した新たな代替サービス等(以下この条において「代替サービス」といいます。)を協定事業者が即座に提供することを可能とするものとします。ただし、次の各号の場合は、この限りではありません。」

(イー・アクセス、イー・モバイル)	
意見130 ブロードバンド市場(IP電話市場)における競争構造は、PSTNとは大きく異なっており、GC接続機能の類似機能をアンバンドルする必要はない。	考え方130
<p>○ GC接続機能は、アクセス手段が当社の固定電話しかなく、他事業者が当社の固定電話と接続して中継電話サービスを提供していた時代に、導入されたものであると認識しています。</p> <p>しかしながら、その後、固定電話市場においても、CATV電話やドライカッパ電話等の直収電話サービスの登場により、他事業者は独自のネットワークを構築し、当社の固定電話に依存することなく、お客様を獲得できる競争に変容してきています。</p> <p>まして、ブロードバンド市場(IP電話市場)では、DSL、FTTH、CATV、WiMAX等の高速無線アクセスなど、多様なアクセス手段が存在しており、他事業者は、NGN等当社のIPネットワークに全く依存することなく、IP電話を含めたブロードバンドサービスを提供しています。特に首都圏における、ブロードバンド市場における当社のシェア(平成21年3月末)は47%と熾烈な競争が展開されています。</p> <p>このように、ブロードバンド市場(IP電話市場)における競争構造は、PSTNの競争構造とは大きく異なっており、NGNにPSTN時代に導入されたGC接続機能を導入する必要はないと考えます。</p> <p>また、現在、当社のNGNでは、収容ルータの負荷を分散し効率的なネットワークを構築する観点から、収容ルータは上位の中継ルータにパケットを伝送する機能しか有しないように設計しているため、GC接続機能をアンバンドルする場合は、ルータ等の容量等の抜本的な見直しを含むNGNの網構成の抜本的な変更が必要となり、多額のコストが嵩むことになると想定され、低廉なブロードバンド(IP電話)サービスの提供が困難となることから、答申案のとおり、NGNにGC接続機能を導入することは適切ではないと考えます。</p>	考え方129と同じ。
(NTT東日本)	
<p>○ GC接続機能は、アクセス設備が当社の固定電話しかなく、他事業者が当社の固定電話と接続して中継電話サービスを提供していた時代に、中継電話サービスの競争を促進する観点から導入されたものであると認識しています。</p> <p>しかしながら、その後、固定電話市場においても、CATV電話やドライカッパ電話等の直収電話サービスの登場により、他事業者は独自のネットワークを</p>	

<p>構築し、当社の固定電話に依存することなく、お客様を獲得できる競争に変容してきています。</p> <p>従いまして、ブロードバンド市場(IP電話市場)では、DSL、FTTH、CATV、WiMAX等の高速無線アクセスなど、多様なアクセス手段が存在しており、他事業者は、NGN等当社のIPネットワークに全く依存することなく、IP電話を含めたブロードバンドサービスを提供されています。西日本エリアのFTTH・CATVサービス市場で見ても、当社のシェアは西日本マクロで51.9%(平成21年3月末)に止まり、関西圏を中心に当社と電力系事業者とのシェアが拮抗しているほか、三重、富山、福井ではCATV事業者のシェアが59%、55%、50%と、当社のシェアを凌いでいる状況にある等、ブロードバンドサービス市場では事業者間競争が進展しています。</p> <p>このように、ブロードバンド市場(IP電話市場)における競争構造は、PSTNの競争構造とは大きく異なっており、NGNにPSTN時代に導入されたGC接続機能を導入する必要はないと考えます。</p> <p>また、現在、当社のNGNでは、収容ルータの負荷を分散し効率的なネットワークを構築する観点から、収容ルータは、上位の中継ルータにパケットを伝送する機能しか有しないように設計されているため、GC接続類似機能をアンバンドルする場合には、ルータ等の容量等の抜本的な見直しを含むNGNの網構成の抜本的な変更が必要となり、多額のコストが嵩むことになると想定され、低廉なブロードバンド(IP電話)サービスの提供が困難となることから、NGNにGC接続類似機能を導入することは適切ではないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見131 加入光ファイバ接続料等の見直しの際は、多角的な観点から検証し、競争環境が整備されるべき。</p>	<p>考え方131</p>
<p>○ 2)加入光ファイバ接続料・ドライカッパ接続料等の見直しについて 2011年度以降の加入光ファイバ接続料の検討にあたっては、設備競争を行う事業者の採算性を考慮の上、多角的な観点から検証を行い、公正な設備競争環境が整備されることを要望いたします。</p> <p>(東北インテリジェント通信)</p> <p>○ [加入光ファイバ接続料の見直しについて] NTT東西が独占し設備構築が終わっているメタル回線とは異なり、設備構築事業者がNTT東西以外にも存在している光ファイバについては、その接続料水準次第で、設備構築事業者の事業環境に多大な影響を与えるものです。</p>	<p>答申(案)に示したとおり、2011年度以降の加入光ファイバ接続料は、算定方式の在り方、競争事業者に起因する設備投資リスクの検証など多角的な観点から検証を行うことが適當である。</p>

<p>そのため、当該接続料の設定にあたっては、平成20年3月27日付情報通信審議会答申(※)にあるように、設備競争に与える影響について十分留意いただくことを強く要望いたします。</p> <p>また、これまでの加入光ファイバの接続料は将来原価方式にて算定され、加えて現接続料の認可時においては、政策的要請に基づき需要予測の見直し等が行われましたが、次期接続料算定に際しては、実績原価方式にて算定することを、まずは念頭におくべきであると考えます。</p> <p>※平成20年3月27日付情報通信審議会答申(抜粋)</p> <p>④更に、NTT東西の光ファイバを利用してサービス提供を行う事業者は、データファイバ需要予測の見直しにより接続料(設備コストに相当)が低廉化する分、FTTHサービスの提供コストを低廉化させることが可能となる一方で、自ら設備を敷設してサービス提供を行う事業者は、設備コストを低廉化させるためには、自らの事業運営の効率化が必要となり、それには一定の限界があることかんがみれば、接続料の低廉化効果が設備競争の進展に支障を与えることのないように留意することが必要となる。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見132 FTTHにおける分岐端末回線単位での接続料設定は、設備構築をベースとした公正競争を阻害するため、実施すべきではない。</p>	<p>考え方132</p>
<p>○ なお、FTTHにおける分岐端末回線単位での接続料設定については、設備構築事業者に比して設備投資リスクを負わない接続事業者だけを一方的に有利にするものであり、設備構築をベースとした公正競争を阻害するため、引き続き実施すべきではないと考えます。</p> <p>(ケイオプティコム)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、2008年度以降3年間の加入光ファイバ接続料については、2008年3月の情報通信審議会答申において、競争事業者間でNTT東西の加入光ファイバの共用に積極的に取り組むことが適当との考え方が示されたことを踏まえ、2009年2月から競争事業者間でのNTT東西の加入光ファイバの共用に関する実証実験が行われている。総務省においては、当該状況を含めて、引き続きFTTH市場における事業者間競争の進展状況を注視することが必要である。</p>
<p>意見133 加入光ファイバの分岐端末回線単位接続により、これまでのレガシー系サービスの接続料と同等以下の水準を堅持すべき。</p>	<p>考え方133</p>
<p>○ 光回線サービスについては、メタル回線サービスからの円滑な移行を促進し、消費者利便の向上を図るためにNTT-NGNの更なるアンバンドルや加入光ファイバの分岐端末回線単位接続を実現する等により、これまでのレガシー系サービスの接続料と同等以下の水準を堅持することが不可欠であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>考え方132と同じ。</p>
<p>意見134 ドライカッパ接続料の在り方や算定方法の見直しの検討を早期</p>	<p>考え方134</p>

<p>に着手し、速やかに結論を得るべき。</p> <p>○ 2)加入光ファイバ接続料・ドライカッパ接続料等の見直し</p> <p>本答申案において、NTT 東西殿の固定系各種接続料について記載されていますが、既定の見直しスキームでの検討や現状への注視の必要が述べられるのみで、弊社共等の接続事業者より問題提起された議論の早期化に向けた取組みが一向に期待できない内容となっています。本答申案で示されている携帯電話事業者の接続料の見直しが、実質的に NTT グループとして増益という効果(特に、NTT ドコモ殿の接続料低減分は NTT 東西殿・NTT コミュニケーションズ殿との間で相殺となる点に留意が必要)をもたらすことに鑑みれば、NTT 東西殿の固定系各種接続料について一切の進展がない状況は極めてアンバランスな整理と言わざるを得ません。</p> <p>また、本答申案においては、例えば、ドライカッパ接続料等レガシー系接続料については、PSTN から IP 網への移行の進展等によりその水準が上昇する傾向にあるといった現状認識はなされつつも、何ら新たな取組みを行うことについては一切言及がなされておらず、早晚、結果として想定される利用者料金の値上げ等、消費者の不利益につながる事態を看過しているに等しい状況です。</p> <p>既定の接続料算定方法を抜本的に見直さない限り、各種接続料の上昇傾向に対して歯止めをかけることが困難であることは明白で、このままではレガシー系サービスにおける競争の衰退に繋がり、FTTH 市場での NTT の独占化の進展と相伴って、電気通信市場全体の競争環境は後戻りの出来ない程、衰退することは明らかです。従って、行政がイニシアチブを発揮し、レガシー系サービスの接続料について見直しを行う新たな議論の場等を設置し、早急に本問題に関する抜本的な議論を開始すべきです。</p> <p>なお、その際は、以下に掲げた視点を含む総合的な検討を行うことが重要です。</p> <p>(1)PSTN・ドライカッパ接続料等</p> <p>- PSTN・ドライカッパ接続料等については、需要減少やその原価に占める施設保全費の比率の増加等により、接続料水準が高止まりの傾向を示しています。中でも施設保全費比率の上昇については特にドライカッパにおいてその傾向が顕著となっており、これは PSTN から IP 網への移行に伴い余剰設備となったメタル回線がそのまま維持されていることが要因の一つであると考えられます。</p> <p>- こうした状況を早期に解消するためには、NTT 東西殿という個別企業の問</p>	<p>答申(案)に示したとおり、ドライカッパ接続料などレガシー系接続料については、PSTN から IP 網への移行が進展し、メタル回線の稼働芯線数や通信量の減少傾向が続く中で、接続料水準が上昇傾向にある。これは、コストは効率化等により、毎年度低廉化傾向にあるものの、回線数等の減少による影響がそれを上回っていることによるものであり、今後、コスト面だけでなくプライシング面にも着目した検討が必要となる事態も想定されるとしている。</p> <p>以上を踏まえ、ドライカッパ接続料については、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配意しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当としている。当該検討には、NTT が 2010 年度に公表する予定の概略的展望の中で必要な情報の積極的な開示がなされることが期待される。</p> <p>なお、NTT 東西においては、引き続きコストの削減に努めることが必要である。</p>
--	---

題ではなく、業界全体で検討すべき問題との位置付けを明確にし、2010 年度に NTT 東西殿が公表予定の「概括的展望」を待たずして、両社に対してメタル回線から光回線への具体的な移行計画の開示を求めるとともに、接続料のみならず、基本料やユニバーサルサービス制度の在り方を含む多角的な議論を行うことで、接続料算定の在り方についての抜本的な見直し策を講じることが必要と考えます。

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ 2)加入光ファイバ接続料・ドライカッパ接続料等の見直し

【答申案】(P88)

～略～

また、ドライカッパ接続料などレガシー系接続料については、PSTN から IP 網への移行が進展し、メタル回線の稼働芯線数や通信量の減少傾向が続く中で、接続料水準が上昇傾向にある。これは、コストは効率化等により、毎年度低廉化傾向にあるものの、回線数等の減少による影響がそれを上回っていることによるものであり、今後、コストинг面だけでなくプライシング面にも着目した検討が必要となる事態も想定される。

固定電話接続料(LRIC 接続料)については、2007 年 9 月付情報通信審議会答申において、総務省は、2009 年度中に、2011 年度以降の接続料算定に向けたフィージビリティスタディ等を行うこととされていた。総務省は、2009 年度内を目途に結論を得る予定で、2009 年 6 月に長期増分費用モデル研究会で議論を開始したところであり、総務省においては、同研究会の結論等を踏まえ、速やかに情報通信審議会に諮問し、2011 年度以降の接続料算定の在り方について結論を得ることが適当である。

ドライカッパ接続料等については、IP 化が進展する中で、今後も回線数の減少が続くことが想定されるため、総務省においては、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配意しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。なお、当該検討には、NTT が 2010 年度に公表予定の概括的展望の中で、PSTN からの具体的な移行展望等が示されることが必要であるため、NTT においては、必要な情報の積極的な開示が期待される。

【弊社意見】

ドライカッパ接続料は、メタル回線の芯線利用率の減少と共に上昇基調にありますが、ドライカッパ電話及びADSL 利用者に対する影響を無視することは出来ないため、接続料の在り方並びに算定方法の見直しの検討を 2009 年

内の早期に着手し、速やかに結論を得るべきと考えます。

なお、検討が必要な項目については、案として以下のとおり挙げておりますが、本検討を行うことによって、接続料の上昇基調を抑制し、更には引き下げを目指すことが必要であり、利用者利益の増進につながるものと考えます。

【検討が必要な項目案】

ドライカッパコストの50%以上を占める施設保全費に対する効率化の検証
(メタル回線コストの内訳:2008年度)

(単位:百万円)

	NTT東日本	NTT西日本
減価償却費	83,466	88,169
固定資産除却費	9,258	14,433
施設保全費	186,999	195,435
その他	85,834	75,932
合計	365,557	373,969
施設保全費の割合	51%	52%

(参照:NTT東西接続会計報告書)

<http://www.ntt-west.co.jp/open/kaikei/index.html>

<http://www.ntt-east.co.jp/info-st/finarep/index.html>

・加入ダークファイバとドライカッパのコスト配賦の適切性の検証

(例:施設保全費の比較)

(単位:百万円)

		2006年度	2007年度	2008年度
NTT 東	メタル	206,886	201,598	186,999
	光	12,510	15,305	17,275
NTT 西	メタル	230,846	215,299	195,435
	光	17,486	18,123	17,992
合計	メタル	437,733	416,897	382,434
	光	29,996	33,428	35,267

(参照:NTT東西接続会計報告書)

<http://www.ntt-west.co.jp/open/kaikei/index.html>

<http://www.ntt-east.co.jp/info-st/finarep/index.html>

ボトルネック設備のコストの上昇は、競争を阻害する大きな要因になるため、接続料が利用者料金を上回ることが発生しない算定方法の考え方の整理(キャリアズレー方式、プライスキャップ方式などの導入可能性)

なお、別添1にて、当社の意見について詳述します。

別添1

ドライカッパ接続料について早急な検討が必要とする理由について、3つの観点(【1. 消費者の需要動向】、【2. NTT 東西の状況】、【3. 現状の PSTN と IP ネットワークに関する接続料算定】)から弊社意見を詳述します。

1. 消費者の需要動向

ドライカッパを活用する ADSL については、純減傾向にあるとはいえ、2009 年 3 月時点でも 1,118 万の契約数が存在しており、昨年来の厳しい経済情勢も相俟ってまだまだ多くの消費者に根強く支持されているところです。

FTTH と比較した場合、ADSL の持つ優位性は、「安価な利用者料金」及び「エリアが広域」の 2 点が挙げられ、特に、「安価な利用者料金」については、FTTH より ADSL を選択する最も多い理由(注1)になっており、弊社の事業経験上においても、料金を理由にした FTTH からの移行も発生しています。

また、答申案においても、ADSL のブロードバンドサービス市場における有用性に対する言及がなされています。

P50

2. DSL サービス

DSL サービスは、2006年3月をピークにその契約数は減少傾向に転じたが、現下の厳しい経済情勢の中、安価なブロードバンドサービス提供手段として再評価され始めており、現在、約1,100万契約を抱えるDSL市場は、今後も一定程度のボリュームを有する市場として存続することが想定される。

これらから明らかなことは、FTTH よりも経済優位性がある ADSL は今後もブロードバンドサービスの利用者にとっての必要不可欠な選択肢であり、ドライカッパ接続料の上昇基調はその利用者料金に与える影響を考えると喫緊の解決すべき課題であるといえます。

また、ドライカッパは ADSL 以外においても、NTT東西殿の加入電話に対抗するサービスとして、競争事業者がドライカッパ電話としてサービスを提供しており、電話とインターネット接続を統合したサービスとしてサービス競争に欠かせないアンバンドル要素となっています。

(注 1) 総務省における「平成 20 年度電気通信サービスモニターに対する第 2 回アンケート調査結果報告書」、平成 21 年 8 月 15 日 日本経済新聞記事「生活モニター調査結果」より

2. NTT 東西の状況

NTT 殿では、2010 年度に PSTN から IP ネットワークへのマイグレーションに関する概説的展望(以下「概説的展望」)を公表するとしています。

しかしながら、NTT 東西殿が当初目標にしていた 2010 年度末 3,000 万のフレッツ契約数は 2,000 万に下方修正され、さらに純増数が鈍化した情勢においては、2010 年度末で 1,600 万前後のフレッツ契約数しか見込めない状況になっています。

〔表① フレッツ契約数の目標と実績〕

(単位:万契約)

		2006 年度末	2007 年度末	2008 年度末	2009 年度末 (計画)	2010 年度末
NTT 東	目標	340	540	740	940	1,140
	実績	340	496	629	769	
	達成率		92%	85%	82%	
NTT 西	目標	268	408	548	718	900
	実績	268	381	484	594	2009 年度の純 増数から推測
	達成率		93%	88%	83%	
合 計	目標	608	948	1,288	1,658	2,040
	実績	608	877	1,113	1,363	約 1,600
	達成率		93%	86%	82%	

(参照: 総務省報道資料 NTT 東西 平成 20 年度以降加入光ファイバ接続料申請案件)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080115_2.html

(参照: NTT 東西 電気通信役務契約等状況報告)

<http://www.ntt-east.co.jp/info-st/subs/ekimu/index.html>

http://www.ntt-west.co.jp/open/riyou_jokyou/phone/index.html

これは、2010 年度末においても NTT 殿が想定したより遥かに多くの利用者

がドライカッパ活用サービス(ドライカッパ電話、ADSL など)を選択している一方で、NTT 殿は光収支の 2011 年度での黒字化(2009 年 NTT 社長会見参照)の目標を依然として掲げている状況を勘案すると、ドライカッパ活用サービスの利用者利益を継続して確保出来る概略的展望を NTT 殿が示すことが出来るのか非常に懐疑的です。

答申案では、ドライカッパ接続料はユニバーサルサービスとの関係に配意しながら検討する(一方、ユニバーサルサービスでは、次期見直しにあたり概略的展望が検討に必要な課題となっている(2008 年 12 月 16 日答申))とされており、当社でも最も望ましい検討順序と考えていますが、2010 年度に NTT 殿によって明確なビジョンが示されることが期待出来ないとすれば、検討の前提を概略的展望に置くことは必ずしも適切ではないと考えます。

従いまして、ドライカッパ接続料の見直しは、接続事業者からの要望等に応じて早急に検討が開始されるべきと考えます。

3. 現状の PSTN と IP ネットワークに関する接続料算定

現状の接続料算定方法と進捗は、表②のとおりと理解しており、ドライカッパ以外の接続料においては、利用者利益の増進を図る観点で適正化の検討が適宜実施されてきています。

〔表② 接続料の算定方法と進捗〕

PSTNの接続料	IPネットワークの接続料
〔ドライカッパ〕 算定方法: 実績原価方式 進 捗: なし	〔加入ダークファイバ〕 算定方法: 将来原価方式(2010年 度まで) 進 捗: 2010年度見直し
〔加入電話〕 算定方法: 長期増分費用方式 進 捗: 長期増分費用モデル研究 会で検討	〔ひかり電話〕 算定方法: 将来原価方式 (2010年度以降、実績原価方式 へ移行)

ドライカッパ接続料の実績原価方式は適正な算定方法と理解していますが、加入電話、加入ダークファイバ、ひかり電話といった接続料の検討状況と比較した場合、接続料の算定方法見直しの検討が先送りになっている印象が拭えないため、各接続料においてバランスの取れた検討が行われることが必要と考えます。つまり、端末回線として全体的な見直しを行うべきであり、ドライカッパ接続料についても他の接続料と同等に見直しを実施すべきと考えま

す。

また、表①に示したとおり、フレッツ契約数は目標を大きく下回っている状況であり、これでは、当面、加入ダークファイバ接続料の低廉化もFTTHの利用者料金の低廉化も見込めず、また、ドライカッパ接続料においてもメタル回線の芯線利用率の減少によって上昇し続けることになればドライカッパ活用サービスの利用者料金も値上がりすることとなり、通信サービス全体での利用者料金を押し上げる結果となることを強く懸念します。

(イーアクセス・イーモバイル)

- 答申案において、ドライカッパ接続料などレガシー系接続料については、「今後、コスティング面だけでなくプライシング面にも着目した検討が必要となる事態も想定される」とされていますが、当社としては、接続料は、ご利用いただいた設備にかかる費用を回収するものとして、実績の費用・需要に基づき算定することが原則であると考えます。

また、仮に、レガシー系の接続料について、費用の未回収が発生するような意図的な政策を採用するようなことがあれば、他のブロードバンドサービス(FTTH、CATV等)との競争中立性を阻害するとともに、当社だけでなく、電力系事業者やCATV事業者等、自ら設備構築してブロードバンドサービスを展開している設備構築事業者の投資インセンティブを損ねることになり、ブロードバンドサービスの発展・普及に支障が生じるものと考えます。

(NTT 東日本)

- 答申案において、「レガシー系接続料については、今後、コスティング面だけでなくプライシング面にも着目した検討が必要となる事態も想定される。」とされていますが、当社としては、接続料は、ご利用頂いた設備に係る費用を回収するものとして、実績の費用・需要に基づき算定することが原則であると考えます。

仮に、レガシー系の接続料について、費用の未回収が発生するような意図的な政策や算定方法を採用した場合、他のブロードバンドサービスとの競争中立性を欠くことになるほか、自ら設備を構築しブロードバンドサービスを展開している事業者の投資意欲を削ぐことで、我が国のブロードバンドサービスの発展・普及に支障を及ぼしかねないことから、適当でないと考えます。

(NTT 西日本)

意見135 今後のPSTNの扱いを含め、将来に向けて日本の電気通信をど

考え方135

<p>うしていくべきなのか、抜本的な議論を早急に開始すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案第5章において、既定の見直しスキームでの検討や現状への注視が必要と記載されているNTT東西殿の固定系各種接続料(ドライカッパ接続料・PSTN接続料・加入DF接続料等)は、ユニバーサルサービス制度の在り方の見直し及びFTTHの開放ルールの整備等といった問題と自ずと関係するものであり、これらは全てNTT殿が概括的展望で2010年度に示すとしているPSTNの移行をどうするかに大きく影響されます。このため、ユーザ利便を損なわないためにも、PSTNの今後の扱いを含め、2010年度を待たず、将来に向けて日本の電気通信をどうしていくべきなのか、前述の問題を包括的に取り扱い、国民的問題として、抜本的な議論を早急に開始すべきであると考えます。 <p>(イー・アクセス、イー・モバイル、関西ブロードバンド、KDDI、ジュピターテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ビック東海)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2)加入光ファイバ接続料・ドライカッパ接続料等の見直しについて ドライカッパ等のレガシー系接続料水準の問題や、最終的にエンドユーザーが負担するユニバーサルサービス料上昇の問題、FTTH市場においてNTT東・西が独占を強化している問題等については、タイムリーに政策的な取り組みを行わなければ、ユーザー利便は大きく損なわれることになります。 これらの問題を解決し、公正競争環境を担保するためには、答申案での指摘のとおり、レガシー系接続料の政策的な抑制やユニバーサルサービス制度の在り方の再整理を行うと共に、並行してシェアドアクセスの一分岐単位の接続料設定等のFTTHの開放ルール整備を早期に進めることができます。そのため、NTT東・西にPSTNユーザーのマイグレーションの計画等の情報を早急に明らかにさせる必要がありますが、2010年の概括的展望での公表に期待していくには政策投入のタイミングを逸する可能性が高いため、より早期に情報を開示するよう、行政からNTT東・西への働きかけを強めるべきです。 <p>(KDDI)</p>	<p>総務省においては答申(案)を踏まえた所要の対応を速やかに行うことが必要である。具体的には、2011年度以降の加入光ファイバ接続料については、2010年度内にNTT東西の認可申請、総務大臣の認可手続が予定されており、当該手続の際には、FTTH市場の事業者間競争の進展状況を踏まえ検討する視点が重要である。ドライカッパ接続料については、NTTから2010年度に公表が予定されている概括的展望を踏まえ、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。固定電話接続料(LRIC接続料)については、2009年6月に議論を開始した長期増分費用モデル研究会の結論等を踏まえ、速やかに情報通信審議会に諮問し、2011年度以降の接続料算定の在り方について結論を得ることが適当である。</p>
---	---

2 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

意 見	考 え 方
意見136 通信レイヤーとコンテンツレイヤー間の公正競争確保など、現に問題視されている案件について、早期に具体的検討を行うべき。	考え方136
○ 答申(案)では、将来のFMCサービス本格化を見据えた市場画定、規制内	答申(案)に示したとおり、通信レイヤー市場の市場支配力の上位レイヤー市場

容等の整理が必要との見解をいただきましたが、自社グループ内の携帯・固定電話間無料サービスや通信レイヤーとコンテンツレイヤー間との公正競争確保など、いま現に問題視されている案件につき早期の具体的検討を要望します。

(フュージョン・コミュニケーションズ)

○ 2) 検討課題

① 市場画定

【答申案】(P92)

(略)

しかし、今後、ネットワークレベルで固定通信と移動通信の差異が希薄化し、固定アクセス回線を用いたサービスと移動アクセス回線を用いたサービスが一体的に提供されるFMCサービスが本格的に展開されるようになると、固定通信市場とモバイル市場の二分法だけで指定事業者を指定することの妥当性について、FMCサービスに対応した市場画定の要否も含めて検討することが必要になると考えられる。

また、これまで、回線設置事業者間の接続等を公正競争環境整備の主たる対象としていたため、通信レイヤーのドミナント事業者を想定して通信レイヤーに着目した市場画定を行ってきた。しかし、通信レイヤー市場の市場支配力の上位レイヤー市場へのレバレッジにも留意すべきとの意見や、今後の上位レイヤー市場の伸長に着目すると、当該市場の主要プレイヤーである回線不設置事業者の事業法上の位置付けを含め、通信レイヤー市場のドミナント事業者と上位レイヤー市場の関係に着目した市場画定の在り方について検討することが必要になると考えられる。

更に、我が国では、小売市場・卸売市場を区別することなく、固定通信市場・モバイル市場の市場画定を行っているが、EUでは、小売市場・卸売市場を分けるとともに、アクセス市場、発信市場、着信市場などに細分化して市場画定するアプローチを採用している。我が国でも、現在行っている競争評価等と連動させて、EU類似の市場画定手法を採用することの適否についても検討が必要になると考えられる。なお、市場画定の在り方の検討に際しては、市場画定手法の在り方や「部分市場」の概念の活用なども併せ検討することが適当と考えられる。

【弊社意見】

FMCサービスに対応した市場画定、通信レイヤー市場のドミナント事業者と上位レイヤー市場の関係に着目した市場画定及びEU類似の市場画定の要否

へのレバレッジにも留意すべきとの意見や、今後の上位レイヤー市場の伸長に着目すると、当該市場の主要プレイヤーである回線不設置事業者の事業法上の位置付けを含め、通信レイヤー市場のドミナント事業者と上位レイヤー市場の関係に着目した市場画定の在り方について検討することが必要になる。

について検討が必要とする答申案に賛成します。

例えば、NTTドコモ殿のホームIやドコモ動画サービスなど、ここで指摘されているFMCや通信レイヤーと上位レイヤーの連携サービスはすでに本格的に提供が開始されている状況です。したがってこれら新市場に対する市場画定の手法を検討することは、今後の競争評価スキームを運用していく上で不可欠なものと考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

○【通信サービスレイヤーにおける市場支配力の上位レイヤーへのレバレッジ】

最近では、Google等のグローバルプレイヤーによる通信サービス市場への参入等、上位レイヤーにおいて市場支配力を保有するプレイヤーが垂直統合型サービスを展開し、今後、上位レイヤーにおいて市場支配力を保有するプレイヤーが市場支配力を通信サービスレイヤーで行使することも想定されることから、上位レイヤーからの市場支配力の行使等についても議論を深めていく必要があると考えます。

(NTT東日本)

○【垂直的な市場統合について】

通信サービスレイヤーにおける市場支配力の上位レイヤーへの影響は、線路敷設基盤を含むボトルネック設備や局舎等のオープン化等によって遮断されていることから、通信レイヤーにおける市場支配力の上位レイヤーへのレバレッジを考慮して、垂直的市場統合に対応する新たなドミナント規制を設ける必要はないと考えます。

むしろ、今後、Google等の上位レイヤーにおいて市場支配力を保有するプレイヤーが垂直統合型サービスにおいて市場支配力を行使することも想定されることから、通信レイヤーを起点としたレバレッジだけを議論するのではなく、上位レイヤーで市場支配力を有する事業者による上位レイヤーからの市場支配力の行使等についても議論を深めていく必要があると考えます。

(NTT西日本)

意見137 共同的・一体的市場支配力の行使に係る問題について、早期に検討を進めるべき。

○【市場支配力の評価について】

市場間の関係の緊密化・融合化に伴い、通信レイヤのボトルネック性を機

考え方137

答申(案)に示したとおり、今後の競争環境の推移を注視する必要はあるが、従来の単独市場・単独事業者の考え方で対処できない事態が想定されれば、一

軸とすることで、NTT グループ各社の競争力が相乗的に高まり、公正競争を阻害する恐れがあることから、特に以下の点を踏まえて、公正競争環境確保のためのルールの在り方を検討すべきと考えます。

- NTT グループ各社の連携がもたらす共同的・一体的市場支配力の影響(ドミニナント事業者同士の FMC、販売店等子会社との連携、上位レイヤとの連携等)

- NTT のブランド力がもたらす競争優位性
(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ 固定通信市場における市場支配的事業者であるNTT東・西は、NGNの構築により本来の業務領域である地域電気通信を超えて事業領域を拡大し、モバイル市場において市場支配的事業者であるNTTドコモと一体的な事業運営を進めようとしています。

また、NTT東・西は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTグループ内の別事業者に担わせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。

このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。

(KDDI)

○ NTT 東西、NTT ドコモのようなドミニナントを含むグループに対しては、単体での市場支配力の注視・適切な規制は当然ながら、「NTT ブランド」自体の市場を跨る関連子会社等を通じた市場支配力等に対する注視・適切な規制が必要と考える。

ドミニナントを含むグループの経営方針によっては、公正競争の重大な阻害要因となりえるため、事前規制を含めた対応を強く要望する。

(ジェイコムグループ)

○ 1)検討の視点
【答申案】(P91)

(略)

このように、今後の指定電気通信設備制度の在り方については、固定通信市場とモバイル市場の融合、上位レイヤー市場で事業展開を行う事業者(回

の市場の市場支配力の関連市場へのレバレッジの問題や、異なる市場で市場支配力を有する事業者であって互いに密接な資本関係を有する事業者同士が、一体的な事業展開を行うことの問題、市場支配的事業者が一の市場で子会社等と一体的な事業展開を行うことの問題など、共同的・一体的市場支配力等の行使に係る問題について、市場支配力の認定との関係で検討することが必要である。

回線不設置事業者)の扱い、共同的・一体的市場支配力等の行使の可能性の3点を視点として検討することが重要になると考えられる。

【弊社意見】

固定通信市場とモバイル市場の融合、上位レイヤー市場で事業展開を行う事業者(回線不設置事業者)の扱い及び共同的・一体的市場支配力等の行使について、検討の視点として必要とする答申案に賛成します。

また、現時点においてPSTNからIPネットワークへの移行計画及び2010年度に予定されているNTT殿からの移行に関する概略的展望が不明であることを踏まえれば、検討の視点としては、PSTNとIPネットワークの並行運用期間における接続ルールの在り方についても必要と考えます。

現に、本報告書案「本章.1.(3)2)加入光ファイバ接続料・ドライカッパ接続料等の見直し」のなかで記載されている通り、ドライカッパの接続料が上昇基調にある、というPSTN網とIPネットワークの並行運用期間における解決すべき問題がすでに発生していると考えます。

2)検討課題

②市場支配力の認定

【答申案】(P93)

(略)

今後の競争環境の推移を注視する必要はあるが、このような状況の中で、従来の単独市場・単独事業者の考え方で対応できない事態が想定されれば、一の市場の市場支配力の関連市場へのレバレッジの問題や、異なる市場で市場支配力を有する事業者であって互いに密接な資本関係を有する事業者同士が、一体的な事業展開を行うことの問題、市場支配的事業者が、一の市場で子会社等と一体的な事業展開を行うことの問題など、共同的・一体的市場支配力等の行使に係る問題について、市場支配力の認定との関係で検討することが必要になると考えられる。

(略)

【弊社意見】

共同的・一体的市場支配力等の行使に係る問題について市場支配力の認定との関係で検討が必要とする答申案に賛成します。

共同的・一体的市場支配力等の行使については、NTT殿によるグループドミナンスの問題が顕著になっており、競争セーフガード等においても各社から強く問題提起が行われているものと理解しています。

たとえば、FTTH市場とISP市場においては、FTTH市場におけるNTT東西殿のシェアは74.1%となり、当該市場におけるNTT東西殿の市場支配力は増

すばかりですが、それに比例するかのようにADSL回線利用ではNTTグループ系ISP事業者は20%弱であったにも係らず、FTTH回線利用では33.3%と大きく逆転しています(別紙1)。これは通信レイヤーにおける市場支配力が上位レイヤーに大きく影響しているだけでなく、NTTグループ間の連携強化の結果と考えられ、具体的な検証対象とすべきと考えます。

*e*Access 別紙1



		2008年4月	2009年4月	
FTTH	1 NTT系A社	20.7%	1 NTT系A社	22.3%
	2 NTT系B社	11.6%	2 NTT系B社	11.0%
	3 独立系C社	10.8%	3 独立系C社	9.4%
	4 独立系D社	9.3%	4 独立系D社	8.0%
	5 独立系E社	5.4%	5 独立系E社	5.4%
	(NTT系合計)	32.3%	(NTT系合計)	33.3%
ADSL	1 独立系A社	37.3%	1 独立系A社	36.7%
	2 NTT系A社	12.7%	2 NTT系A社	12.4%
	3 独立系B社	7.1%	3 独立系B社	9.6%
	4 独立系C社	6.2%	4 NTT系B社	6.2%
	5 NTT系B社	5.8%	5 独立系C社	6.1%
	(NTT系合計)	18.5%	(NTT系合計)	18.6%
全体	1 独立系A社	17.1%	1 NTT系A社	15.8%
	2 NTT系A社	14.4%	2 独立系A社	15.5%
	3 独立系C社	8.1%	3 NTT系B社	7.7%
	4 NTT系B社	7.5%	4 独立系C社	6.7%
	5 独立系D社	6.1%	5 独立系D社	6.4%
	(NTT系合計)	21.9%	(NTT系合計)	23.5%

(参照元)

「財団法人インターネット協会監修、インターネット白書 2008、株式会社インプレスR&D、東京、2008.」

「財団法人インターネット協会監修、インターネット白書 2009、株式会社インプレスR&D、東京、2009.」

における「最も利用しているISPランキング」より弊社集計

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見138 FMCサービス等は揺籃期にあり、共同的・一体的市場支配力の行使の可能性に係る問題については、事前に規制をかけるべきではない。

- FMCサービス等の分野については、サービスメニューが多様化しておらず、利用者数も少ない状況にあり、事業者が創意工夫によりサービスを創出している段階、すなわち揺籃期に位置付けられるものと考えます。
このような状況において、共同的・一体的市場支配力等の行使の可能性に係る問題については事前に規制をかけるのではなく、その波及影響等に鑑

考え方138

考え方137に同じ。

<p>み、個別・具体的な案件ごとに事後的に対処することが必要であり、まずは自由な事業展開に委ねるべきと考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	
<p>意見139 固定・携帯通信事業の統合をはじめとする事業の合従連衡が進展する中、現在の市場環境にそぐわない規制は早期に撤廃や抜本的見直しを実施すべき。</p>	<p>考え方139</p>
<p>○ ドコモ分社時やNTT再編成時に設定されたNTTグループに係る累次の公正競争要件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために実施されたものだが、現在では、事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供しているほか、料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行い、ユーザ基盤を大きく拡大している。</p>	<p>答申(案)に示したとおり、今後、ネットワークレベルで固定通信と移動通信の差異が希薄化し、固定アクセス回線を用いたサービスと移動アクセス回線を用いたサービスが一體的に提供されるFMCサービスが本格的に展開されるようになると、固定通信市場とモバイル市場の二分法だけで指定事業者を指定することの妥当性について、FMCサービスに対応した市場画定の要否も含めて検討することが必要になると考えられる。</p>
<p>NTT グループは本指定設備制度等により経営の自由度に大きな制約を受けており、ユーザの利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できておらず、市場環境の構造的な変化や今の競争状況からみて、ふさわしくないこれらのドミナント規制は、撤廃に向けた方向で見直しを行う必要がある。</p> <p>(NTT 持株)</p> <p>○ 【固定通信と移動通信の融合を踏まえた接続ルール、ドミナント規制の在り方】</p> <p>固定・携帯通信事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供するのみならず、同一会社あるいは同一グループ内の固定電話－携帯電話相互間のみの通話を無料化する等、移動体業務の分離時やNTT再編成時から市場環境・競争環境は一変してきています。こうした中で、お客様のご要望にお応えし、多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスを迅速かつ柔軟に提供していくためにも、当時講じられた措置のうち、現在の市場環境にそぐわなくなっているものについては、禁止行為規制を含め、早急に撤廃や抜本的見直しを実施していただきたいと考えます。</p> <p>また、FMCサービス等の固定／移動融合サービスの提供等、部分的な水平的市場統合に対応したドミナント規制に係る議論に関しては、現在の指定電気通信設備規制において、固定系設備のボトルネック性についてはネットワークのオープン化により小売市場に及ぼす影響を遮断する措置が、また移動系設備については円滑な接続を確保するための措置が、それぞれ既に講じら</p>	

<p>れているため、新たな規制を設ける必要はないと考えます。 (NTT 東日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 【水平的な市場統合について】 固定・携帯通信事業の統合をはじめ事業者の合併連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他事業者は、固定・携帯通信事業を同一の会社が提供する等していますが、更に、昨年以降、固定通信事業と携帯電話事業を1社(グループ)で提供している事業者が、自社内やグループ内の「固定－携帯」間通話を無料にするサービスを提供される等、NTTドコモ分社時やNTT再編成時から市場環境・競争環境は一変してきています。 こうした中、当時講じられた措置のうち、現在の市場環境・競争環境にそぐわなくなっているものについては、早急に、撤廃を含めた見直しを行って頂きたいと考えます。 また、FMCサービス等の固定／移動融合サービスの提供等、部分的な水平的市場統合に対応したドミナント規制に係る議論については、現在の指定電気通信設備規制において、固定系設備のボトルネック性についてはネットワークのオープン化により小売市場に及ぼす影響を遮断する措置が、また移動系設備については円滑な接続を確保するための措置が、それぞれ既に講じられているため、新たな規制を設ける必要はないと考えます。 <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見140 固定通信と移動通信を1社(グループ)で提供している事業者が設定している接続料の適正性や自社やグループ内の取引条件が他と公平かどうかチェックする仕組みを設けるよう検討すべき。</p>	<p>考え方140</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ むしろ、固定通信事業と移動通信事業を1社(グループ)で提供している事業者は、固定通信事業者に対して固定通信事業者の接続料よりも非常に高い接続料を設定している一方で、自社又はグループ内の通話料を無料としており、その無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料で補填している懸念があるため、当該事業者が設定している接続料の適正性や、自社やグループ内の取引条件が他事業者との間の取引条件と公平な取扱いとなっているか否かをチェックする仕組みを設けることについて、検討していただきたいと考えます。 <p>(NTT東日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ むしろ、固定通信事業と携帯電話事業を1社(グループ)で提供している事 	<p>考え方125に同じ。</p>

<p>業者は、固定通信事業者に対して固定通信事業者の接続料よりも非常に割高な接続料を設定している一方で、自社又はグループ内の通話料を無料としており、その無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料で補填している懸念があるため、当該事業者が設定している接続料の適正性や、自社やグループ内の取引条件が他事業者との間の取引条件と公平な取扱いとなっているか否かを検証することについて、検討して頂きたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見141 平成16年度の競争評価以降、市場構造に変化はなく、携帯卸着信市場の市場確定の合理性は一切存在しない。</p>	<p>考え方141</p>
<p>○ 【卸着信市場の市場画定について】 EUにおける「卸着信市場」での市場画定については、「競争評価 2004」において、総務省殿はこの概念の採用を否定しており、本質的な市場構造が大幅に変化しないことを踏まえれば、卸着信市場の市場画定を行う合理性は一切存在しません。詳細は、本答申案第2章1(1)1)に対する意見箇所において前述したとおりです。 (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>考え方15に同じ。</p>

第6章 おわりに

意 見	考 え 方
<p>意見142 接続ルールの在り方については、市場の発展期にタイミング良く行われることが重要であり、3年ごとの見直しにとらわれず早期に必要な検討に着手すべき。</p>	<p>考え方142</p>
<p>○ (接続ルールの在り方の見直しについて) 答申(案)において、「接続ルールの在り方については、3年後の2012年度を目途に、関係事業者の意見等を踏まえつつ、改めて検討を行うことが適當」とされておりますが、当該ルールの見直しについては、非指定事業者による二種指定事業者と同一の接続料算定の取り組み状況を注視しつつ、その遵守状況によっては、すみやかに二種指定化等の見直しを行うことが必要であると考えます。 (NTTドコモ)</p> <p>○ 今回の接続ルール見直しの検討においては、モバイル市場における接続ルールの在り方に検討の主眼が置かれたものと理解しています。 しかしながら、公正競争上の問題が顕著になっているのは、NTT東・西がN</p>	<p>総務省においては、答申(案)を踏まえた所要の対応を速やかに行うとともに、接続ルールの在り方については3年後の2012年度を目途に、関係事業者の意見等を踏まえつつ、改めて検討を行うことが適當である。その上で、当該時期にとらわれず、接続ルールに見直すべき点が生じた場合には適時適切に見直すことが必要である。</p>

GNをFTTHと一緒に構築し、アクセス部分での市場支配力をあらゆる分野に行使することによって独占に回帰している固定通信市場であり、ユーザー利便を確保するためには、今回検討が行われた固定ブロードバンド市場におけるアクセス回線や中継網に関する個別の論点整理に加えて、第5章で示されたようなドライカッパ等のレガシー系サービスの接続料の抑制やユニバーサルサービス制度の在り方の見直し、FTTHの開放ルールの整備にも早期に取組む必要があります。

なお、公正競争環境を確保するための政策は、市場の発展期にタイミングよく行われることが重要であるため、答申案で示されたとおり、3年毎の見直しにとらわれず、早期に必要な検討に着手することが必要です。

(KDDI)